

令和4年 第1回

南会津町議会定例会 会議録

南会津町議会

令和4年第1回南会津町議会定例会会議録目次

第1日 3月11日(金)

◎議事日程	1
◎本日の会議に付した事件	1
◎出席議員	1
◎欠席議員	2
◎説明のための出席者	2
◎事務局職員出席者	2
◎開会の宣告	3
◎開議の宣告	3
◎議事日程の報告	3
◎会議録署名議員の指名	3
◎会期の決定	4
◎諸報告	4
◎令和4年度町政施政方針説明	5
◎議案第3号から議案第24号まで一括上程、説明	11
◎委員会提出議案第1号の上程、説明	24
◎議員定数と議員報酬に関する特別委員会報告	25
◎請願の委員会付託	27
◎散会の宣告	29

第2日 3月16日(水)

◎議事日程	31
◎本日の会議に付した事件	31
◎出席議員	31
◎欠席議員	31
◎説明のための出席者	31
◎事務局職員出席者	32
◎開議の宣告	33

◎議事日程の報告	3 3
◎一般質問	3 3
大 桃 英 樹 議員	3 3
渡 部 訓 正 議員	5 2
五十嵐 芳 道 議員	6 6
湯 田 芳 博 議員	7 2
丸 山 陽 子 議員	8 2
馬 場 浩 議員	8 9
◎散会の宣告	9 4

第3日 3月17日(木)

◎議事日程	9 5
◎本日の会議に付した事件	9 6
◎出席議員	9 6
◎欠席議員	9 6
◎説明のための出席者	9 6
◎事務局職員出席者	9 6
◎開議の宣告	9 8
◎発言の申出	9 8
◎議事日程の報告	9 9
◎一般質問	9 9
湯 田 哲 議員	9 9
◎発言の申出	1 1 5
◎委員会提出議案第1号 南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁 償に関する条例の一部を改正する条例の質疑、討論、 採決	1 1 7
◎議案第 3号 南会津町個人情報保護条例の一部を改正する条例の質疑、討 論、採決	1 1 7
◎議案第 4号 南会津町職員定数条例の一部を改正する条例の質疑、討論、 採決	1 1 8

◎議案第 5 号	南会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決	1 1 9
◎議案第 6 号	南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決	1 2 0
◎議案第 7 号	南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決	1 2 0
◎議案第 8 号	南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決	1 2 1
◎議案第 9 号	南会津町町民プール条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決	1 2 2
◎議案第 1 0 号	南会津町立保育所条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決	1 2 2
◎議案第 1 1 号	南会津町立幼稚園預かり保育等に関する条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決	1 2 3
◎議案第 1 2 号	南会津町水道事業給水条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決	1 2 4
◎議案第 1 3 号	南会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決	1 2 7
◎議案第 1 4 号	財産の無償譲渡について（消防車両車庫（第 4 部中小屋））の質疑、討論、採決	1 2 7
◎議案第 1 5 号	町道路線の変更についての質疑、討論、採決	1 2 8
◎議案第 1 6 号	公の施設の指定管理者の指定について（南会津町川島交流センター）の質疑、討論、採決	1 2 9
◎議案第 1 7 号	公の施設の指定管理者の指定について（みなみあいづ森と木の情報・活動ステーション「きとね」）の質疑、討論、採決	1 3 0
◎諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑、採決	1 3 1
◎諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑、採決	1 3 1
◎議案第 1 8 号	令和 3 年度南会津町一般会計補正予算（第 1 0 号）の質疑、	

討論、採決	1 3 2
◎散会の宣告	1 4 4

第4日 3月18日(金)

◎議事日程	1 4 5
◎本日の会議に付した事件	1 4 5
◎出席議員	1 4 5
◎欠席議員	1 4 6
◎説明のための出席者	1 4 6
◎事務局職員出席者	1 4 6
◎開議の宣告	1 4 7
◎議事日程の報告	1 4 7
◎議案第19号 令和4年度南会津町一般会計予算の質疑、討論、採決	1 4 7
◎議案第20号 令和4年度南会津町国民健康保険特別会計予算の質疑、討論、採決	1 9 1
◎議案第21号 令和4年度南会津町後期高齢者医療特別会計予算の質疑、討論、採決	1 9 1
◎議案第22号 令和4年度南会津町介護保険特別会計予算の質疑、討論、採決	1 9 2
◎議案第23号 令和4年度南会津町水道事業会計予算の質疑、討論、採決	1 9 3
◎議案第24号 令和4年度南会津町下水道事業会計予算の質疑、討論、採決	1 9 3
◎令和4年請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願書についての委員長報告、質疑、討論、採決	1 9 4
◎日程の追加	1 9 8
◎委員会提出議案第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についての上程、説明、質疑、討論、採決	1 9 9
◎議員提出議案第1号 ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議についての上程、説明、質疑、討論、採決	2 0 0
◎議員派遣の件について	2 0 2

◎閉会中の継続調査について.....	202
◎町長挨拶.....	202
◎閉会の宣告.....	204
◎署名議員.....	207

令和4年第1回南会津町議会定例会 第1日

議事日程 (第1号)

令和4年3月11日(金曜日)午後1時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸報告

日程第 4 令和4年度町政施政方針説明

日程第 5 議案第3号から議案第24号まで一括上程

(提案理由の説明)

日程第 6 委員会提出議案第1号の上程

(趣旨説明)

日程第 7 議員定数と議員報酬に関する特別委員会報告

日程第 8 請願の委員会付託

令和4年請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願書

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (16名)

1番	五十嵐 芳 道	議員	2番	馬 場 浩	議員
3番	川 島 進	議員	4番	湯 田 芳 博	議員
5番	室 井 英 雄	議員	6番	渡 部 訓 正	議員
7番	丸 山 陽 子	議員	8番	湯 田 良 一	議員
9番	大 桃 英 樹	議員	10番	湯 田 哲	議員
11番	高 野 精 一	議員	12番	山 内 政	議員
13番	菅 家 幸 弘	議員	14番	星 光 久	議員
15番	楠 正 次	議員	16番	室 井 嘉 吉	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	星英雄	教育長
小寺俊和	総務課長	星良栄	総合政策課長
鈴木秀和	税務課長	渡部秀介	住民生活課長
阿久津勝英	健康福祉課長	室井利和	農林課長
星博文	商工観光課長	月田啓	建設課長
遠藤知樹	環境水道課長	渡部さつき	会計室長
菅家康夫	農業委員会 事務局長	渡部浩明	学校教育課長
廣野友一郎	生涯学習課長	阿久津正人	館岩総合支所長
馬場誠	伊南総合支所長	酒井浩哉	南郷総合支所長

事務局職員出席者

星貴夫	事務局長	星彰	議事係長
-----	------	----	------

開会 午後 1時00分

◎開会の宣告

○室井嘉吉議長 皆さん、こんにちは。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いいたします。

ただいまから令和4年第1回南会津町議会定例会を開会します。

開議に先立ちまして、表彰の伝達を行います。

去る2月8日開催の全国町村議会議長会定期総会において、本町議会議員星光久君が、多年にわたる議会議員活動の功績が認められ、在職15年以上の自治功労者表彰を受賞されました。

これより受賞者へ伝達を行います。

○星 貴夫議会事務局長 それでは、星光久議員、前のほうにお進みください。

〔表彰状朗読、伝達〕

○室井嘉吉議長 以上で、表彰の伝達を終わります。



◎開議の宣告

○室井嘉吉議長 それでは、ただいまより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○室井嘉吉議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、東日本大震災から本日で11年目を迎えます。犠牲となられた方々のご冥福をお祈りするため、午後2時46分から1分間の黙禱を行いますので、議事の中断については、あらかじめご了承をお願いいたします。



◎会議録署名議員の指名

○室井嘉吉議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、7番、丸山陽子君、9番、大桃英樹君を指名します。



◎会期の決定

○室井嘉吉議長 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会議予定表のとおり、本日から3月18日まで8日間とし、明12日から15日まで休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月18日までの8日間とし、明12日から15日まで休会することに決定いたしました。



◎諸報告

○室井嘉吉議長 日程第3、諸報告を行います。

初めに、諸般の報告を行います。

令和3年第4回定例会以後の議会活動状況、議員派遣の結果報告及び総務委員会所管事務調査報告は、お手元に配付のとおりであります。

次に、1月12日に開催された南会津地方広域市町村圏組合議会全員協議会、2月22日に招集された令和4年第1回南会津地方環境衛生組合議会定例会及び令和4年第1回南会津地方広域市町村圏組合議会定例会の概要は、お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、令和4年1月分までの例月出納検査を実施した結果、適正であった旨、文書によって通知がありましたので、報告しておきます。

これで諸般の報告を終わります。

次に、行政報告を行います。

令和3年第4回定例会以後の行政報告については、お手元に配付の一般行政報告書のとおりであります。

これで諸報告は終わります。



◎令和4年度町政施政方針説明

○室井嘉吉議長 日程第4、令和4年度町政施政方針説明を行います。

町長の登壇を許します。

町長。

○大宅宗吉町長 皆様、こんにちは。

これから施政方針を述べさせていただきますが、申し述べる前に、現在世界が注視しているロシアのウクライナ侵攻につきまして、幼い子供を含め、ウクライナの人々が命の危険に脅かされている状況に心を痛めております。ウクライナ侵攻は、国際社会の平和と安全を著しく損なう暴挙であります。ロシアの即時撤退により、一刻も早く平穏な日常の回復を願っています。

また、本日3月11日は、平成23年3月11日14時46分に東日本大震災が発生し、11年を迎えようとしています。私はそのとき、施政方針を述べているときでありました。震災に伴う福島原発事故から11年たった今日に至っても、大きな影響を及ぼしており、困難な課題を抱え、その対応に苦慮している現状にあります。

本町においても、農産物等、今なお風評被害の中にあると認識しております。二度と繰り返されないよう、1日も早い安心・安全な対策をして、世界の人々、そして国民の皆さんにより一層のご理解をいただき、引き続き、ご支援いただきますよう祈っております。

一方、世界の不穏な状況やコロナ禍の中、明るいニュースとしては、幼少の頃、本町の南郷スキー場で練習を重ね、ソチオリンピック、平昌オリンピックで銀メダルに輝き、そしてまた、今回の北京オリンピックでは、念願の金メダルを獲得された、スノーボードの平野歩選手の活躍は私たちに大きな力をいただいたことはもちろん、世界の人々にも大きな感動を与えるものであります。心から敬意を表します。そして、これからのますますのご活躍をお祈りいたします。また、可能であれば、本町にお越しいただきまして、お会いできればと、そのように思っています。

それでは、令和4年度町政施政方針について申し述べます。

本日ここに、令和4年度一般会計予算をはじめとする重要案件のご審議をお願いするに当たり、私の町政運営に対する所信と重点施策をご説明し、議員各位及び町民の皆様のご理解とより一層のご協力をお願い申し上げるものであります。

私が町長に就任して以来、この4月をもって3期12年の任期が満了することとなります。この間、私の政治信条である公平、公正、誠実、思いやりを基本として、常に初心を忘れることなく、安心と信頼のまちづくりに全力を傾注してまいりました。これまで皆様方の温かいご支援、ご協力に支えられ、町政を進展できましたことに改めて感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大は私たちの生活を一変させ、それに伴う経済の落ち込みが、我が国をはじめ、世界に広がっています。本町でも、昨年からの年明けから猛威を振るい、町内の観光業、商工業、建設業、農林業など様々な分野において大変厳しい状況になりました。特に、介護施設でクラスターが発生したことから、医療関係者、介護関係者に大きな負担がかかってしまいました。

感染された方々には心よりお見舞い申し上げますとともに、医師や看護師、病院スタッフの皆様をはじめ、介護施設の職員、救急搬送を担う消防署員の皆様、そして、感染症対策に携わる保健所の方々など、命と健康を守るために、昼夜を問わず最前線で懸命にご対応いただいている関係者の皆様に深く敬意と感謝の意を表します。

また、感染拡大の防止に向けて様々なご協力をいただいている町民の皆様、事業者の皆様にも心から感謝を申し上げ、1日も早いコロナ禍の収束を願うものであります。

町といたしましても、引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぎ、町民の皆様の命と健康、生活を守ることを第1に、様々な課題解決に向け全力を尽くしてまいります。

令和4年度予算編成について申し述べます。

令和4年度当初予算につきましては、令和3年度同様、長期化している新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底することはもちろん、感染症を契機とした新たな常識と生活様式の変化を的確に捉えながら、町民の安全で安心な生活の維持と、停滞している町内経済の景気回復、さらには最終年度となる第2次南会津町総合振興計画に掲げるまちの将来像、互いを思いやり、人と自然が優しさに包まれた、安心と信頼のまちの実現に向けた総仕上げの予算となるよう、未来へと幸せが続く、持続可能なまちづくりを予算編成基本方針とし、次の6つの重点施策を掲げ、全職員一丸となって予算編成に取り組んでまいりました。

1つ目は、町内の景気回復と新しい中心市街地の実現に向けた取組、2つ目は、町民の生活、

生命を守る防災対策と地域間公共交通網の整備、3つ目は、社会資本整備の着実な推進と新設した公共施設を活用した地場産業力の向上、4つ目は、社会環境の変化に対応したデジタル化の推進と公共施設の将来像を描く取組、5つ目は、コロナ禍における集客事業の見直しと関係人口、定住人口を生み出す取組、6つ目は、経常経費の見直しと将来を見据えた行財政改革に向けた取組としました。

その結果、一般会計予算総額は、対前年比1.7%減の124億2,000万円、特別会計は3会計総額で41億9,180万円、公営企業会計は2会計で20億8,742万9,000円としたところであります。

なお、本予算につきましては、必要な投資と財政規律の両立を保ちながら執行したいと考えておりますが、新型コロナウイルス感染症に対する緊急的な事案に対しましては、機を逸することなく状況を見定め、令和3年度同様、必要な対策を講じてまいります。

第2次南会津町総合振興計画に掲げる5つの目標の柱に基づき、主要な施策の取組について申し述べます。

初めに、恵まれた自然環境と調和した生活空間の創造についてであります。先人が私たちに残してくれた豊かな自然を未来へと引き継ぐため、多様なニーズに対応した生活環境の整備を進めてまいります。

自然環境に関しましては、国指定天然記念物駒止湿原において、野生動物による被害や環境の変化等による湿原の保全が課題になっていることから、多角的な視点から、その影響度などの調査研究を進め、湿原や湿原を取り巻く環境保全に向けた取組を進めてまいります。

また、尾瀬国立公園田代山における斜面崩落に関する対策を、引き続き、関係機関と連携をして進めてまいります。

さらに、阿賀川、伊南川流域全体の自然環境を保全していく上で、河川の監視調査の実施や合併処理浄化槽の設置に係る経費の一部補助を実施するなど、貴重な財産を後世に引き継いでまいります。

道路など社会資本の整備では、富貴沢橋の架け替え事業をはじめ、生活基盤である道路及び橋梁の改築、修繕工事を実施してまいります。

また、豪雨時に溢水する排水施設等の改修の実施や降雪期における生活道路の確保のため、老朽化した除雪機械を更新するなど、安全で安心な生活環境整備に努めてまいります。

さらに、基幹道路については、会津縦貫南道路5工区、国道289号田島バイパス、栃木県側で事業が動き出してきた栃木西部・会津南道路など、本町を取り巻く基幹道路の整備が着実に進んできております。これらの社会資本整備に対応した将来ビジョンを描き、持続可能なまち

づくりに取り組んでまいります。

2点目の就労対策、企業支援と戦略的な取組による町民所得の向上についてであります、新型コロナウイルス感染症の拡大により停滞している町内経済の景気回復を目指し、各種産業間の連携を図り、雇用を守る取組を進めてまいります。

農業の分野においては、農業従事者の高齢化及び担い手不足が深刻化する中で、若い農業者の育成と新規就農者の確保に取り組んでまいります。また、持続可能な農業生産基盤の整備や農地集積の推進と併せて、将来の担い手となる大規模農家の育成や地域農業を支える農業法人化の支援など、安定的な経営体の育成と農業生産性の向上を図ります。

さらに、有害鳥獣による農作物への被害を抑えるため、個体数調整を図るとともに、里山林整備や複合柵設置等の被害対策支援を継続しながら、集落と一体となって対策に取り組んでまいります。

林業の分野においては、令和4年度から供用開始するみなみあいづ森と木の情報・活動ステーションきとねを拠点とした木材需要の拡大等を目的とした情報発信や次世代の人材育成及び木材関連製品の展示販売事業を展開していきます。また、本町森林の約70%を占める広葉樹材の取引を促進するための広葉樹材供給ステーションを開設し、林業、林産業の活性化を図ってまいります。

商工業の分野においては、中小企業を取り巻く環境が依然として厳しい状況にあることから、地元商店等への消費を喚起するプレミアム商品券発行事業のほか、住宅関連産業の受注機会の拡大と住民の快適な住まいづくりを促進する住環境整備事業への支援、さらには、町内製造業者等の設備投資や人材育成に係る経費等の一部を助成します。

あわせて、一定の投資と雇用を確保して、町内に工場等を立地した企業に対して、固定資産税相当額の一部を奨励金等として交付するほか、個人事業者及び法人の新規創業等に係る経費の一部を助成し、事業活動の促進、生産能力向上及び雇用の場の創出を図ってまいります。

また、社会情勢の変化による企業の実態を把握し、企業ニーズに即した支援施策を展開していくため、町内事業所の雇用状況や労働環境等の実態調査を実施します。

さらに、経営者の高齢化や担い手不足などにより活気が失われつつある田島地域中心市街地の活性化については、地域住民や関係事業者との協働によるまちなか再生を具現化してまいります。

新型コロナウイルス感染症の長期化により、経営の安定に支障を来している事業者に対しては、融資に対する利子等補給事業により負担軽減を図るほか、経営改善等を行うための専門家

派遣経費の一部を助成するなど、金融機関や商工会とも連携しながら、伴走型支援に取り組んでまいります。

観光業の分野においては、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、観光客数が大きく減少し、深刻な影響を及ぼしていることから、観光誘客対策として、教育旅行や合宿誘致の回復に取り組むほか、SNS等の多様な広報媒体を活用して、本町の魅力を広くPRし、個人旅行者などの誘客強化を通して交流人口の拡大を図ってまいります。

また、国道289号八十里越道路の開通を見据え、新潟県三条市、只見町との3市町による越後・南会津街道観光・地域づくり円卓会議及び懇談会で協議等を行いながら、広域観光や産業連携などの相互交流につながる施策の展開を促進してまいります。

3点目の誰もが健やかで安心して生活できる環境づくりについてであります。町民の生活、生命を守ることを第1に考え、全ての町民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・福祉サービス、防災対策等の安全で安心な暮らしの実現に向け、取り組んでまいります。

医療の分野においては、将来にわたって地域医療が維持されるよう、医師や医療スタッフの確保について県や関係機関へ引き続き要望していくほか、介護現場における人材確保の対策も継続して実施してまいります。

福祉の分野においては、高齢者見守り支援や高齢者世帯等除雪支援などにより、高齢者や障害者が安心して暮らし続けられるよう、関係機関や集落内における相互扶助体制との連携など、地域と行政が一体となった支援体制を継続してまいります。

子育て支援の分野においては、妊産婦及び子供の医療費の助成のほか、子育て世代包括支援センターの運営を継続し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を一体的に提供する体制の充実を図ってまいります。

また、広大な面積を有する本町では、交通弱者にとって、移動手段の確保は必要不可欠であります。自家用車を持たない高齢者など交通弱者のニーズに即した効率的かつ効果的な公共交通網を整備し、さらなる利便性向上のため、町全体の公共交通網の在り方を検討するとともに、見直しを進めながら、交通手段の充実に努めてまいります。

さらに、防災対策においては、町民の安全を確保するため、防災行政無線の効果的な活用により、災害時の迅速な情報提供に取り組んでまいります。

一方、収束が見通せない状況にある新型コロナウイルス感染症については、感染拡大を防止するため、町民が安心してワクチン接種を受けられる体制や、無料で検査が受けられる体制に

ついて、引き続き、関係機関や団体と連携し、整備を進めてまいります。

4点目の次世代の地域を担う人材の育成についてであります。先人が築いてきた町を次世代へと引き継いでいくのは、子供たちをはじめとした多様な人材であり、まちづくりを支えるのも人材であると認識していることから、地域を担う人材育成に積極的に取り組んでまいります。

学校の分野においては、英語が話せる人材育成事業により、高等学校卒業までに簡単な日常英会話ができる人材の育成を継続するとともに、町内の中学生を対象にSDGsを学ぶ機会を提供し、地域を担う人材の育成を図ってまいります。

また、デジタル化が進む社会環境にある中で、本町においても、その取組を進める一環として、デジタル化によって何ができ、生活がどう変わるのかを学ぶ研修会などを実施します。

生涯学習の分野においては、地域の歴史や文化を学ぶ場や、スポーツを通じた健康づくりの講座など、公民館講座の充実を図るとともに、体験活動など地域と連携した教育を推進する放課後子ども教室を継続し、地域を担う人材の育成及び充実に努めてまいります。

地域の文化の保存、伝承においては、本町の代表的な伝統芸能である田島祇園祭屋台歌舞伎や伝統技術である藍染技術の後継者育成と伝統文化の継承に取り組むなど、先人から受け継がれてきたかけがえのない民俗芸能や伝統文化の保存伝承に努めてまいります。

また、地域のシンボルである県指定天然記念物の古町の大イチョウの保護や地域コミュニティの活性化を目指すため、公園整備に着手してまいります。そのため、令和4年度は、旧伊南小学校及び旧伊南給食センターの解体に係る実施設計を行います。

5点目の町民と行政との協働によるまちづくりと未来を拓く行政経営についてであります。人口減少と高齢化に伴い、地域の担い手が不足し、地域コミュニティや集落機能の維持が困難になってきていることから、町民と行政が協力し合っ、お互いさまの地域づくりを目指してまいります。

地域コミュニティや集落機能の維持では、町民の皆様の声に真摯に向き合い、対話を進めながら、地域の相互扶助や自主的かつ主体的な住民自治活動及び集落機能の維持強化を支援してまいります。

また、町外の人材が町に関わる機会を提供し、町民との交流を通じながら、地域の魅力の発見や課題解決を進めていくとともに、将来的に2地域居住や移住につながるよう取り組んでまいります。

行政運営については、町民から求められる行政サービスの維持及び向上を進めるためには、

行財政改革も必要であると認識しております。社会全体のデジタル化進展する中で、それに対応した職員の意識、業務の改革を進めるため、デジタル技術を活用した行政システムを導入し、経常経費の見直しと将来を見据えた効果的、効率的な行財政運営に努めてまいります。

また、時代の潮流や変化、本町を取り巻く課題を把握し、将来の本町のまちづくりの方向性と進むべき目標を示す第3次南会津町総合振興計画を令和4年度に策定してまいります。

以上、令和4年度の予算編成と第2次南会津町総合振興計画に基づく主要施策の概要について申し述べました。

議員各位及び町民の皆様におかれましては、引き続き、町政運営に一層のご理解とご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○室井嘉吉議長 これで、令和4年度町政施政方針説明を終わります。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

1時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時32分

再開 午後 1時40分

○室井嘉吉議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第3号から議案第24号まで一括上程、説明

○室井嘉吉議長 日程第5、議案第3号から議案第24号までを一括上程します。

提出者の町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 令和4年第1回南会津町議会定例会を招集いたしましたところ、何かとご多忙中にもかかわらず、ご参集を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、今期定例会に提出いたしました各議案等について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第3号 南会津町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、条例内で引用する法律の改廃があるため、所要の改正をするものであります。

次に、議案第4号 南会津町職員定数条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、地方公営企業法の適用を受ける企業の常勤の職員の定数について所要の改正をするものであります。

次に、議案第5号 南会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、国家公務員に係る妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため講じる措置の考え方にに基づき、非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件の緩和、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置について所要の改正をするものであります。

次に、議案第6号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、昨年の12月期末手当については、国家公務員の取扱いを基本として、条例改正を見送りましたが、第208回国会において、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が閣議決定され、法案が提出されたことから、国家公務員の取扱いに基づき、福島県人事院勧告の内容を踏まえて、所要の改正をするものであります。

次に、議案第7号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、町職員の期末手当の額の改定に準じて、町長、副町長及び教育長に支給する期末手当の算定基礎に乗ずる割合等を改定するため、所要の改正をするものであります。

次に、議案第8号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第9号 南会津町町民プール条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、町立南郷小学校のプール施設を社会体育施設に管理替えし、舘岩町民プール及び伊

南町民プールと同様にすることによって、地域住民の利便性を図ることを目的に、所要の改正をするものであります。

次に、議案第10号 南会津町立保育所条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

平成31年4月に開設した町立館岩幼稚園小規模保育所では、1歳児6人を定員として保育の受入れを行っておりますが、これを2歳児までの保育を可能にし、地域の子育て支援の利便性を向上させるため、所要の改正をするものであります。

次に、議案第11号 南会津町立幼稚園預かり保育等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、令和4年4月1日から町立館岩幼稚園小規模保育所で2歳児の保育を行うための南会津町立保育所条例の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第12号 南会津町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、水道法の一部を改正する法律が令和元年10月1日に施行され、指定給水装置工事事業者の指定について、5年ごとの更新制が導入されたことに伴い、令和4年度から更新を実施するため、所要の改正をするものであります。

次に、議案第13号 南会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本町における消防団の条例定数は、平成26年に1,025人から950人に改正したところでありますが、現在の団員の実員数は、先遣隊を含め741人で、定数に対して209人の欠員が生じております。

本案は、少子高齢化や若年層の町外への転出等により、団員の十分な確保ができない状況や、本町の人口減少の実態も踏まえ、消防団の実情に合った定員管理を行う必要があることから、条例定数を800人に改正するものであります。

次に、議案第14号 財産の無償譲渡についてをご説明申し上げます。

本案は、公共施設等総合管理計画、個別施設計画第1期において、第4部中小屋消防車両車庫を令和3年度までに無償譲渡する方針になっているため、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第15号 町道路線の変更についてをご説明申し上げます。

本案は、平成27年9月の関東・東北豪雨で被災した桧沢川の河川災害復旧工事の竣工に伴い、

町道の終点及び延長等を変更するものであります。

次に、議案第16号 公の施設の指定管理者の指定についてをご説明申し上げます。

本案は、公の施設である南会津町総合交流促進施設、南会津町川島交流センターの指定管理者に、南会津町川島区を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第17号 公の施設の指定管理者の指定についてをご説明申し上げます。

本案は、公の施設であるみなみあいづ森と木の情報・活動ステーションきとねの指定管理者に南会津森林組合を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてをご説明申し上げます。

平成31年4月1日から人権擁護委員として尽力されている川島敬章氏が令和4年6月30日をもって任期満了となることから、再任のため、人権擁護委員法に基づき議会の意見を求めるものであります。

川島氏の主な経歴は、別途配付しておりますが、附属資料に記載のとおりであります。川島氏は、人物、識見ともに優れ、豊富な行政経験を有するとともに、広く社会に精通されていることから、人権擁護委員として適任であるため、引き続き、その責務を担っていただくこととし、推薦するものであります。

なお、任期は令和4年7月1日から3年間となる予定であります。

次に、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてをご説明申し上げます。

今回、新たに人権擁護委員として推薦いたします平野亨氏の主な経歴は、別途配付しておりますが、附属資料に記載のとおりであります。

平野氏は、人物、識見ともに優れ、豊富な行政経験を有するとともに、広く社会に精通されていることから、人権擁護委員として適任であるため、人権擁護委員法に基づき、議会の意見を求めるものであります。

なお、任期は令和4年7月1日から3年間となる予定であります。

以上、条例関係等議案の説明を終わります。

続きまして、議案第18号 令和3年度南会津町一般会計補正予算（第10号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ2億1,164万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ143億8,306万1,000円とするものであります。

主な内容としましては、地方交付税及び新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金の追加交付による歳入の補正と、株式会社みなみあいづへの特別支援金の計上のほか、各事務事業の確定見込みに伴う歳入歳出予算の整理等であります。

補正予算の主な項目につきましては、歳入からご説明申し上げます。

第1款町民税につきましては、法人町民税が12月定例会時の見込みより増加となったことから、1,850万4,000円を追加するものであります。

第2款地方譲与税、第6款法人事業税交付金、第7款地方消費税交付金は、それぞれ交付見込みにより追加補正いたしました。

第11款地方交付税は、国の税収増に伴い、基準財政需要額を増額する再算定が行われ、1億9,838万4,000円が増額交付となったための追加補正であります。

第15款国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付及び各事業の確定見込みにより、5,164万7,000円を追加補正するものであります。

第16款県支出金は1,353万円の追加補正で、林業成長産業化地域創出モデル事業交付金の追加のほか、各事業の確定見込みにより、交付額を補正するものであります。

第18款寄附金は629万7,000円の追加で、ふるさと納税寄附金の実績見込みによるものであります。

第19款繰入金は、各種特定目的基金を財源とする事業の確定見込みに伴う、基金繰入額の補正で、2,084万円の減額であります。

第22款町債は、各起債事業費の確定見込みにより、8,550万円を減額するものであります。

次に、歳出の主な項目についてご説明申し上げます。

第1款議会費は、研修旅費をはじめ、今年度の事業費の確定見込みにより、406万8,000円を減額するものであります。

第2款総務費は、今年度事業費の確定見込みによる減額のほか、将来の起債償還に備えて、減債基金へ積立てを行うことにより、6,974万3,000円を追加補正いたします。

第3款民生費、第4款衛生費は、その事業の確定見込みによる減額補正であります。

第6款農林水産業費は、森林環境譲与税基金に1,064万1,000円の積立金を追加計上する一方、事業の確定見込みにより、全体では3,692万2,000円の減額補正となります。

第7款商工費については、事業の確定見込みによる減額補正のほか、新型コロナウイルス感

染症の影響により、経営が逼迫した第三セクター株式会社みなみあいづに対する経営支援として2億円を計上するもので、商工費全体で1億8,495万6,000円を追加補正するものであります。

第8款土木費は、社会資本整備総合交付金による町道整備事業や土地区画整理事業などの事業費の確定見込みにより、3,509万5,000円を減額いたします。

第10款教育費では、社会教育費や保健体育費の確定見込みにより、1,057万5,000円を減額いたします。

第14款予備費は、歳入との関連で、5,621万7,000円を追加するものであります。

なお、第2表繰越明許費のとおり、社会保障・税番号制度システム整備事業ほか5事業、総額3億7,798万円は、次年度に繰越しして実施するものであります。

また、地方債の変更は、第3表地方債補正のとおりであります。

以上、令和3年度一般会計補正予算（第10号）についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第19号 令和4年度南会津町一般会計予算についてご説明申し上げます。

令和4年度南会津町一般会計予算は、歳入歳出予算の総額を124億2,000万円とするものでありまして、対前年度比1.7%、2億1,400万円の減であります。

歳入であります。第1款町税は15億7,671万4,000円の計上でありまして、新型コロナウイルスの影響による営業所得の減少が見込まれる一方、給与所得、年金所得は増加が見込まれ、さらには、公共工事発注の増加により、土木建設業関連企業の収益が前年度を上回る見込みであることから、対前年度比10.3%、1億4,758万円の増となりました。

第2款地方譲与税は、国が国税として徴収し、一定の基準によって町に譲与されるもので、対前年度比6.7%、1,354万2,000円の増で、2億1,480万4,000円の計上であります。

第3款利子割交付金は、利子税の交付金87万円の計上で、対前年度比8.8%の増であります。

第4款配当割交付金は390万円、及び第5款株式等譲渡所得割交付金は300万円の計上でありまして、景気の動向等により、前年度よりやや減少となっております。

第6款法人事業税交付金は、県に納入された法人事業税額の一定割合が町に交付されるもので、令和4年度は交付基準の変更により、対前年度比90%増の1,900万円の計上となりました。

第7款地方消費税交付金は、県内の地方消費税収入見込額に基づき、対前年度比5.8%増の4億100万円の計上であります。

第8款ゴルフ場利用税交付金は、会津高原たかつえカントリークラブ利用に係る交付金200万円の計上で、対前年度比9.1%の減であります。

第9款環境性能割交付金は、自動車の取得時に環境性能に応じて課税された県税の一定割合

が町に交付されるもので、対前年度比16.7%増の1,400万円を計上いたしました。

第10款地方特例交付金は、住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う減収分を補填するために交付されるもので、対前年度比45%減の550万円の計上であります。

第11款地方交付税は、歳入全体の50.2%を占める主要財源であり、総額で62億3,000万円を見込みました。このうち普通交付税は58億円で、対前年度比7.2%、3億8,900万円の増で、特別交付税は4億3,000万円で、対前年度比5.5%、2,500万円の減を見込み、地方交付税全体では、対前年度比6.2%のやや増額となりました。

第12款交通安全対策特別交付金は、交付実績等から対前年度比10.5%減の170万円を計上いたしました。

第13款分担金及び負担金は、保育料等の減少により、対前年度比26.2%、820万9,000円減の2,307万3,000円の計上で、第14款使用料及び手数料は、町有財産や公共施設等の使用料及び各種証明等手数料で、対前年度比2.5%、188万5,000円減の7,399万円の計上であります。

第15款国庫支出金は、障がい者自立支援給付費負担金、保育所運営費負担金及び町道整備や土地区画整理事業の財源としての社会資本整備総合交付金、並びに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などで、対前年度比2.5%、2,516万円増の10億3,741万9,000円の計上であります。

第16款県支出金は、子ども・子育て支援事業費補助金、農業次世代人材投資事業補助金、歳時記の郷・奥会津活性化事業補助金などを計上する一方、林業成長産業化地域創出モデル事業の終了による交付金の減少により、対前年度比6.1%、4,572万1,000円の減、7億276万3,000円の計上となりました。

第17款財産収入は、町有地貸付料などの財産運用収入及び町有林売払い収入などで、14.4%減の3,032万円の計上であります。

第18款寄附金は、ふるさと納税寄附金を前年度同額程度見込み、2,510万6,000円といたしました。

第19款繰入金は、財政調整基金繰入金2億5,000万円をはじめ、各事業費充当の特定目的基金繰入金を最小限に抑制したため、対前年度比36%、3億24万1,000円減の5億3,397万7,000円の計上であります。

第20款繰越金は、前年度同額の2億円を計上いたしました。

第21款諸収入は1億2,546万4,000円の計上で、健康診査受診者負担金や建物災害共済保険料の利用者負担金、光ファイバー回線貸付料など実績見込みにより、対前年度比11%、1,556万

円の減となりました。

第22款町債は、合併特例事業債 2億1,820万円、緊急自然災害防止対策事業債 2億8,970万円、過疎対策事業債 4億7,880万円など合わせて11億9,540万円の計上で、公債費負担適正化のため、起債事業の抑制を図ることにより、対前年度比25.8%、4億1,590万円の減といたしました。

以上、歳入予算の概要について申し上げます。

続いて、歳出についてご説明を申し上げます。

第1款議会費は、対前年度比2.7%減の1億965万6,000円でありまして、議員及び職員の人件費のほか、議会活動経費の計上であります。

第2款総務費は、対前年度比2.2%、3,889万1,000円増の18億4,513万3,000円の計上でありまして、その主なものは、第1項総務管理費で、人件費はじめ一般事務経費、町有財産管理費、支所関係費、高度情報化推進費、集落応援交付金等の自治振興費及び鉄道、バス運行補助、デマンドタクシー委託料などの公共交通対策費などの計上で、第2項徴税費は、税務関係人件費及び賦課徴収経費で、第3項戸籍住民基本台帳費は、経常的な人件費及び事務費であります。

第4項選挙費は、町長選挙、参議院議員通常選挙、福島県知事選挙の執行経費であります。

第5項統計調査費は、人件費等のほか各種統計費で、第6項監査委員費は経常事務費等であります。

第3款民生費は、対前年度比1.6%、4,035万1,000円の減で、25億1,296万8,000円の計上でありまして、このうち第1項社会福祉費は、人件費のほか、社会福祉関係補助金、各種障害者福祉給付費、老人福祉対策費及び国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療特別会計繰出金並びに福祉施設管理運営費等であります。

第2項児童福祉費は、放課後児童対策事業費、子ども医療費給付費、児童手当及び保育所運営費等であります。

第3項災害救助費は、罹災見舞金の計上であります。

第4款衛生費は、対前年度比2.7%、2,730万5,000円増の10億3,768万4,000円の計上でありまして、第1項保健衛生費は、人件費のほか、母子保健対策事業費、予防接種事業費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費、各種健康診査等成人保健事業費、水道事業会計繰出金及び保健センター管理費が主なものであります。

第2項清掃費は、廃棄物処理対策費、南会津地方環境衛生組合負担金、合併処理浄化槽設置整備事業補助金等であります。

第5款労働費は、雇用・労働状況調査費、企業立地促進奨励金などの雇用対策費で486万円

の計上であります。対前年度比32%、228万6,000円の減となりました。

第6款農林水産業費は、対前年度比42.4%、5億9,282万9,000円の減で、8億452万7,000円の計上であります。

このうち第1項農業費は、農業委員会経費、人件費はじめ、産地生産力強化総合対策事業費、強い農業・担い手づくり総合支援事業費、農業次世代人材投資事業費、新規就農者育成総合対策事業費などの農業関係事業費で、農地管理費では、多面的機能支払事業費、農業用施設改修工事費、下水道事業会計繰出金のほか、農業振興施設管理運営費及び国土調査費等であります。

第2項林業費は、人件費のほか、有害鳥獣被害対策事業費、森林環境交付金事業、町産材使用新築住宅等支援事業費のほか、広葉樹の新たな取引を促進するための町産丸太搬出促進事業費や広葉樹材供給ステーション利用促進事業費等を計上しております。

第3項水産業費は、漁業組合補助金であります。

第7款商工費は、商工振興の分野では、人件費のほか、地域振興緊急対策としてのプレミアム商品券発行事業費、中心市街地活性化のためのまちなか再生事業費、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として実施する緊急経済対策利子等補給事業費及び快適な住まい等整備応援事業費が主なもので、観光の分野においては、合宿誘致促進事業費、農村生活体験推進協議会支援事業費、スキー場をはじめとした各種観光施設の管理、整備が主なものであります。款全体で、対前年度比2.5%、1,779万7,000円減の6億8,740万1,000円の計上となりました。

第8款土木費は、対前年度比33.9%、4億7,233万3,000円の増で、18億6,513万8,000円の計上となりました。

第1項土木管理費については、人件費はじめ、各種期成同盟会等の負担金で、第2項道路橋梁費は、町道維持修繕費、除雪経費のほか、社会資本整備総合交付金事業及び緊急自然災害防止対策事業による町道の新設改良費が主なものであります。

第3項河川費は、河川維持管理委託費のほか、緊急自然災害防止対策事業による河川改修工事費の計上で、第4項都市計画費は、人件費はじめ、下水道事業会計繰出金のほか、河川公園管理費、土地区画整理事業による道路築造、宅地造成工事費等であります。

第5項住宅費は、町営住宅管理費及び会下団地住戸改善工事、松下団地建て替え工事等の計上が主であります。

次に、第9款消防費は、対前年度比33.7%、2億8,051万7,000円減の5億5,292万2,000円の計上で、広域圏組合負担金のほか、人件費、消防団関係経費、消防車両購入費及び格納庫建設

費、水防費、防災行政無線保守費用が主なものであります。

第10款教育費は、対前年度比2%、2,485万円の増で、12億4,473万9,000円の計上であります。

第1項教育総務費は、教育委員会費及び事務局人件費等の経常経費のほか、山村留学事業費、英語が話せる人材育成事業費、スクールバス運行費等でありまして、第2項小学校費及び第3項中学校費は、人件費はじめ、各学校管理経費のほか、各小・中学校施設改修費、ICTを活用した教育推進事業費、教材整備費等であります。

第4項幼稚園費は、人件費はじめ、町立幼稚園運営費であります。

第5項社会教育費は、人件費のほか、男女共同参画推進事業などの生涯学習費、田島祇園祭屋台歌舞伎運営費をはじめとした芸術文化関係費、御蔵入交流館管理運営費、文化財保護事業費等の計上であります。

第6項保健体育費は、人件費、各種スポーツ事業関係費のほか、ホストタウン交流事業費、各体育施設管理運営費、学校給食運営費が主なものであります。

第11款災害復旧費は、農林業施設及び公共土木施設災害復旧事業費の事務費で、4万2,000円の計上であります。

第12款公債費は、対前年度比8.9%、1億3,830万2,000円の増で、16億8,486万9,000円の計上であります。

第13款諸支出金は、存目として1,000円を計上いたしました。

第14款予備費は7,006万円の計上となりました。

歳出予算の概要は以上のとおりであります。

なお、地方債の起債の目的、限度額、その他の条件につきましては、第2表地方債のとおりであります。

以上、一般会計予算についてご説明を申し上げます。

次に、議案第20号 令和4年度南会津町国民健康保険特別会計予算についてをご説明申し上げます。

本予算は、前年度の実績等を踏まえ、対前年度比2.2%減の16億9,000万円の予算規模となりました。

歳入から各款別にご説明を申し上げます。

第1款国民健康保険税は、令和3年度における医療給付費の見込み等から、対前年度比6.3%増の3億925万9,000円の計上となりました。

なお、令和4年度の賦課方式及び税率については、被保険者数及び所得の確定等も踏まえ、6月に本算定を行うこととなります。

第2款県支出金は、保険給付費等に関する普通交付金などで11億9,888万円となりました。

第3款財産収入は、国民健康保険基金利子として2,000円を計上するものであります。

第4款繰入金は、国民健康保険基盤安定、人件費、事務費、財政安定化支援事業、子ども医療費給付事業、出産育児一時金給付事業のほか、令和4年度より新たに制度化される未就学児の均等割保険料軽減分に対する一般会計からの繰入金等でありまして、対前年度比4.6%減の1億7,047万7,000円の計上となりました。

第5款繰越金は、前年度繰越金として1,000万円を計上し、第6款諸収入は、特定健康診査事業受診者等負担金などで、138万2,000円を計上するものであります。

次に、歳出について申し述べます。

第1款総務費は4,684万7,000円でありまして、職員の人件費や事務経費、国保運営協議会経費等を計上いたしました。

第2款保険給付費は、一般被保険者の療養給付費及び高額療養費のほか、出産育児一時金、葬祭費等の給付費でありまして、対前年度比3.9%減の11億7,419万1,000円を計上するものであります。

第3款国民健康保険事業費納付金であります。医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分として県に納付するもので、3億9,577万9,000円を計上いたしました。

第4款保健事業費は、特定健康診査や人間ドック健診等に伴う経費の計上でありまして、対前年度比6.9%減の3,056万円となりました。

第5款基金積立金は、国民健康保険事業の円滑な運営を図るため、基金に積み立てるもので、2,000万2,000円の計上であります。

第6款諸支出金は、保険税の過誤納還付金等として294万5,000円を計上いたしました。

第7款予備費は1,967万6,000円の計上となりました。

次に、議案第21号 令和4年度南会津町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

本予算は、前年度の実績等を踏まえ、対前年度比7.6%増の2億5,380万円の予算規模となりました。

歳入から申し上げますと、第1款後期高齢者医療保険料は、対前年度比10.9%増の1億6,264万1,000円を計上するものであります。

第2款繰入金は、一般会計から人件費、事務費及び保険基盤安定のための繰入れをするものでありまして、対前年度比1.1%増の8,167万9,000円を計上いたしました。

第3款繰越金は100万円の計上で、第4款諸収入は健康診査事業受託収入等848万円を計上いたしました。

次に、歳出であります。第1款総務費は人件費及び事務費でありまして、834万2,000円を計上するものであります。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合への保険料及び保険基盤安定負担金の計上で、対前年度比7.2%増の2億3,299万9,000円とするものであります。

第3款保健事業費は、健康診査に関する経費を計上するもので、前年とほぼ同額の948万1,000円を計上いたしました。

第4款諸支出金は、保険料過誤納還付金等として18万円を計上いたしました。

第5款予備費は279万8,000円を計上するものであります。

次に、議案第22号 令和4年度南会津町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

本予算は、これまでの給付実績に基づいた予算編成を行い、予算規模は対前年度比2.7%減の22億4,800万円といたしました。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

第1款保険料であります。前年度実績を踏まえ、対前年度比2.1%増の3億9,969万9,000円を計上いたしました。

第2款使用料及び手数料は、存目として1,000円を計上し、第3款国庫支出金は対前年度比3.6%減の5億5,100万1,000円となり、介護給付費負担金、調整交付金、地域支援事業交付金等を計上するものであります。

第4款支払基金交付金は5億6,746万9,000円の計上で、第5款県支出金は3億3,711万円となり、それぞれ介護給付費及び地域支援事業に対する負担割合に基づく交付金等の計上であります。

第6款財産収入は、介護給付費準備基金利子として8,000円を計上し、第7款繰入金は3億6,089万1,000円の計上となり、介護給付費に対する町負担分、地域支援事業、低所得者保険料軽減分及び人件費、事務費を一般会計から繰入れするものであります。

第8款繰越金は前年度同額の20万円を計上し、第9款諸収入は介護保険事業運営資金償還金等で3,162万1,000円の計上となりました。

次に、歳出のご説明を申し上げます。

第1款総務費は、人件費、事務費、介護保険事業運営資金貸付金及び介護認定審査会費等で、9,035万4,000円の計上であります。

第2款保険給付費は、要介護者及び要支援者への施設介護及び居宅介護サービスのほか、サービス計画、高額介護サービスの給付費等でありまして、対前年度比3.2%減の20億4,600万円の計上であります。

第3款地域支援事業費は、介護予防・生活支援サービス、地域包括支援センター運営等の事業費で、対前年度比6.6%減の9,877万9,000円の計上となりました。

第4款基金積立金は、歳入の介護給付費準備基金利子収入と同額、8,000円の計上であります。

第5款諸支出金は、被保険者保険料還付金及び一般会計への精算繰出金等で200万1,000円の計上となりました。

第6款予備費は1,085万8,000円の計上であります。

次に、議案第23号 令和4年度南会津町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

まず、収益的収入及び支出からご説明申し上げます。

収入の第1款水道事業収益は、水道料金や各種手数料のほか、一般会計からの繰入補助金等で、5億9,969万7,000円を計上いたしました。

支出の第1款水道事業費用は5億7,664万円の計上となりまして、人件費、事務費、給水事業管理経費のほか、減価償却費、企業債償還利息、消費税等を計上いたしました。

次に、資本的収入及び支出であります。収入の第1款資本的収入は3億2,224万7,000円の計上であり、事業実施に係る企業債や国庫補助金、補償金のほか、企業債元金償還に係る一般会計からの出資金等が主な内容であります。

支出の第1款資本的支出は、糸沢・荒海地区水道統合整備事業のほか、針生・静川地区連絡管整備事業などの建設改良費及び企業債元金償還金であり、全体で5億678万9,000円を計上いたしました。

なお、第4条のとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,454万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金と当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填することとしております。

また、企業債については、第5条他会計からの補助金につきましては、第9条のとおりであります。

次に、議案第24号 令和4年度南会津町下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

まず、収益的収入及び支出からご説明申し上げます。

収入の第1款下水道事業収益は、下水道使用料や各種手数料のほか、一般会計からの繰入補助金等で6億8,807万3,000円を計上いたしました。

支出の第1款下水道事業費用は6億8,439万5,000円の計上となりまして、汚水処理施設管理経費のほか、減価償却費、企業債償還利息、消費税等を計上いたしました。

次に、資本的収入及び支出であります。収入の第1款資本的収入は、3億384万4,000円の計上であり、事業実施に係る企業債や国庫補助金、受益者負担金のほか、企業債元金償還に係る一般会計からの出資金等が主な内容であります。

支出の第1款資本的支出は、田島及び南郷処理区における汚水管渠建設改良費及び企業債元金償還金で3億1,960万5,000円を計上いたしました。

なお、第4条のとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,576万1,000円は、当年度分消費税、地方消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金で補填することとしております。

また、企業債については、第5条他会計からの補助金につきましては、第9条のとおりであります。

以上、本定例会に提案いたしました議案22件、諮問2件に関するご説明とさせていただきます。

つきましては、慎重審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 以上で、町長の提案理由の説明は終わりました。



◎委員会提出議案第1号の上程、説明

○室井嘉吉議長 日程第6、委員会提出議案第1号を上程します。

提出者の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、山内政君。

○12番 山内 政議員 趣旨説明。

委員会提出議案第1号 南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、趣旨説明を申し上げます。

本定例会におきまして、南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び町長、副町長及び教育長に支給する期末手当の算定基礎額に乗ずる割合等の引下げに係る関係条例の一部改正議案が提出されております。

町長等に準じ、町議会議員に支給する期末手当の算定基礎額に乗ずる割合について、年間0.1月分引き下げ、現行の年間3.3月分を3.2月分に改定し、また、令和4年6月に支給される期末手当の額から令和3年12月に支給された期末手当の額に165分の10を乗じて得た額を減じた額とするため、所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願いを申し上げ、趣旨説明といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○室井嘉吉議長 以上で、委員会提出議案の説明は終わりました。

議長から申し上げます。

ここで暫時休憩をいたします。

2時46分から黙禱をお願いしたいと思います。2時45分までには自席に必ずお戻りくださいますようお願い申し上げます。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時47分

○室井嘉吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議員定数と議員報酬に関する特別委員会報告

○室井嘉吉議長 日程第7、議員定数と議員報酬に関する特別委員会報告を行います。

議員定数と議員報酬に関する特別委員会委員長、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 議員定数と議員報酬に関する特別委員会委員長の楠でございます。

令和3年第2回南会津町議会定例会において設置されました当特別委員会は、次のように報告いたします。

まず、議員定数についてであります。結論から申し上げますと、議員定数は現状維持の16名と決しました。

4年前に、議員定数18名から人口減少が加速していることを鑑み、2名減とし16名といたしました。その結果、常任委員会の構成が総務6名、産業建設5名、文教厚生5名となり、5名となった2委員会においては運営に影響が見られました。議論の多様性の欠如が最たるもので、偏った議論になる傾向が否定できない現状にあります。

議会は住民自治の根幹であり、意見の多様性を担保することは最重要課題の一つであり、3委員会保持の是非と同時に、1名減の定数5となった2委員会の活動を改善、充実していくためには、2常任委員会制度の検討が必須であると考えます。

3月定例会における予算審議、9月定例会における決算審査の審議時間延長、議会全体での情報共有化などを行い、議会改革の過程にあることから、定数は16名を維持するものいたします。

なお、人口1,000名当たり議員1名という一般的な指標はありますが、あくまでも指標であり、議員定数を定める根拠とはならないものと判断いたします。

今後も予想される人口減少に議員定数をどう対応させていくかという課題については、議会活動の充実をベースに検討していくべきであり、さらに人口減少が進んだ場合には、その都度、議会活動と合わせ検証していくものいたします。

次に、議員報酬について申し上げます。

2019年12月に中国武漢で初めて感染が確認された新型コロナウイルス感染の拡大は、議会活動にも大きな変化をもたらしました。多くの式典やイベントが中止となり、人と人との接触が感染の要因となることから、住民との懇談の機会が失われました。4年前の2018年、8年前の2014年に報告を行った議員定数と議員報酬に関する特別委員会では、報酬について、会津若松市議会の議員報酬の考え方をベースに、議員活動を領域別に詳細に算出し、客観的な積算基準をつくり出し、導いてきました。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大により、活動量が大きく減少し、同様の積算基準、原価方式で比較することが困難となったことから、比較方式を用いて、現在の状況を確認いたしました。南会津町議会の議員報酬は、県内類似団体や郡内町村議会と比較すると高い状況にあります。

一方、議員アンケートでは、16名の議員のうち14名が議員報酬以外の定期的な収入があることが分かりました。現在の議員報酬のみで自らの生活を維持し、議員活動していくことの困難さを指摘する声も複数ございました。また、社会保険料の負担が大きいこと、物価等の上昇に

合わせた報酬の在り方についての指摘もございました。

しかし、活動量が減少し、客観的な積算基準を算出することは不可能であり、住民生活にも大きな支障を来していることから、議員報酬について検討する時期に適さないと判断いたしました。

続いて、政務活動費についても申し上げます。

議員アンケート、議員間討議において、政務活動費を検討することを求める意見がございました。パソコンやタブレットの購入費、通信費の上昇、交通費、資料購入費など、行政ニーズが高まる中、議員活動をさらに充実させていくためには、現在の議員報酬のみで活動費を賄うのは困難な状況にあると判断いたします。

県内の町村議会で政務活動費を導入しているのは4自治体議会であり、その対象経費は様々であります。支出に当たっては、透明性と公開が欠かせません。支出基準を明確にしていく必要があることから、導入に当たっては、議会運営委員会での今後の検討と議論が必要であると考えます。

以上、特別委員会委員長の報告といたします。

ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○室井嘉吉議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、議員定数と議員報酬に関する特別委員会報告を終わります。



◎請願の委員会付託

○室井嘉吉議長 日程第8、請願の委員会付託を行います。

本日までに請願1件を受理しております。

令和4年請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願書、紹介議員から趣旨説明を求めます。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 議席番号6番の渡部訓正です。

請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についての趣旨説明をいたします。

請願人の住所は、南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277の1。

氏名は、日本労働組合総連合会福島県連合会南会津地区連合会議長、佐藤寛喜氏でございます。

本請願については、これまでも毎年同様の趣旨で請願が提出され、本議会においては、議員各位の賛同をいただき、意見書提出の採択を受けていますので、今回も、これまで同様に全会一致での採択をお願いしたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

請願の趣旨ですが、請願要旨を読み上げて提案させていただきます。

福島県内の新型コロナ感染は、2022年に入り急激に拡大し収束の見通しも立たない状況であります。コロナ禍が続き製造業を中心に、海外サプライチェーンの影響による部品・資材不足による休業、生産調整などを余儀なくされるなど、第7波も懸念される中において県内の雇用と労働環境に及ぼす影響は未知数です。

一方で、福島県では、少子高齢化と人口の減少・県外流出が進み、震災当時と比較して生産年齢人口は約20万人も減少し、人手不足を補うための外国人労働者数も増加傾向にあります。加えて、障がい者雇用数も全国平均を上回り、パート労働者、契約社員・派遣社員などの非正規労働者は雇用全体の約4割を占めるなど雇用形態の多様化も進んでいます。勤労意欲喚起による生産性向上と社会の格差是正を目的とした、政府の同一労働同一賃金の趣旨に鑑みるとともに、コロナ感染の影響を見据えたセーフティネットの強化策及び人口流出抑制策としても最低賃金引き上げと早期発効は喫緊の政策でもあります。

さらに、隣接する栃木県とは大きな金額格差があり、過疎化著しい南会津郡内からの労働人口流出のネックになっていることは、否定できません。

つきましては、「賃金の経済政策」としての最低賃金引き上げの重要性を強く意識し、次の事項について地方自治法第99条の規定により、政府関係機関に対し、意見書を提出して頂きますようお願い致します。

1、福島県最低賃金は、毎年年率3%程度を目途に引き上げをはかること。

特に、日本は20年以上も賃金の低下傾向が続き、先進国で取り残されている状況を踏まえるとともに、2021年5月の経済財政諮問会議で、早期に最低賃金全国平均1,000円の引き上げを目指すとした政府の積極姿勢を重く受け止めていただきたい。

2、中小企業等が最低賃金引上げ原資捻出のため、価格転換を始めとした環境整備の充実、強化を図ること。

3、最低賃金引上げは、労働力確保や人口流出抑制等、多様な政策誘導として取り組むこと。

4、福島県最低賃金の改定諮問時期は、労働者間の均衡や景気への影響も考慮し、可能な限り早め早期の発効に努めること。

なお、関係機関等への提出先でございますが、内閣総理大臣、厚生労働大臣、福島労働局長宛てでございます。

あわせて、2021年度の地域別最低賃金、全国都道府県の金額改正状況も載せてございます。あと、福島県の最低賃金と全国平均最低賃金の推移についても資料を添付してございますので、ご参考にしていただければ幸いです。

以上でございます。

○室井嘉吉議長 それでは、これから質疑を行います。

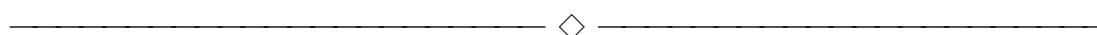
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

受理した請願については、お手元に配付の請願委員会付託一覧表のとおり、会議規則第92条の規定によって、所管の常任委員会に付託いたします。



◎散会の宣告

○室井嘉吉議長 以上で、本日の議事日程は全て終了をいたしました。

本日はこれにて散会といたします。

次の本会議は、3月16日午前10時から開議し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。大変ご苦勞さまでございました。

散会 午後 3時03分

令和4年第1回南会津町議会定例会 第2日

議事日程 (第2号)

令和4年3月16日(水曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

9番 大 桃 英 樹 議員
6番 渡 部 訓 正 議員
1番 五十嵐 芳 道 議員
4番 湯 田 芳 博 議員
7番 丸 山 陽 子 議員
2番 馬 場 浩 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (16名)

1番	五十嵐 芳 道 議員	2番	馬 場 浩 議員
3番	川 島 進 議員	4番	湯 田 芳 博 議員
5番	室 井 英 雄 議員	6番	渡 部 訓 正 議員
7番	丸 山 陽 子 議員	8番	湯 田 良 一 議員
9番	大 桃 英 樹 議員	10番	湯 田 哲 議員
11番	高 野 精 一 議員	12番	山 内 政 議員
13番	菅 家 幸 弘 議員	14番	星 光 久 議員
15番	楠 正 次 議員	16番	室 井 嘉 吉 議員

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

大 宅 宗 吉 町 長 星 英 雄 教 育 長

小寺俊和	総務課長	星良栄	総合政策課長
鈴木秀和	税務課長	渡部秀介	住民生活課長
阿久津勝英	健康福祉課長	室井利和	農林課長
星博文	商工観光課長	月田啓	建設課長
遠藤知樹	環境水道課長	渡部さつき	会計室長
菅家康夫	農業委員会 事務局長	渡部浩明	学校教育課長
廣野友一郎	生涯学習課長	阿久津正人	舘岩総合支所長
馬場誠	伊南総合支所長	酒井浩哉	南郷総合支所長

事務局職員出席者

星貴夫	事務局長	星彰	議事係長
-----	------	----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○室井嘉吉議長 皆さん、おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードへの設定をお願いします。

これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○室井嘉吉議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。



◎一般質問

○室井嘉吉議長 日程第1、一般質問を行います。

登壇順序に従い、順番に発言を許します。

なお、本定例会における一般質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書の規定によって、質問の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間を60分に制限しますので、質問の趣旨は簡単明瞭をお願いいたします。



◇ 大 桃 英 樹 議員

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君の登壇を許します。

9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 皆さん、おはようございます。

登壇順序1、議席番号9、大桃英樹、これから一般質問を開始させていただきます。

大きく2点について。

1点目は、町の財政状況について伺います。

先月2月15日に、総務委員会では委員会を開催いたしまして、町の財政状況について調査を行いました。合併算定替激変緩和期間が令和2年度で終了し、令和3年度より一本算定になったことによる普通交付税の減少、公債費の増加、会計年度任用職員制度の導入による人件費の増加など、町の行政運営に影響を来す傾向が見受けられることが分かりましたので、財政状況と今後の行政運営について伺いたいと思います。

1点目、普通交付税が激減緩和措置終了により減少しておりますが、今後の見込みと今後の運営にどのような影響が見込まれるか伺います。

2点目、公債費が増加しておりますが、その原因と今後の公債費の管理の在り方、これらについて方針を伺います。

3点目、このような厳しい財政状況の中で、本町は観光施設が他町村に比べてかなり多く保有していることが明らかになっております。このことに対する財政的なリスクを行政運営をずる側としてどのように捉えているか伺います。また、今後見込まれるスキー場の維持、これに係る経費、また今後の運営について、どのように考えているか伺います。

2点目は、英語が話せる人材育成事業について伺います。

1点目、同事業に関し、どのような検証を行っているか伺います。

2点目、教職員や生徒、保護者の評価について、どのようになっているか伺います。

最後に、この事業に対して、教育委員会としてどのように評価し、今後どのように進めていくのか、方針について伺います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

9番、大桃英樹議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、町の財政状況はに関する1点目、普通交付税が合併算定替激変緩和期間の終了により減少しているが、今後の見込みと町の運営にどのような影響が見込まれると考えるかのおただしであります。臨時財政対策債を含む普通交付税については、合併特例期間が終了いたしまして一本算定となった本年度7月の本算定では約62億円となりましたが、町村合併後、最も多く交付された平成22年度の約74億円と比較すると、12億円程度減少しております。近年の予算編成時においては、財政調整基金を取り崩しながら予算を組んでいる状況でございます。

また、今後の交付見込みと町の運営への影響につきましては、普通交付税の算定に国勢調査人口を基準とする項目が多いことから、国勢調査人口の減少に伴いまして、普通交付税額は年々減少すると、そのように想定されているところであります。

そういう中で、通常、経常経費比率が高いということは、基本的に緊急的なもの、臨時的なもの、あるいは投資的なことへの、それに対する対応が柔軟性が欠けてくると、そのようなことが考えられます。

そういう中で、財政側ともこれまでも十分相談しながら事業を進めてまいりました。そして、コロナ禍のこの2年間におきましても、そして少雪、町内の活性化など、そのような対策をできる限り対応してきたところであります。

いろいろ基金、いわゆる貯金でありますけれども、角を矯めて牛を殺すようなことをやってはいけません。そういうことを踏まえた中で、部分的な着目ではなくて総体的な視点に立っての判断も重要な部分であると、そのように考えております。そういうことの中で財政運営をやっていききたいと、そのように考えております。

次に、2点目であります。

公債費が増加している原因と今後の公債管理の在り方はとのおただしであります。公債費、いわゆる地方債残高につきましては、町村合併後の平成18年度決算で約174億円であり、平成28年度決算時には、152億円まで減少いたしました。その後、平成29年度以降、年々増加しているところでありますが、令和2年度決算においては、169億円となっております。

要因としましては、公共施設の老朽化に伴う御蔵入交流館設備改修事業、役場本庁舎、伊南小学校給食センター、星の郷ホテルの建設事業の実施など、さらには、南会津地方広域市町村圏組合消防本部建設事業や、国の方針により前倒しでの実施となった小中学校等の空調設備や情報通信設備の設置事業といった大型事業が重なったことによるものだと、そのようにも判断しております。

今後の公債費の管理につきましては、毎年の償還額が15億円から16億円程度、このような状況であることから、年間の借入額が償還額以下となるよう、地方債充当事業を計画的に実施し、平準化を図ることを基本としながら、引き続き地方債を適切かつ有効な活用に努めてまいりたいと、そのように考えております。いろいろコロナ禍の中で、学校の対応であったり、そのようなことも臨時的な事業として入ってきたということも一つの要因かなと思います。

次に、3点目であります。

厳しい財政状況の中、観光施設を多く保有することの財政的リスクは、また、今後見込まれるスキー場維持のための経費と今後の運営についてどのように考えるかとおただしですが、町が保有する観光施設の多くは老朽化が進み、修繕等を必要とする施設や設備等が多いことから、毎年現地確認を行いながら、優先順位をつけて計画的に修繕等をしているところで

あります。

したがって、厳しい財政状況の中で観光施設を多く保有することの財政的リスクといたしましては、今後、増加する観光施設の維持修繕費により町の財政硬直化を招き、ひいては行政サービスの低下にもつながりかねないといったことが挙げられるのかなど、そのようにも考えております。

一方で、これらの効果的な部分というものは、議員ご承知されているように思いますが、雇用であったり町内への経済的なもの、それから人の交流の中での活性化が当然多く寄与しているものもあるものですから、その辺のバランスが必要なのかなと思います。

そういう意味で、今後見込まれるスキー場維持のための経費と今後の運営につきましては、町内4つのスキー場を維持するために町が毎年支出する経費は、整備車両等の定期的なメンテナンスや土地賃借料などの経常的経費で約9,000万円、リフトや施設等の修繕といった臨時的経費で7,500万円から1億円程度と、そのように見込んでおります。

町内の4つのスキー場は、それぞれの地域振興を目的として設置されまして、これまで地域住民の冬場の就労先として、また、交流人口の増加や地域経済に大きな効果をもたらしてまいりましたが、スキー人口の減少や労働者の就労状況の変化、さらには、新型コロナウイルス感染拡大の影響等によりまして、スキー場の運営を取り巻く環境が大きく変化している現在であります。

このようなことから、町といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響が今後も継続することを想定するだけでなく、収束後のことも視野に入れながら、スキー場の運営の在り方について検討を進め方向性を示す必要があるだろうと、そのようにも考えています。

現在、人口減少、そして少子化の中、公共施設の維持管理や支所の在り方、課題が多くありますが、知恵を出し合いながら協力して対応していく必要がございます。また、原発事故や少雪、コロナ禍、そして地域活性化、交流人口、関係人口の変化する中、今後、状況をしっかり見定め、対応、対処していくことが大切であると思います。

平成22年より、私はこの町政を引き継ぎました。その当時から比べれば、財政調整基金も倍くらいになっていますし、その他の目的基金を含めなければ、倍まではいきませんが、かなりの基金はございます。それは、このような状況に備えるためのふだんからのそういう心構えということでやってまいりました。そういう中にありまして、庁舎の建設であったり防災対策であったり、やってきたつもりでございます。

いずれにしましても、財政の状況はいつも安定した状況にあると、そういうわけではありま

せん。投資をしたり、または蓄えたりもしなければなりません。状況に応じた対応が肝要であります。

今後とも状況を見据え、そして将来にわたった行財政運営が大切であると、そのように考えておりますので、今後とも努めていければなど、そのように考えております。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 おはようございます。

それでは、私からは、英語が話せる人材育成事業の成果についてお答えいたします。

まず英語が話せる人材育成事業の成果に関する1点目、どのような検証を行っているのかとのおただしであります。同事業の検証の一つとしましては、学校の教職員を対象に全体協議会を年2回実施し、その2回目の協議会の中で、各学校より取組状況や成果について報告をいただき、それにより検証しております。また、町教育主要施策についての学校アンケートを11月に行っており、その中で同事業の評価を各学校からいただき、それも検証の一つの材料としております。

また、田島高校と南会津高校につきましても、ブリティッシュヒルズでの宿泊研修後に参加した引率教師と生徒へアンケートも実施し、研修の成果を検証しています。

そのほか、3月に中学校での英語検定試験の検証として、各級における合格者の把握を行っております。

次に、2点目、教職員や生徒、保護者の評価はとのおただしであります。全体協議会は、今年度及び前年度はコロナ禍で実施しておりませんでしたので、各学校から直接評価を伺うことはできませんでしたが、今年度実施した町主要施策のアンケートの中では、中学校1年生、2年生が行っているブリティッシュヒルズでの異文化体験語学研修は、生徒が意欲的に取り組み、英語になれ親しむことができる大変有意義な研修だと評価をいただいております。

また、英検受験につきましては、上級の級を目指す生徒も多く、生徒のチャレンジを促す機会になっているという意見もあり、事業についての教職員や生徒の評価は高いと感じております。

また、高校1年生が行っている異文化体験語学研修実施後のアンケートでは、引率教員の91%、参加生徒の96%が「英語力を高めるために役立った」と回答しており、参加生徒の91%が「今まで以上に英語が話せるようになりたい」と回答しております。

また、高校3年生においては、英語を用いて簡単な意思疎通ができ、会話をしようとする意欲が育っているという報告もあり、高校においても、この事業についての教職員や生徒の評価が高いと感じております。

なお、保護者の評価につきましては、アンケート等での調査はしておりませんので、ご理解願います。

次に、3点目、町教育委員会の評価と今後の方針はとのおただしであります。教育委員会としましては、この事業の主な目的として、高等学校卒業までに簡単な日常英会話ができる人材の育成を掲げておりますが、具体的には、英語を使ってコミュニケーションが取れる、もしくは積極的に取ろうとする意欲を育成することを目的としております。

このような点で、各学校からの報告や評価から、有効な事業であり成果が上がっていると評価しております。

今後の方針としましては、英語は教育大綱が目指す今後の地域を担う人材にとりまして、なくてはならないアイテムになると考えます。

また、人と人とのコミュニケーションの輪を広げるなど、心豊かな生活づくりにも役立つすばらしいアイテムだと考えておりますので、今後も学んだ英語を生かす場や環境の設定等を検討しながら、事業を推進していきたいと思っておりますので、ご理解願います。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 それでは、再質問させていただきたいと思っております。

まず1点目の財政状況についてですが、財政状況につきましては、今ほど町長答弁があったとおり、やはり交付税が減るということは、もう合併算定替えが終わったということが一つのターニングポイントだと思っております。

また、合併特例債についても令和12年度で終了が現在のところ予定されているということも含めて考えると、やはりどうやって行政をスリム化していくかという方向は考える必要がある。

そもそも合併の目的は何か、国が掲げる目的は何だったかと考えれば、やはりスリム化でしょう。それは組織のスリム化であり、お金をスリム化させていくこと、いかに地方にお金をかけさせないでいくか。これは日本全体を見ても、この景気の状況、そして人口減少、これを見ると明らかです。国の財政についても非常に借金の多い状況になっておりますので、どうやって我々もそれに貢献していくか、また、地域の安全・安心を守りながら、住民の満足を得なが

らどうやって変えていくかということに我々は集中すべきではないかと思っています。

しかしながら、合併後、均衡ある発展という名の下に、どうやって4地域を安定的に運営していくかという課題もありました。時間が必要だということは分かっております。じゃあ、どこまでそれをやっていくかということ、この財源が限りがあるということが明らかになった今こそやるべきではないか。一度足を止めてみんなで考えましょうというような発案の下、この一般質問をさせていただいております。

その中で、私の今回の一般質問の目的としては、課題とタスクを明らかにして皆さんと共有したいということです。これは町民の皆さんも含めて。

そして、私の課題提起としましては3点あります。まずは、やっぱり財政的な状況を理解しましょうということ。2点目は、観光事業に対してのリスクが大きいと私は思っています。リスクが大きいということは、リターンも大きいかもしれない。しかしながら、十分なリターンを得るには、やっぱり考え方と発想が必要です。戦略も必要です。なので、これをどうしますかということ。そして、3点目は、やはり地域の事業として行ってきた観光事業については、合併以前であったとしても、町が行ってきた、現在も町が所有する4スキー場、これらを継続していくということは、町が決定しています。我々が決定しています、議会の中で。この点については、共通認識としてまず持っていて、その中で、じゃあ第三セクターにどういうことをお願いしたらいいんだろう、どんな組織に育てていただいたらいいんだろう、どんな人材を町民の皆さんに担っていただくんだろうと、役割を担っていただくんだろうというようなことを、やっぱり明らかにしていく必要があるんだと思います。

したがって、再質問では、まずは財政面からお伺いをしたいと思います。

財政面から言いますと、先ほどスキー場運営に関して、何千万、何千万ということがありました。それぞれのスキー場も設置から相当たっています。四十数年とか、長いところではたっているかと思うんですけども、やはり索道事業ということでリフト、これに関して心配があります。リフトが動かなければ輸送することもできませんし、安全を守ることもできません。

これらに関して投資が必要ではないかなと私は思いますが、それぞれのスキー場でリフトは大丈夫なんですか。索道に関して、そもそも安全性は大丈夫なんですか。これから何年ぐらいもつんでしょうか。そういった検証はされているか、伺いたいと思います。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 お答えいたします。

各スキー場におきまして点検等を実施いたしまして、危険性のある部分につきましては、や

はり事故が起きてからでは遅いので、事前に部品を交換したり専門の業者さんにメンテナンス等をお願いしまして、できるだけ長く使えるような長寿命化対策、あるいは修繕、部品の交換等で済まない部分については、今後、更新等が必要になってくる場合もあるかと思えますけれども、その辺についても事前にスキー場側と協議をして、あと何年ぐらいもちそうなのか、すぐにやらなければならないのか、もう少し何年かそのままでも大丈夫なのかというのを協議しながら年次計画を立てて修繕に臨んでいるところでございます。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 合併してから15年たっていますので、担当部署でそれぞれのスキー場と現在の状況を把握されていると思うんですけども、今の答弁からも明らかにならない部分があるというか、果たして今の状態で大丈夫なんですかということ。これからどれぐらいもつんですかということが明らかにならないと投資についても計画できないんじゃないでしょうか。

これは索道に関して言うと、現状をずっと維持していかれるんでしょうか。私は、観光を楽しむ側の捉え方としては、やはりスキー場は索道の利便性というんですか、これというのが今、大きな選ばれるポイントの一つになっていると思います。

ある調査によると、索道が例えば6本以上あるところと5本以下のところで収益性を考えると、5本以下のところは、やはり収益性が低い。要は入り込み客数が少ないというような情報がありました。

多くのコースを持っていて、そして長い期間を運営できる、こういったスキー場は黒字だけでも、雪不足になってきていてスキー場はかなり減っておりますが、11月から3月までしかできないよとか、3月も雪が足りなくてできないよというところは当然なくなっていきます。

一方で、索道に関していうと、やはり多彩なコースが楽しめるという点で、索道が6本以上あったほうが収益性がいいということが明らかになっています。しかしながら、6本以上持っている、確かにそれぞれの南会津町のスキー場は持っておりますが、その安全性についてはどうですかということを伺っております。

これは今のところ不安がないのか。また、投資として必要だと考えているところはないのか、町の考えを伺います。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 お答えいたします。

現在のところは3年間、令和4年、5年、6年で修繕が必要な部分というのを出させていただきまして、その中にリフトも入っておりますし、リフト以外のところも入っているんですが、

今後3年間のうちに、こういった修繕が見込まれるよというような年次計画と申しますか、それを出していただきまして、突発的に、急に気づかなかったものが出てきて緊急修繕等、必要な場合はありますけれども、単年度、単年度ではなくて、最低でも3年ぐらいのスパンで修繕計画を立てていこうというようなことで、今管理のほうをしております。

議員のおっしゃられましたように、リフト、やはり将来的に今の現状のコース数ですとかリフトの数というのは確保できるのが一番望ましいことではあるんですが、やはり老朽化してきて、支柱から含めて今のやつを新しく全て、例えば年次計画を立てて更新していくとなりますと、かなりの費用もかかることが想定されます。

ですから、4つのスキー場それぞれ、スキー場のターゲットと申しますか、そういったものの位置づけというのを明確にして、例えばこのスキー場は全て、今のコース数であったりリフト数を確保するけれども、このスキー場については、例えばコース数を見直しするか、リフトの数についても、例えば廃止するもの、新しく更新するものとか、そういうのを含めて今後検討していかなければならないというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 分かりました。現在のところ、向こう3年間については、安全性は大丈夫であろうという認識だということが分かりました。

一方で、スキー人口の減少は止まっておりません。県内の状況を見ますと、23スキー場現在あるようです。しかしながら、三島町営スキー場さんにおいては、土、日、祝日のみということですので、22スキー場。我々が子供の頃はたくさんありましたが、これだけになっている。

しかしながら、やはりこれもスキー場の経営調査によると、スキー人口が減っているのにスキー場の数が減っていない。なので、パイの奪い合いになっているという状況があるそうです。そのうち、南会津町は県内22のうち4を保有しているということ。やはりこれについては考えるべきではないかなというふうに私は思っています。この認識についてはいろいろあると思いますので、質問を追うごとに問うていきたいと思えます。

このように、需要面、経費面、非常にスキー場の運営は大変だなと、こういったことは町民の皆様にも明らかにしていかななくてはいけないと思っております。

それで、先ほど商工観光課長から、全体の中、やはり経費面考えると、スキー場のここは減らしていく必要があるよと、全体から計画を進めるという視点が必要だと思います。

一方で、先ほど町長答弁にもあったように、地域の一大産業として地域の活性化の一助となってきたこのスキー場をどうするかというのは、その一つ一つを見ていく必要もあると思いま

す。

しかしながら、私はずっと総務委員会等でお話を聞いていると、それぞれのスキー場については、各支所で担当されて経営者の皆さんと運営についてお話しされている。しかしながら、全体を統括する、全体から見る視点に欠けているのではないかなというふうに思っています。

つまり、町の中で、観光戦略のうちスキー場はどれぐらいの人を呼び込もうとか、冬の期間、これぐらいのお金を生み出そうとか、どれぐらいの人に来ていただく、そのためにこういうことをやっていこう、そういった計画がないように思いますが、そのような視点で、行政としてはどのような検証と計画を持っているのか、伺いたいと思います。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

4つのスキー場、確かに今、議員おっしゃられましたように、指定管理につきましては、田島の部分については商工観光課、館岩、伊南、南郷につきましては各総合支所で、指定管理の委託を出したり協議をしたりというのは、それぞれの部署で行ってはいるんですけれども、4スキー場のスキー場協議会ということで、各スキー場の責任者等が毎月1回集まりまして、商工観光課の職員も同席しまして、目標の設定だったりとかこういう営業をしようとか、そういったソフト面、ハード面等についても協議して情報を共有して行っております。

ただ、それだけではやはり不十分な部分もありますので、今後は一歩そこから超えた検討等も必要かと、改めて今回のコロナで感じたところでもありますので、今後は、そういった組織をつくるのか、今の既存のそういった協議会を活用するのか、今後検討しながら進めていきたいというふうに思っております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 ということで、そういったチェック体制が、まず私は必要だと思います。それぞれの地域をどうしていくかというデザイン、それとともに町の財政状況を勘案しながらやっていく、そういった視点が必要だと思うので、ぜひそういった検討、組織、そういったものを設置していく必要があるのではないかなと思います。

一方で、この運営会社についてであります。運営につきましては4スキー場、そのうち3スキー場が株式会社みなみあいづ、そして、高畑スキー場に関してはDMC a i z uということで指定管理を募集したところ、高畑スキー場については、やりたいと手を挙げてくださったところがあったというふうに認識しています。

それで、私は今回高畑スキー場について、どんな戦略でこの時代にスキー場を運営されるん

だろうと思ひまして、ホームページ等で情報を集めてみました。そうすると、非常に高畑スキー場1つにしても運営に工夫が見られるので、それについてご紹介したいと思います。

1つは、定休日を設けるということ。火、水、木について定休日を設けることによって、人が来ないときには閉じる。お金をかけない。そして、来るときに開ける。このメリ張りをつけている。当然、雇用される側からすれば、そのときの給料はどうなりますかという話は上がるんですが、ただ、今はどうやって継続していくかということに主眼を置いて考えると、やはりそういった工夫は必要ではないかなと。先ほど商工観光課長がおっしゃったコースの閉鎖とか運営についても、同じことが言えると思います。

そして、いなスキ！会員ということで会員を募集するという。要は、ファンをどうやって集めるかということを一生涯懸命やっています。また、モーションレコーダーといって、カメラで瞬時に撮って自分の携帯にそのデータを送ってくれて、自分がどんなふうに滑っているのか、どれぐらいのスピードが出ているのかというのを計測できる機器を県内のメーカーさんと開発して導入しようとしています。そういった工夫。

また、運営についても経営的な部分、サポート企業の募集というのをやっています。メリットは何かというと、1日券、何枚、何十枚、幾らやったらゴールド、シルバー、そういったくりだったと思いますが、そのように出資をしていただく人たちを募っている。

また、DMC a i z uさんはスキー場だけじゃなくて、花木の宿と、あと、きらら289というのを運営されています。

そんな中で工夫が見られるなど思ったのは、RVパークというのをきららで設置されています。また、キャンプ場も、ずっと町としては利用しないということでやっていたわけですが、再開されている。出資して、そのようにされている。何なのか、不思議に思われませんか。ホームページを見ると明らかです。会津を未来の観光地モデルとして創造するというようなことはっきりおっしゃっています。会津の観光を新たな視点で捉えて、こういう地域をつくらうということ、デザインしようということにトライしている。その一環として、高畑スキー場を運営されているということです。

このようなことから、やはり運営会社の工夫というのは、そういう工夫に満ちあふれていて、我々も学ぶ必要があると思っています。

一方で、株式会社みなみあいづにつきましては、非常に苦しい状況であるということが今回の補正予算でも明らかになりました。これは経営のお話ですので、その中身については理解はしておりますが、やはり構造の問題があると私は思っています。それは、4スキー場を維持し

ていることによって、観光施設を維持していることによって第三セクター会社はその責務を負って、到底、需要と供給のバランスからいったらニーズに合わないところを担っていただいて、その会社が赤字を打ったから、その経営の責任が問われるとか、一体何しているんだという批判に遭う。こういう構造になっていないかということを検証する必要があると思っています。

当然、先ほども申したように、町で保有する観光施設ですので、それを運営するかしないかは町が決定することですから、町にその責任もあると思っています。この第三セクターに対する構造の問題、私はこれについても明らかにする必要があると思っています。

雪が降る前、ボーナスが支払われていないというようなお話を聞いたときに、支払えるといういなと思いました。会社の方にお話を聞いたり、経営される側の方にどんな状況ですかというお話をして、そして年が明けたとき雪が降って、ある程度お客さんが入ったのでボーナスを支払うことができましたというようなお話を聞きました。安心しました。でも、一方で会社は苦しんでいた。そして、経営者の皆さんは、今度、今回のヘルプを求めること、助けを求めること、足りなくなったので町で何とかしていただけないでしょうか。果たして、この構造はどうなんでしょう。どこに原因があるのか。鶏と卵ではありませんけれども、果たして、この構造が有益なものなのかなというふうに思っています。

今回の2億円の補填に関して、私は町の責任もあると思っておりますが、町長の見解について伺います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

スキー場の今の状況は大変厳しいものがございます。これまで40年以上くらいですか、スキー場が始まってからあるわけでありまして、合併して4つのスキー場を今何とかやっているというような状況にあります。

そういう中で、バブル期は個人のスキーヤーもいっぱい来て、そして、別にそんなにPRしなくても何でもぼんぼん、どんどんもうかったと、そういう時代でありますし、当時は、やはり出稼ぎが多くて、何とか冬も家族一緒に過ごせないかと、事業を進めるためには何がいいかということでスキー場が、合併した4町村が同じような、時期は違いますが、そのようなことで同じようになったと。

また、そのような合併があったということで、そしてまた、バブルがはじけまして、スキーブームもあって、そして今の現状になっている。それが今ずっと続いているということでございますけれども、しかし、そういう中で、じゃあスキー場そのものは、それぞれの町村にして

も、全く何の努力もしてこなかったのかというのは、全くそうじゃなくて、個人プレーヤーが駄目でしたらば団体とかそういうお客さん、そして、夏場の利活用も考えましたけれども、なかなかこれといった決め手はないわけでありましてけれども、そのようなことの中でやってきたと。そして、一部は夏場の農業とか林業とか、そういう仕事をしている方の冬場の職場としても受入れがあったということでございます。

今回、特にスキー場が一番苦しいのは、私はやっぱり少雪の影響も2年前にありましたし、これも厳しかったですけれども、引き続いて2年間続いたコロナが一番の原因だと思っています。ですから、ある程度、全部のスキー場4つが全てとは言いませんが、ある程度のコロナといますか、それらが解決したときには、今のような状況の中で、一定程度の地域の雇用であったり、経済を支える一つの事業にはなり得るものだと思っています。

しかし、だからといって、今後4つのスキー場がずっと続くのかといえば、これは当然町の責任もございまして、やはり地域の皆さん方の、そして議員の皆さん方の考えというものをしっかり持ってもらわないと、総論賛成、各論反対ではできません。ですから、そのようなことも含めて、今後も十分検討していく必要があると、そのようには認識しております。

そういう意味で、自分としても、これまでのスキー場の運営にしても第三セクターの事業にしても、そういうことをいろいろ検討しながらやってまいりました。第三セクターのスキー場の検討委員会等、評価委員会等も開かせてもらって、答申等もいただきましたけれども、あの当時、やはり東日本大震災、原発事故等があって、私たちの地域が本当に閑散として観光客がない中で、いろいろな評価が出ました。

そのときは、ただプラスマイナスの収支の中だけで、売却だとか廃止だとか、決してその答申を無視するわけではございませんが、そういう我々の町のいろんな環境を考えたときに、もう少し工夫をしながら、これらを何とか維持できないかということを考えてまいりました。

何とかぎりぎりの中で、いろいろな設備更新であったり、やったわけでありましてけれども、一部リフトの撤去等も今現在行っておりますけれども、そういうふうなことを含めて、少しでも経費の削減を図りながらやってきたつもりであります。

しかし、決定的なのは、今ほど申し上げましたように、2年間続いたコロナ、これがやっぱり一番大打撃でありますし、それに対しての支援がなかなかしにくいというような状況にもございます。

今後、またどのように変化していくのかということも、これからの推移が非常に大きなウェイトを示しますが、やはりそのようなことも含めて、町としても、その辺のところはしっかり

対応といたしますか、対処していく必要があるだろうと思います。

そして、個人客が少なくなったという一つの要因は、やはり私どもの高速道路とか、そういうインフラの影響が非常に大きいと、そのようなことも聞いております。やはりスキー場からインターチェンジが30分以内のところは、ある程度個人スキーヤーが来ていると。1時間以上のところはどうしても利用しにくいと、そのような話もございますし、現実そうだとも思います。

ですから、いろんな要素の中で、スキー場の現状、これからどう変わろうかとするところ、これも含めた中で、町として、あるいはそれぞれの地域の皆さんと十分協議をしながら、その辺の判断をしていく必要があるのかなと、そのようにも考えています。

そうした中で、個人スキーヤーが少なくなった中で、さいたま市さんにも本当に原発の事故等、その以後も今も大きな応援をいただいていると、そのように思っていますし、そういう人たち、そういう要望にも応えた受入れ体制も、私たちは当然町としても応えていかなければならないと。

ですから、その辺も含めた中で、総合的な判断をしていく必要があるだろうと思っていますし、やはり、何はともあれ、町民の不安を払拭するということが大事なことでございますので、その辺は十分これから念頭に置いた中で、町としても皆さん方にも十分説明をして、そして改善なり、あるいは次善の策を講じていく必要があると、そのようにも思っています。

時期もいろいろな時期、適切な時期があろうかと思いますが、そう遠くない時期にそうなるのかなと思っていますが、当然これは地域の皆さん、そして議会との合意も必要でございますので、その辺を踏まえた中、状況も調査し、そして情報を発信しながら努めていきたいと思えます。

それから、DMC a i z uさんのことをいろいろ言われましたけれども、やはり我々の町の状況の財政は、申し訳ないですけども、本当に全く違うと思いますし、そして経営者としての考え方が、私たちとはやはり違う視点の中であるということでございますので、そういう中で、私どもが一旦諦めた公共施設をDMC a i z uさんに、あのよう再活用していただいているということ、非常にありがたいと思っていますし、今後どのようになるかということも十分私は期待しながら、感謝申し上げながら、何とか町としてもできる限りの協力、できるものはしっかり協力した中で、地域の発展といたしますか、この地域の雇用をしっかりと支えていただくような、そして、その事業にさせていただければありがたいと思っています。

いろいろ、これからのDMC a i z uさんの事業の展開の仕方も、少しずつはお聞きしてお

りますけれども、私としては、町として協力して一緒にやっていただく方向で、町としての協力をしていていただきたいなと、私はそのように思っています。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 私は、町民の方にどれだけ満足していただくかというか、やはりここにいてよかったということ、あと将来についても、子供たちにここに住んでほしいとか、ここでの暮らしを肯定するような人生を送っていただく一人一人にですねということが必要だと思います。

つまり、人を生かすということ。人を生かすためには、やはり構造であったり組織が必要だと思っています。組織の整理が必要だと思っています。どうやってもうまくいかないような構造の中で頑張らせるといのは、やはりこれは苦役でしかありません。転換期に来ている。だから、ぜひ一緒に考えましょう。

一方で、南郷スキー場は、今、連日テレビに出ている。なぜこういうことが生まれたか。やっぱり人ですよ。所長さんはじめ、一つのツイートがきっかけとなって、一つのツイートがきっかけになったことを過小評価してはいけないと思うんです。なぜそこに至ったかということが大事。南郷スキー場はもう駄目だ、駄目だと言われていたから、潰れそうですという言葉が出た、心から。星所長は私もずっと知っていますけれども、やはり昔からスキー場に熱い思いを持ってやってこられた。その思いが結実した。

つまり、彼が所長になったこと、人事、その会社があった、株式会社みなみあいつがあるということ。これについても、こういう構造があったからこういうことが生まれた。たまたまではないということ。このように、人が町の方向性を変えたり明るさを変えたり、光の方向を変えたりするということがあるということ。だとすれば、やはり我々のすべきことというのは、組織をどうするか、今後どうしていくか。この中で安心して進めていていただきたいということ担保するかということが大事なんです。なので、ぜひここで一度、足を止めて考えていきたいというようなことを思っています。

南郷スキー場、非常に盛り上がっていますが、今、所長の話だけでしたが、それ以外にも、やはり注目を浴びることで大きな効果があるんじゃないかなと推察しますが、現在の南郷スキー場、例えば従業員の皆さんにこういう変化があった、お客さん、ファン、こういう変化があった。そのようなことがもしあればご紹介いただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○酒井浩哉南郷総合支所長 お答え申し上げます。

昨年、SNSで非常に注目をされまして、従業員の皆さんが、まずトマト農家の奥様方、それからトマト農家に従事されている男性の方が多く就業されておるんですが、その方たちから、スキー場の経営についてもいろいろな意見が出されて、こういったメニューをつくってみたりというようなことが1つあったり、あと、それから写真を撮る場所ですね、そういった発信場所をつくってみたらというようなこと、それがいろいろな意見をいただいて所長が積極的にそれに応えてやっているというような変化が1つございます。

そして、今年は、また平野歩夢さんで連日テレビに出ておりますが、改めて南郷スキー場が困っているというような状況をお聞きになった20年前ぐらいに、南郷スキー場にいられていたボーダーの方が、また子供を連れて南郷スキー場に再び行ってみたいというようなことで、そういったお客様が非常に増えているというふうにお聞きをしております。

以上です。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 先ほど町長からもあったとおり、スキー場というのは、やっぱりインターから近いところを選ばれる時代になっています。また、経営についても大規模な、先ほどあったように出資できるような、投資できるような大きな会社がほぼ半分を占めている。それと零細企業、あと自治体というような構造になっています。

そんな中で、こうして南郷スキー場が活況を得ているというようなことは、やはり端っこの遠いところだからこそその願いであったり声がある、それに応える人もいてくれるということを改めて示してくれた事例だと思います。

ぜひ一つ一つのスキー場に視点を当てて、それぞれ課題があると思います。何となくではなくて将来を見据えた経営について、今後、役場としてどうしていくんだという方向性を示せるような体制づくりを進めていただきたいということをお願いして、この質問を終了します。

次に、英語が話せる人材育成事業ですが、私はこれは非常に評価しています。なぜかということ、英語を話せるだけで何億人の人と話せるようになるんだらうと考えることがあります。子供たちの未来というのは、確かに地元に戻ってきていただくということも大事ですけども、いろんなところを旅して、いろんな経験をして、そしていろんな風土、文化を経験して南会津に戻ってくるということもあるでしょう。そういったときに、経験の差というのは、いろんなところで地域づくりにも反映されていくんだらうと思っています。

そういう視点から、英語に着目されたということは非常に有効だというようなことを私は思っていますが、先ほど英語検定の合格者の統計を取っていらっしゃるということですけども、

どれぐらいのレベルなんですか。

私が知っている子では、準2級を持っている中学生がいました。準2級というと相当しゃべれると思うんですけども、全体として昔だと、私たちの世代ですよ、英語検定を受けるようになって、中学校3年で4級を持っていれば普通と、3級を持っているとすごいねというような状況でしたが、現在の状況はどうなんですか。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 答えいたします。

令和3年度の実績ということでお話しさせていただきますが、級別に人数のご報告というような形で答弁させていただきます。

まず、5級でございますが、81名受験しまして67名、4級が93名受験しまして66名、3級が83名の受験者に対して39名、準2級が16名に対して8名、2級が4名に対して1名となっております。

以上です。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 2級の子供たちは、高校生、中学生ですか。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 答えいたします。

今の数字は、全て町内の中学生の数字でございます。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 すごいですね。この成果はすごいと思います。

なぜこのように驚くかということ、私の子供も高校を卒業して大学に進もうとしています、今大学の中では、例えば推薦入試等では準2級以上を持っていると有利になるよと言われていきます。ここを高校だけで、例えば4級から準2まで持つていくのは非常に大変なんです。相当な努力が必要。でも、例えば3級まで、中学校卒業まで持つていたらと考えると、さらに上まで行ける可能性が開けるということで、可能性が広がるということですから、この成果については大いに評価されるべきではないでしょうか。

他自治体の動向等は、その検証の中でつかまれていますか。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 答えいたします。

先ほど教育長のほうからの答弁で、評価というようなことで各学校ごとに評価していただい

ているというようなことをございまして、町村との比較というような形では行っておりません。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 ぜひ、こういった成果はアピールすべきではないでしょうか。

子供の教育に関してアピールするということが適切かどうか、この議論はあると思いますが、しかしながら、子供たちが頑張っている姿が、例えば全国大会に行っているとか、高田の子供たちが全国で2番になるなんてすごいねという評価はあると思います。

一方で、やはりこういった英語に対して町で取り組んで、このような成果を上げているということは、やはり評価されるべきだと思うし、子供たちに自信を持ってもらうためにも、もっと英語に取り組むところなるんだということ、希望を持ってもらうためにもアピールしていくべきだと思います。例えば町の広報であってもいいです。ホームページであってもいいです。小さなところからやっていきながら、ぜひ、そういった子供たちの自己肯定につながるようなことをやっていただきたいなと思っています。

ただ、ここまで来るのには、相当歩みの中には大変なところがあったかと思うんですが、その進歩ということはどう考えていらっしゃるでしょうか。その変化、子供たちの変化、中学1年生からそういった経験をしていくことの積み重ねによってこう変わるというか、そういったところの評価はどのように検証されているか伺います。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私のほうからお答えしたいと思います。

その前に、この事業の主な目的ということで、先ほど高校生卒業までには簡単なということですけども、それは教育の中での目標であって、町全体の施策でありますので、町としてはどういうふうに考えていますかというところ、ちょっと畏れ多いんですけども、第2公用語は英語の町ぐらいの気持ちで、実はこの構想を持っています。

ですから、実際に子供たちの姿として検証もされていますけれども、実際には町に出て社会人になったときにどういうふうな姿になっているかというところが、実は一番検証したいところかなというふうに思います。

ですから、今そうやって育ってきた子供が、将来会社とか社会に出たときに、本当にちょっとでも英語を使って外国人の方とコミュニケーションを取れるという環境になっていれば、それはもう公用語は英語と言ってもいい町じゃないかと思っています。

これから、外国の方が来るということ、オリンピックもあったので想定して、ぜひそういう方が来たときには、町の子供たちとか町の方が片言でもいいから、英語を使ってもてなしが

できればいいかなというふうに考えて始まったところもあります。

今後を考えますと、やはりこれから労働人口も減っていきますので、外国からの労働者とか、そういう方が入ってくる場合、一番やっぱり大切なのは住環境とか語学だと思うんですね。それで、この町は英語が使えますよとなってくると、本当に働く方も来やすくなるかなと。そういうふうに交流人口を考えても、やはり町の人がちょっとでも会話ができていればいいかなと。その会話をするきっかけが意欲とか、そういう楽しみだとか、だから、そういう面では、非常に子供たちに英語の楽しさを教える内容になっているかなというふうに考えています。

先ほどの質問ですけれども、高校の先生や英語の教員の方に、いろいろ高校でお話を聞いてきたところ、やっぱり小中という流れがきちっとできて、英語の楽しみをある程度分かってきて高校に来ていると。なので、高校生も楽しんで英語をやっているんじゃないかなというふうにお話があったので、やはりこの事業のつながりというのは、とても大切じゃないかなというふうに考えておりますので、今後課題となる、社会で子供たちが英語を使っている姿をどうやって皆さんに見ていただくかという場面の設定というのが必要になってくる。そういうオリンピックにはそういう機会があるかなと思うんですけれども、今後は町としても、そういう学んだことを生かせる場の設定とか、そういうことを考えていく必要があるかなとは思っていますので、よろしくをお願いします。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 個々にいって、まず第一のバリアはやっぱり恥ずかしいということだったりするのではないのでしょうか。英語を話すということに対しての抵抗感がないということ時点で、それはなぜかという、ブリティッシュヒルズの体験が大きいと思います。

A L Tの先生はいらっしゃっても、一対一で話すのはなかなか大変ですけれども、友達と普通の生活、レジャーを楽しみながら、学びながら外国人の方とお話しする機会が1回でもあるというのは、非常に大きな経験だと思います。まして南会津町は、1年生のときに日帰り、2年生のときには宿泊というような形を取っています。さらに、修学旅行ではというところを期待されているかと思いますが、そのような経験が結実しつつあるというところは大いに評価されるべきだし、今後どうしていくかという今ほどあった教育長のお話、実社会の中でどれぐらい使えるかというのは非常に大事な話ですが、社会の地域で英語を使う機会がないというところが大きなポイントだと思っていて、私はやはり以前、生涯学習の中で英語講座等は非常に多かったような気がします。

今度、館岩地域には、外国人研修生が研修される場所ができるとお伺いしています。さらに、

南会津町の企業においても、外国人研修生を受け入れている企業もあります。機会というのは恐らくあるでしょう。また、その方々にとっても、地元の皆さんとお話しできる機会があるということは、第二のふるさとになるということにもつながりますから、研修の期間が短かろうが長かろうが、ぜひそういった機会を利用して子供たちに異文化を体験していただく、また、海外から来ていただく方に南会津のよさを知っていただくというようなことにまで、みんなで発想をしてみつけていくということ。事業者が単純にやっていることだよなというふうには置かないということ、その積み重ねが社会ですから、ぜひ他人事に思わず、子供たちが英語を生かして人生をよりよくしていくことができるような環境をつくるために、あらゆる手を、英語だから教育の現場だけではないということを確認していただきながら、地域の活性にも生かしていただきたいと思います。

以上で一般質問を終了します。

○室井嘉吉議長 以上で、9番、大桃英樹君の一般質問を終わります。



◇ 渡部訓正議員

○室井嘉吉議長 次に、6番、渡部訓正君の登壇を許します。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 議席番号6番、渡部訓正でございます。

これから一般質問をさせていただきます。

まず1点目は、コロナ感染防止、一日も早いワクチン接種を。そして、あと2点目は、国立公園内田代山湿原の保護を。これらについて質問をさせていただきます。

まず1点目、コロナ感染は第6波に突入しており、感染力が強いオミクロン株が急拡大し、10歳未満から30代の若年層にも急激に感染拡大しています。感染者の増加に伴い、高齢者の重症化率は低いものの、絶対数が増えるとともに死亡者も徐々に増えています。

このような中で、通常医療が滞る事態も生じています。当町でも1月以降、感染者が増えています。そんな中、高齢の方から、南会津地域は入院機能を有する病院は唯一、県立南会津病院しかなく医療体制が十分ではない。感染したらどのような扱いになるのか不安に思っていると、相談がされます。

具体的な取扱いは、せきや熱が出て体がだるいなどの症状が出たら、かかりつけ医や保健所

に連絡し指示を受けるようにしてはと話をしましたが、不安を払拭するまでの説明はできませんでした。

これまでも申し上げてまいりましたけれども、コロナ感染防止には、ワクチン接種が現時点で最も効果的だと思いますが、3回目接種が追いついていない状況にあります。3回目ワクチン接種は、当初は8か月経過後と国からの指示でしたが、前倒しで行うと訂正され、現在、町での実施は7か月経過後の方を対象として行われています。

町内の感染者が連日出ているため、いつ自分が感染するのか不安に思っている方が多く、何とかワクチン接種を早めることはできないのか、以下問います。

①現在、高齢者の方に接種券配布と予約申込み手続について通知されているが、7か月経過後の方を対象に順次通知していると思います。国が国会で答弁しているように、これ以上の前倒しはできないか。

2点目、国からの3回目接種のワクチンは、どのように配分されているのか。本町の該当者は何人か。配分は100%か。医療従事者、介護従事者は何人か。65歳以上は何人か。基礎疾患者は何人か。64歳未満は何人か。あと、ファイザー社製とモデルナ社製別の配分は。

③3回目接種が開始されていますが、副反応等はどうでしょうか。

あと4点目、2月7日予約開始の接種は、2月28日完了予定となっていました。ワクチンの接種実績はどうでしょうか。

あと5点目、小児、これは5歳から11歳のワクチン接種は、3月14日から開始されるとのことですが、副反応等の情報はどうでしょうか。

あと6点目、小児、5歳から11歳のワクチン接種予約状況はどうか。

2点目の国立公園内田代山湿原の保護を。

田代山湿原は、貴重な高層湿原として国立公園にも指定されています。聞きましたら、今日は国立公園指定の日というふうな、記念日みたいな形になって、朝分かりましたけれども、そういう形になっていましたけれども、その高層湿原末端部の下流山腹と溪流が崩落しており、その崩落を止め復旧するには、高度な技術による国直轄事業による対策工法の実施が必要だと思います。

これまで、町長は議会にも呼びかけ、議長と一体になって、国関係機関をはじめ国会議員などに対しても、崩落箇所の復旧に向けた事業実施を早期に行うことを要望してきたことは理解していますが、大規模な崩落拡大の危険も高いと思います。

そのため、退任前に国へのさらなる要望活動の実施と、新町長へも最重要案件として引き継

ぎし、継続して働きかけを強めてはどうですか。

以上、壇上からの質問は終わります。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 6番、渡部訓正議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、コロナ感染防止、一日も早いワクチン接種をに関する1点目、現在高齢者の方に接種券配布と予約申込み手続について通知されているが、7か月経過の方を対象に順次通知していると思います。国が国会で答弁しているように、これ以上前倒しはできないかとのおただしであります。現在、町では、2回目の接種を完了した日から6か月以上経過した方を対象に、準備が整い次第、順次接種券を配布しているところであります。

昨年12月以降、国からの方針に従いまして、医療従事者や高齢者施設等の入所者、従事者及び通所サービス事業所の従事者等から接種の前倒しを進め、2月以降から順次、一般の方を対象とした接種を開始いたしました。

3月以降につきましては、町内医療機関のご協力をいただきながら、最大限の接種枠を確保いたしまして、国からの指示では、7か月経過後とされている64歳以下の方についても、6か月経過後に接種できるように1か月前倒し、5月中旬まで希望される方全員が3回目接種を完了する計画で進めております。

いろいろマスコミ等でいろんな情報が出てきまして、1回目、2回目のときもそうですが、国が当初言っていたことと途中で変わることは結構多いんです。町もこれまでも、それらに対してしっかり対応できるようにやってきましたし、私どもの町としても、いろんな課題を含めた中で、県や国にも要望もしてまいりましたけれども、私どもの医療関係者の事情等もあり、そして、国からのワクチンの配布の供給等の事情もありまして、なかなかマスコミが言うような話にはなってきませんでした。

しかし、その努力は全然していなかったじゃなくて、我々として、しっかり確実にこれらが実施できるような努力はしてきたつもりでございます。その意がなかなか通じなかったと言われるかもしれませんが、その点をご了解願いたいと思いますが、町としては、それでは一日も早くコロナワクチンが前倒しでできるように、そのようなことも含めて今後とも努力してまいりたいと思いますし、それらが着実にできるように、町としての対応をしてまいりたいと考えております。

受付方法の改善等もございましたけれども、皆さん方のご理解をいただいて、やはり1回目、2回目と同じような方法を取らざるを得ませんでした。しかし、今回の3回目に関しまして、

それは、つながりにくかったこともあったと思いますけれども、皆さん方にご理解いただいたものとも思っていますし、その辺も含めて、今後また4回目もいろいろ話もされております。そういうことも含めて、町としてその情報もしっかり集め、そして私たちの地域の事情もしっかりともう一回検証しながら、それらに対して今後とも対応していければなと考えておりますので、どうぞ皆様方にもご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目であります。

国からの3回目接種のワクチンはどのように配分されているのかのおたただしであります、本町における3回目のワクチン接種の対象者は、2回目の接種を完了している18歳以上の方で約1万2,000人と、このようになっております。

また、国からのワクチン供給量については、対象となる全ての方が接種できる量の配分が示されております。それぞれの接種対象者につきましては、65歳以上の高齢者が約5,500人、64歳以下が約6,500人、そのうち医療従事者が約450人、介護従事者が約350人となっております。また、基礎疾患を有する方は約900人と、そのようになっております。

ワクチンの配分につきましては、ファイザー社製が47%、それからモデルナ社製が53%となっております。

次に、3点目であります。

3回目接種が開始されていますが、副反応等はどうかのおたただしであります、厚生労働省が発表したファイザー社ワクチン初回接種者に対する3回目接種後の中間報告によりますと、ファイザー社製、武田モデルナ社製、どちらのワクチンにおきましても、脇の下の痛みやリンパ節の腫れ、痛みなどの頻度は、2回目接種後に比べて3回目接種者のほうが高かったと、そのように報告されております。

また、発熱、頭痛などの副反応の頻度は、ファイザー社製のワクチンに比べ、武田モデルナ社製のワクチンのほうが高かったと報告されております。

町に寄せられた相談内容につきましては、これまでに接種部位の痛みや頭痛、発熱等、様々な症状の報告はいただいておりますが、重篤な副反応の報告は、現在のところございません。

次に、4点目であります。

2月7日予約開始の接種は2月28日完了予定でしたが、接種実績はどうかのおたただしであります、2月7日予約開始の対象者は、昨年6月末までに2回目の接種を終えた約2,800人と、このようになっております。

そのうち、2月28日までに接種を終えた方は約2,500人で、接種率が約89%と、このように

なっております。

次に、5点目、小児、5歳から11歳のワクチン接種は、3月14日から開始されるのですが、副反応等の情報はどうかのおただしであります。厚生労働省の報告によりますと、12歳以上の方と同様に、接種部位の痛みや倦怠感、頭痛、発熱など様々な症状が確認されておりますが、そのほとんどが軽度または中等度であることから、現時点で得られている情報からは、安全性に重大な懸念は認められないと、そのように判断しております。

また、海外のデータによりますと、5歳から11歳における2回目接種後1週間以内に見られた様々な症状は、12歳から15歳における接種後と比較いたしまして、その発現割合が低かったとの報告もあるようでございます。

町といたしましては、引き続き国からの情報を注視するとともに、安心して接種をいただけるよう、対象者やその保護者に対しまして、随時情報を発信していきたいと思っております。

次に、6点目、小児、5歳から11歳、この対象者のワクチン接種予約状況はどうかのおただしであります。小児の方の接種につきましては、ワクチン接種後の経過観察等に専門的な知見や対応が必要とされることから、県立南会津病院の小児科のご協力をいただいて実施いたします。

このことから、1か月当たり接種可能人数にも限りがあることから、接種対象者を10歳と11歳、8歳と9歳、5歳から7歳と3段階に分けまして、段階的に接種券や案内を送付しております。

小児の接種予約状況については、対象者が全体で約670人となっておりますが、3月14日から予約できる10歳と11歳の対象者は約200人となっております。そのうち、3月10日現在の予約者は約100人で、予約率は50%となっております。

次に、国立公園田代湿原の保護について、退任前に国へのさらなる要望活動の実施と、新町長へも最重要案件として引き継ぎし、継続して働きかけを強めてはとのおただしであります。田代山の崩落箇所は議員もご承知のとおり、上流部の土砂流出箇所も含めて国有林となっていることから、平成30年の台風24号による土砂流出被害以降、議長との連名で、林野庁をはじめ環境省、福島県の関係機関、福島県選出国會議員に継続的な対策を求める要望書を提出しているところであります。

これを受けて、国会の衆議院環境委員会において、林野庁長官が、その対策は林野庁が予算確保を行いながら、治山対策にしっかりと取り組んでまいります、そのように述べられました。今年度は、土砂の流下を防止するため、谷止工のかさ上げ工事、ヘリコプターによる崩落地の

土砂流出防止のための袋詰め、玉石工、土壌藻類の散布による地表面の侵食防止工など、実施していただきました。

この玉石工でありますけれども、ヘリコプターで約2.5トンの袋を70袋投下といたしますか、設置していただきました。今後、この推移がどのようになるのかも注視していきたいと思えます。

さらに、今年の1月28日には、林野庁関東森林管理局に、事業継続のため要望書を提出しております。関東森林管理局長からは、継続的に対策事業を実施し、予算確保もしていくと、そのように回答をいただいているところでもあります。

また、土砂の流出につきましても、福島県の山口土木事務所にも大きないろいろな配慮をいただいておりますし、対策もいただいております。そしてまた、当然、南会津建設事務所にも応援もいただいておりますし、そのような中で、町としてはいろんな対策は少しずつ前に進んでいるのかなど、そのようにも感じております。

また、3月10日には、国土交通省東北地方整備局河川部長、それと県の土木部長さんにわざわざおいでいただきまして、いろいろ情報交換もいたしましたし、これまでの経過、そして、今現在の様子、そして今後の町としての要望といたしますか、地域の思いを酌んだお話、意見交換もさせていただきました。

そういうことから、田代山の保全と下流域の西根川、伊南川流域の土砂流出対策についても、今度の新しい町長にもしっかりと引き継いでいっていただけるようお願いもしていきたい、情報も伝えていきたいと考えておりますので、皆さん方のご理解とご協力をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 まず1点目のコロナ感染防止、一日も早いワクチン接種をということで、再質問をさせていただきます。

まず、先ほど確かにもう日程が町のホームページなどでは、一応先ほどから話が出ていますように、医療従事者の接種が12月から、そして、高齢者施設の入所従事者が1月から、そして通所サービス従事者も1月から、そのほか昨年6月までに2回目接種というのが2月13日からというような形で一応あって、その後も順次7月までに完了、あと8月までに完了、9月、10月、そして11月はまだ準備ができ次第というような形でホームページにも載っていたかと思う

んですが、やはりそんな形で予定が既に毎月のように順次計画しているから、なかなかこれを前倒しすることまでは、ちょっとできないんだというような、そして、それらの調整が、私もそれぞれ第1回目、第2回目というか、この日程表の個別接種、あと集団接種の予定表等を一応見せていただきましたけれども、そんな形で詰めているから、それ以上の日程の前倒しというのは無理なんだよと、十分にここで一生懸命努力しているんですよというような理解になるんでしょうか。どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

まず一般の方、高齢者、75歳以上の方の接種が始まったのが2月13日、中旬からございました。本来であれば、ほかの早い市町村ですと1月中から始めていたところもあったかと思えます。

ただし、実は福島県から町のほうに、ワクチンの配送量が正確にまだ決まっておらずでしたので、1月中からスタートするというのは、なかなか難しいという判断をしまして、しっかりワクチン量が決まった2月からしようというところで、2月13日、実質で言いますと、昨年6月の中旬に2回目の接種をされた方からしますと、実質8か月後となってしまったわけなんですが、それを少しずつ前倒しをしていきまして、今現在3月中に打っていただいている方については、主に大体7か月後の方になっているかと思えます。

実は本日、3月16日になりますけれども、3回目の接種券の発送をいたします。こちらが行きますと、一番早い方ですと3月の末に打つことができるわけなんですけれども、昨年の9月中に受けた方に対しての配送になります。そうしますと、一番早い方ですと3月末に、今月接種することができる方もいらっしゃると思います。そうしますと、実質6か月後になっていると思われれます。そういったこともありまして、空きの状況もありますが、そういった形で進めてはおります。

こちらについては、前倒しがなかなか難しいというご指摘でありますけれども、まずは1つはワクチンの量、配分計画がしっかり示されるかどうかというのが1つ。そして、本町の医療機関の接種体制、接種回数がそれだけできるか、この2つがあると思われれます。

そういったところを県からの情報、そして医療関係者との打合せ、そういったところで今までの接種計画を策定してまいりました。できる限りの前倒しをしてきたつもりであります。

以上です。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 本町の感染者というのが、ほとんど今年に入ってから毎日のように感染があつて、そして3月14日現在で、本年に入ってからですよ男性が52名、女性49名で合計101名。全体では247だと思ふんですが、60代以上の高齢者の方というのは、男女計で26名というふうに見ているんですが、その中で重症化した方というのはおられますか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

県のほうから、個別の方の症状についてはお伺いすることはできない仕組みになっておりまして、実際のところ重症化した方がいらっしゃるかどうかは、説明を受けておりません。

ただし、今までですと、重篤な方等がいらっしゃった場合には、一言ある場合もありましたが、これまで今年に入ってからにつきましては、そういったお話はいただいておりません。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 そうすると、今はもう全く町のほうには、そのお知らせというか、その後のお知らせというのはないというような形になるわけですね。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からお答えさせていただきますけれども、今までですと、健康福祉課を通じて私のほうにも入ることになりましたけれども、最近は保健事務所長さん、小谷先生ですけれども、直接メールが私に入っています。当然、健康福祉課のほうにも入っています。ただ、名前は分かりません。そして、どういう感染経路かも、分かるときもあるし分からないときもあります。

ですから、あしたはこのような形で何人発表されますとか、そういう形ですので、その症状については一切分かりませんし、どこに入院されているのか、自宅におられるのか分かりません。

ですから、先ほども課長が答弁したように、その症状とか、そこら辺までは分からないものですから、ただ、感染経路不明というのがちょっと多くなっているのかなと、そのようにも感じています。ですから、やはりオミクロン株なのか、またその次の株なのか、そこら辺のところは、どの程度の感染力になっているのかということも正直分からないところが多くて、ですが、一人一人やはり皆さん方に十分注意して、協力はしていただいているんですが、ご本人も、どこでかかったか分からないような状況になっています。

1つは、家族がかかれば、ほぼ家族は全員かかるでしょうと言われているんですが、経過を見ますと、家族も半月ぐらいかかって最後に感染したみたいなケースも、濃厚接触者と認定さ

れてから、何かばらばらとつながるみたいな傾向もあるものですから、正直どのような状況の中で生活されていることもあるかもしれませんけれども、どのような状況が感染になるのかということも、私どもにはよく分からないような状況が続いています。

ですから、全く報告がないんじゃないじゃなくて、人数だけは報告されます。何十代、男性、女性、何人とかという報告はありますが、誰だか分かりません。ですから、地域も分かるときもあるし、分からないときもありますし、そのような形の中で、ある一定の報告はいただいておりますので、そんなような中で町としても呼びかけながら、皆さん方にもご協力を、対策をお願いしていくしかないのかなと、そのように考えています。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 私自身、重症化した方が逆にいるのかいないのか、それを聞いたのは、ワクチン接種というのが、私が先ほど冒頭申し上げましたように、やっぱり基本になるのかなと今考えられるんですね。

この後、将来的にワクチン接種をしたのが大変になったなんていうようなこともあり得るのかもしれないんですが、現在考えられるものとしては、そういうふうを考えているものですから、一応そういうところまでお聞きしたいなと。その中で、質問を持っていきたいなというふうに思ったものです。

次に、これもそうすると分からないですね。実は、感染した方がワクチン接種している人と接種していない人の対応というのは異なるのかなということなんです、それは町では分からないという理解になっちゃいますよね、もう連絡がないわけですから。分かりました。

先ほど副反応等についても、ファイザー社製とモデルナ社製、モデルナ社製が若干強い副反応が多く出るというような形で一応ありましたので、分かりました。

それで、町にそういった連絡がないわけですが、一応まん延防止措置というのが3月6日で打ち切られていますけれども、まだ感染者は徐々に出ています。そして、そういう中で、町民への注意喚起というのは、町広報などで引き続き行っていくことが必要ではないのかなというふうに考えるところですが、町のお考えをお聞きします。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

これまでもオミクロン株になる前もそうですけれども、去年の今頃は大変な時期でしたので、そのようなことを皆さん方にも呼びかけながらご協力いただきました。ワクチンが接種されるようになってから少し落ち着いたような時期もあったわけでありましてけれども、やはりオミク

ロン株になって全国的に、世界的にも非常に厳しい、感染者の数が毎日のように報道されているところでございます。

これからも、軽症化しているとはいいながらも、やはり体調によっては、あるいはいろいろな体の事情によっては重大な状況にもなるということもございますので、町としても皆さん方にも注意喚起を防災無線や、あるいはチラシ等の中で行わせていただいて、皆さん方にも感染防止を努めていただければと思います。

それから、子供へのワクチンの考え方といいますか、先ほど50%が予約だと申し上げましたけれども、これもいろいろな考え方がございますし、やはり副反応そのものも気にされる方、それからワクチンを打つことによって体に対する影響ということも考えられるようなことから、なかなかこれが科学的なというか、医学的な見地が明確なものがない中ですので、やはり個人の判断に委ねるしかない部分もあるのかなと。

皆さん方はすごく不安に思っておられると思うんですが、町としては、できるだけ情報も皆さん方にお伝えしながら、それぞれの考えが判断できるようなことで協力をいただくしかないのかなと、そのように思います。

私ごとなんですが、13日に私もモデルナ社製をやりました。前の2回より、やっぱり腕は痛かったし、実際発熱は37度2分ぐらいまで、ちょっと倦怠感もありましたし、人によって差があるかと思えますけれども、そんなことをするとみんな、やっぱりやらないほうがいいかなと思ったりもされる方もいるかもしれませんが、できるだけ私としては、ワクチンの接種は皆さん方に、体の都合がつけばやっていただければなと、そのようにも思っています。

そんなことで、町としても皆さん方に呼びかけながら、予防と、それからワクチンの接種を呼びかけていければなと、そのように考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

追加の話になってしまいますが、今日ちょうど注意喚起の件で、防災行政無線のほうを、夕方の方の定時の時間に入れることに決定しておりますので、ご報告を申し上げます。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 次に、前倒し日程ということで、これはホームページで、保育所、幼稚園、児童クラブ、訪問介護等187名で2月28日まで、そして、あともう一つが学校教職員等261名で3月20日までということに、ホームページに前倒し日程というお知らせが入っているんですが、これは小児、5から11歳の関係者とはまた違うわけですか。ちょっとその内容につ

いて教えてください。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

今回3回目の接種に当たりまして、全国的な傾向であったんですが……、ごめんなさい、ワクチンというよりもコロナの拡大の関係なんですけど、特に小学生、中学生、そしてそれ以下の保育所、幼稚園のお子さん、そういったお子さんが感染する割合が大変高くなっておりまして。

そういった関係上、そういった施設にお勤めの方に先に打っていただくというのが国の方針でありまして、それが県から町に流れてまいりまして、特に最初に保育所、幼稚園、放課後児童クラブの職員の方、そして、学校教職員の方と順次打っていくことに町としても決定いたしました。

先ほど議員おただしのような日程で行っておりまして、3月20日までに、それらの方々の接種をご希望の方全員が終わる予定でございます。中には、特に3月中ということで、お忙しい立場の方もいらっしゃる、4月以降に打たれるという方もいらっしゃいますが、おおむねの方につきましては接種を受けていただくことになっております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 そうしますと、小児の5から11歳じゃなくて、その関係する保育所さん、幼稚園、児童クラブ、訪問介護等の関係する職員の方という理解で、学校教職員等は分かったんですが、そういう理解でよろしいですね。分かりました。

新型コロナ感染症というのは、ある意味で私たちがこれまでに経験したことのないものですし、感染症専門家が言っている中身を私も聞かせてもらったんですが、感染者増が少しではあるが落ち着いてはいるものの、再度増加する可能性があるというふうに言っています。

町内でも、隣近所の方も感染しているというか、本当に近場の人が感染が出ているなというふうに私も感じています。誰が感染してもおかしくない状況かなというふうに思います。そして、現状では、今後も感染リスクは、先ほど言ったようにならないと思いますが、町ではどのように考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

やはり感染を防ぐための一番の方法というのは、先ほども議員のほうからもありましたとおり、ワクチン接種というふうに言われております。さらには、飲み薬の開発、そして今、流通のほうも急いでされておりますが、そういったものによる効果、そういったところが、まずは

感染を防ぐための一番の方法だろうと思っております。

一方、あまりにいろいろな人混みや移動を避けるという活動を少しずつ弱めていこうというのが、今、国のほうが進めていっているところでもあります。これから何年こういった状況が続くのか、もしくはなくなるのかについては、まだ誰も分かりませんが、少なからず感染の規模が小さくなっていったり重症化が抑えられていったり、そういったところがいろいろな科学技術、もしくは薬等の開発によって進んでいくものと思っております。

町といたしましては、そういった情報を逐次入手いたしまして、町民の皆様にお伝えしていく、それが町の役目だと思っております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 なかなか本当に大変だなというふうに、私自身、町のほうも町長をはじめ本当に大変だなと思いますが、基本的な対策というのは、今までこれだけ言われていますから私らも十分に注意をすることが大切だなというふうに考えています。

以上で、コロナ感染症防止については終わらせてもらいます。

次に、国立公園田代山湿原の保護に移らせてもらいます。

崩落箇所というのは、写真を見ても急傾斜地の溪流、山腹斜面であり、崩落箇所まで行く手段というのはヘリコプターなどに限られています。そのような最上流に位置する崩落箇所の土質は、水分を含みますと崩落しやすく、冒頭の質問の中でも申し上げましたように、崩落拡大の危険性は高いと思います。

町長もこのことを認識され、これまで国などへの積極的な働きかけを行っていることは、最新の広報みなみあいづにも関東森林管理局長への要望活動を行ったことが載せてあり、承知をしています。そこで、専門家を交えた検討委員会が持たれたと聞いていますが、直近の検討委員会の結果についてお聞きしたいと思います。

○室井嘉吉議長 館岩総合支所長。

○阿久津正人館岩総合支所長 お答えします。

林野庁のほうで主催されております西根川上流地区治山事業全体計画調査検討委員会が、第3回ということで令和4年2月25日にウェブ会議で開催をされております。国の関係機関、林野庁関係機関、それから委員の方が専門家の治山関係、林野関係、あと自然関係の専門委員の方が5名ほどいらっしゃいまして、そちらの委員の方プラス町、県オブザーバーとしてオンラインで出席をさせていただいております。

委員の5人の方から、今までの経過等をお聞きしながら、その中で委員のほうから、それぞ

れの今後の方向性等について意見を述べられておられましたので、今までの崩落の対策等について、先ほど町長答弁もありましたように、上流部の崩落のところの石積みのヘリコプターの部分の関係、それから砂防ダムのかさ上げ関係、そういった部分について報告がありましたので、そういった部分の今後の在り方について、委員の方から、それぞれ報告があったということで、私たちオブザーバーのほうも同時に聞いておるというふうなことでございます。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 一応、検討委員会ということで持たれたということですがけれども、今年先ほどいろいろ県道とか、あとは橋が雪崩で飛ばされたなんていうような形で、今までにない降雪があって、これからそれが融雪期に既に入っているかもしれませんが、雪解け水も大量に発生をして、崩落箇所の洗掘というのが危惧されるのではないかというふうに思います。

なおさら、これからは異常降雨というのも一応想定されて、それらによって、災害発生の危険性は、私は高いものと思います。やはり危機感を持って対応することというのは、絶対マイナスにはならないと思います。ぜひ、田代山湿原を守るために、引き続き国をはじめ関係機関への働きかけを強めていってほしいというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

いろいろな状況は、皆さん方もよくご存じだと思いますけれども、田代山の一番大きな崩落箇所というのは、もう何十年も前から森林管理署がいろんな土留め工であったり砂防であったり治山であったり、やってもらっているんですが、今回の災害については作業道まで流されてしまうというようなことなものですから、ましてや現場までは当然、今までも行っていませんが、その途中でさえ、みんな遮られているような状況でございます。

そこが一番象徴的なんですけど、まだまだ懸念される場所がありまして、その川の上流部、田代山に引き続きの山腹も、かなり崩落しています。ですから、その辺も含めて、林野庁のほうでしっかり国有林に入っていますので、どの部分がどの程度崩落しているのか、また今後どのような崩落のおそれがあるのかということも調査してもらいながら、本体の部分の対策も進めていっていただく必要があると、そのようにも考えています。

この2年、3年ぐらいの間は、そんなに大きな雨が降らなくても下流にかなりの大きな影響を与えています。ですから、我々のエリアとしては、特に浜野地区から下流の部分については、上流は西根川、館岩川になるんですが、伊南川に入ってから、やはり農業用取水施設、これらに対しての土砂の流入だとか、あるいは流木とか、非常に大きな影響を与えていますし、そし

て伊南川そのものも洗掘されているところ、それから土砂がたまっているところ、大きく変化しておりますし、アユも砂を食べていて商品にならないと、育たないというようなことがあって、いろいろ多方面の中でいろんな影響が出ています。

それから、トマトの人たちも、濁ったときは砂が詰まってかん水ができないとか、そのような話も聞いておりますが、いろいろな部署の中での対応が今後必要になってくるだろうと、そのようにも思っています。

安全対策をしっかりした中で、そして今起こっている事象を、しっかりそれぞれの機関の中に、県、国を含めまして、要望を進めていきたいというような考え方でいるわけでありまして、そういうことを受け止めていただいて、実は先日、東北整備局からもわざわざいらして、そして現場も雪の上ですけれども、見ていただいたということでもあります。

これらがまだまだ、どのくらいの時間が必要かは想像はつきませんが、ずっと引き継ぐものとされていますし、また、このような現象が我々の森林、山岳部で起こらないように、国のほうにも、そして町としてもできるだけの対応をするということで、要望を強めていきたいと思っておりますし、皆さん方にもそれに対しての防災対策といいますか、命を守ることも皆さん方にも呼びかけていきたいなど、そのように考えておりますので、皆さん方にもぜひご協力をお願いしたいと思います。

できる限りのことを精いっぱいやるように、先ほど議員から新しい町長にも引き継いでくださいということでございますので、私としても、その意思が十分伝わるようお願いしたいと思います。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 以上で、私の一般質問については終わらせていただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 以上で、6番、渡部訓正君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。昼食休憩とします。

再開は午後1時といたします。よろしく申し上げます。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○室井嘉吉議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。

◇ 五十嵐 芳 道 議員

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君の登壇を許します。

1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 議席番号1番、五十嵐芳道です。

通告に従いまして、一般質問を行います。

質問事項は、高齢者世帯等除雪支援事業の改善策はということです。

要旨を申し上げます。

南会津町高齢者世帯等除雪支援事業は、除雪が困難な高齢者などの世帯が冬季間も安心して生活することに役立っています。

特に、この冬の大雪では利用者が増え、ますますこの事業の重要性が明らかになりました。その一方で、サービスを提供する側の除雪ネットワークへの登録者は年々高齢化が進み、新しい人はなかなか見つからないため、少ない人員で連日の作業を強いられています。また、利用者からのクレームなども事業者の担当となり、苦慮する事例もあると聞いています。

先日、西部地区3地区で除雪ネットワーク事業を受託している事業者の館岩地区、南会津森林組合、伊南地区、有限会社伊南の郷、南郷地区、グリーンカルチャーにお話を伺う機会を得ました。それをもとに質問いたします。

まず1つ目、年々、実際に作業に当たる事業者登録をする人の確保が難しくなっているとのことでした。町として登録者の募集についてできることはありませんか。実際に作業を行う人に事業者としてネットワーク登録をしていただき、そのメンバーで運営しているわけですが、毎年ほぼ同じ登録者、年を取るとともに高齢化していきます。新しい人は入ってこない、人員確保が難しいということです。また、屋根に上って雪下ろしする技術を受け継ぐことも困難であるとのことでした。何かいい方法はないでしょうか。

2番です。現在の利用料金では、人力作業は機械作業よりも重労働ですが、機械の半額です。また、除雪能力が違う機械でも同じ料金です。この点に疑問を持つ事業者や依頼者もあるとのことでしたが、利用料金の見直しの考えは。

スクリーンの料金表をご覧ください。

一番上ですが、人力の場合、料金は30分1,100円、除雪機の場合は2,200円です。実際の作業

では、ほとんど除雪機で行われるということでした。人力となる場所は狭くて機械が入らない場所、スコップで掘るしかない場所などで、重労働になるとのことでした。しかし、報酬は機械の半額です。

また、除雪機使用の料金については2,200円のみで設定で、除雪機の能力に差があっても同じ料金のため、依頼者としては、作業が短時間で終わる大きな除雪車での作業を希望するのは当然です。申込みのときに、大きな除雪機で来てと依頼されることもあるとのことでした。

また、一番下の高所作業車ですが、5,500円となっていますが、これはあくまでも作業の時間です。移動の時間は含まれていません。また、高所作業車の場合は、作業のバケットに乗って上で手作業になります。でも、手作業でも、あくまでも5,500円となっています。このようなことから、料金の見直しはできないかと考えています。

3番目です。作業の順番は、申込み順で行っているとのことでしたが、申込者から寄せられる苦情で一番多いのは、順番に関するのだそうです。町として苦情を減らすための手立ては、

大雪で申込みが殺到する中、基本的には、作業する順番は申込み順とのことでした。しかし、あまりの雪の多さに危険を感じる依頼者から、早く来てとの電話が多かったそうです。電話対応も受託事業者の仕事になります。そのような苦労を減らすために、町としてできることはありませんか。

4番目です。依頼者からの集金も事業の受託者が行っているとのことでしたが、集金の仕事を軽減する方法は、

人手不足の中、集金を行う時間も取る必要があります。集金の仕事を軽減する方法はありませんか。

5番です。屋根に上った雪下ろしは危険な作業で、事故も起きています。今後、高齢化も進み、ますます屋根の雪下ろしは難しくなっていくことは明らかです。人力に頼らず屋根の雪を落とす技術や設備への支援を考えるべきときに来ていると思いますが、町の考えは、

少子高齢化、人口減少で除雪の担い手は限られ、屋根に上ることができる人はどんどん減っていきます。また、屋根からの転落事故を防ぐためにも、屋根に上らずに雪が下ろせる方策への支援も考えるべきではないでしょうか。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 1番、五十嵐芳道議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、高齢者世帯等除雪支援事業の改善策に関する1点目、年々、実際に作業に当たる事

業者登録をする人の確保が難しくなっているとのことでしたが、町として登録者の募集についてできることはとのおただしであります。町では、登録事業者の募集のため、町のお知らせにより周知を行っております。

除雪ネットワーク受託業者の皆様にも、登録事業者確保にご尽力をいただいております。前年度登録いただいた事業者への直接の声かけや高齢者等から希望のあった方へ登録の依頼をしていただくなど、積極的に働きかけをしていただいております。

その結果、登録事業者数は、近年4地域とも少しずつではありますが、増加しているところがございます。

次に、2点目、現在の利用料金では、人力作業は除雪機よりも重労働にもかかわらず報酬は半額です。また、除雪機械使用の料金は一律で、除雪能力が違う機械でも同じとなります。この点に疑問を持つ事業登録者や依頼者もあるとのことでしたが、利用料金見直しの考えはとのおただしであります。かつて高齢者宅等の除雪は、同居家族や親戚に作業をしてもらうのが、そのような状況がほとんどでありました。高齢者のみで生活されている世帯においては、隣近所の方による地域の支え合いによって除雪作業が行われてまいりました。

しかしながら、近年は高齢者のみの世帯の増加や近所付き合いの希薄化が進み、頼みにくさが出てきているような状況にもございます。その頼みにくさを解消するために、町が除雪費用の一部を支援することによりまして、高齢者世帯等が除雪を依頼しやすくするために、高齢者世帯等除雪支援事業を実施しているものであります。

本除雪支援事業は、除雪を依頼する高齢者等にとって、分かりやすく利用しやすい事業である必要があると、そのようにも考えておりますが、議員おただしのように、利用料金の設定に疑問を持たれている事業登録者や依頼者がいらっしゃるとのことですので、本除雪支援事業を持続させるために、双方の状況を調査しながら、利用料金の見直しについて判断していきたいと、そのように考えております。

私もそのようなことを言われておりますが、しかし、現実問題となると、なかなか難しいですね。機械の能力にしても、どの程度でどれだけのことを判断するのか。ですから、実際に高所作業車を今年は付け加えさせていただきました。これにしても、いろいろ確かに移動時間とか、これはほかの除雪機械にしてもそうですけれども、本当にいろいろ難しいです。

そういう業者がいらっしゃるところは、例えばそれを設定したとすれば、近くの移動の時間の料金は、負担が軽くなるかもしれませんが、そういうところのない人は今度料金がまたなると、そのときは、また町が補助できないとか、いろんな多方面に及んでいきます。

ですから、これはやっぱり皆さんで十分協議する必要があると思いますので、なかなか町だけの判断ではできないので、今のような答弁をさせていただきました。ご理解願いたいと思います。

それから、次に、3点目であります。

作業の順番は申込み順で行っているとのことでしたが、申込者から寄せられる苦情で一番多いのは、順番に関する事だそうです。町として苦情を減らすための手だてはとのおただしであります。町にも同様の苦情が来ることがありますが、その際は事業者が順番に作業していくので、もう少し待っていただきたい旨を丁寧に説明して、納得していただいているような状況にもございます。それでも待てないという方に対しては、ほかの業者を手配するなどの提案も行っているところであります。

多くの依頼者を抱えている事業者の場合は、今年のような大雪になると、依頼者の希望どおりに対応できず作業が数日遅れることもあり、依頼者の方には大変ご不便をおかけいたしておりますが、ご理解いただけるように丁寧に説明させていただきたいと、そのようにも考えております。

特に今年は雪が多かったものですから、そのような状況になったと思います。コロナワクチンの最初の申込みと同じような状況が、確かに生じています。何とかこれはご理解いただかないし、そのような中で自分のご判断もされた中で、できるだけ速やかに登録といえますか、申込みができるような配慮もお願いできればなど、そのようにも考えています。

次に、4点目であります。

依頼者からの集金も事業の受託者が行っているとのことでしたが、集金の仕事を軽減する方法はとのおただしであります。現在、受託事業者の皆様には、集金の際に請求内容の説明や残りの利用可能時間、利用可能額、金額などの説明も併せて行っていただいております。

口座振込や口座引き落としなどの手法もあるかと思いますが、高齢者等の負担軽減や利用料金の未納を防ぐ方法として、受託者による集金が一番よい方法ではないかなと、今現在のところはそのようにも考えております。どのような方法がいいのかということも、これも今後、検討させていただきたいと思います。

次に、5点目であります。

人力に頼らず屋根の雪を落とす技術や設備への支援を考えるべきではとのおただしですが、その仕組みは融雪と落雪の2つに分けられ、自治体によっては、設置費用の資金貸付けや補助金交付といった支援制度を導入している事例があると聞いております。

町といたしましても、町民の冬季生活の安全確保につなげるためにも、町内の状況を再確認しながら検討してまいりたいと考えております。

これはいろいろな方法があると思います。受託業者の中にも、雪止めがないと上らないというようなこともございますので、落雪装置といたしますか、それもあるし、雪が落ちない方法もありますし、雪を落とすというか人力でやるための方法とか、いろいろございますので、その辺も含めた中で、どういう対応をするのかということも、数限りなくらいのいろんな種類がございますので、町としては、ここも十分状況を調査した中で、そのような対策をしていく必要があるのかなと、そのように考えております。

いずれにしましても、いろんな除雪というのは、冬季間、いかに安心して過ごすかということ、我々の地域の課題でございますので、その辺も含めた中で、町として検討していく必要があると、そういう認識はございますが、それを1つ判断するがためには、いろいろな判断材料がございますので、そこは十分皆さん方と話し合うというか、情報を収集する必要も、改めて集める必要もございますので、ご理解願いたいと思います。

いずれにしましても、全て行政でみんな対応できると、そのようなことはできないと思っています。ですから、私は高齢者対応にしても防災対応にしても、地域の人々のご理解と、それから地域の人のできる限りの範囲で結構ですから、協力が必要だなと、そのようにも感じておりますので、ぜひ町としても精いっぱい対応するつもりでございますが、皆さん方にもご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 今年はずい大雪で、いろんなトラブルとか課題が出て、各事業者の方も、実際に作業した方も、いろんな不満なり意見なりを持ってシーズンを過ごしたと思うんですね。調査話合いを持つということですが、具体的にはどんな計画をして、どのような今後あまり時間がたってしまうと、そのことも忘れてしまいがちなので、なるべく早く情報収集するべきだと思うんですけども、その計画はありますか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 この問題は、少雪であればさほど、雪の利用に関してはいろいろあるかもしれませんが、雪に対しての対応は少なくなると思うんですが、今年の雪の降り方からして、降った量以上にみんな実感として感じた年でもありました。

そういう中ですから、余計そのようなことがまた課題が浮き彫りになったわけでありましてけれども、ほぼほぼ今シーズンは終わりでございますので、今のその状況が、皆さん方のまだ意識があるうちに、その認識があるうちにある程度の調査をしまして、来シーズン、次のシーズンまでの雪に対応するような対策は、そのような中で検討していければなど、私はそのように考えています。

ですから、これを今の今だからと言って、今に当てはめてというか、ばたばた決めても、やはりそれはそれでまた課題があると。いずれにしても、1つ課題が解決するとまたその次と、大体その傾向がございまして、どの程度まで支援するのか、できるのか、やはりそこも含めて検討する必要があると私は思うんですよ。

ですから、ここまでやった、そうしたら、またその次の課題が出てきた、またその次の課題に向かってそれもやります、またその次にまたそうなる、いたちごっこみたいな話になると、やはりとことんの話になるんで、そここのところも十分、町としては皆さん方と話し合った中で、情報も収集して判断していく必要があると思っておりますので、次のシーズン、今年の冬に間に合うような形の中で広く情報交換して、慎重にやっぱり検討していく必要があるし、そのほうがいいのかと、私はそのように考えています。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 この事業は、最初に申し上げましたけれども、生活を守る上で非常に重要な事業で欠かせないものになっていると思います。よい事業にしていくためにも、できる限り多くの情報や作業する方の意見を吸い上げていただいて、ブラッシュアップして、よい事業として残していくということで、料金に関しましては、高い安いというのは比較だと思うんです。比較的、機械よりも上げろということではなくて、不公平感をなくすということが大切だと思うんですが、その辺の調査と、それからあと話合いの場で、やっぱり利用者からの意見も大切だと思うんですね。

利用者がその意見を聞くという場面はあるんでしょうか。利用者からの意見というのは。事業者の意見は比較的聞きやすいと思うんです。事業者を集めて意見を聞くというのはあるでしょうけれど、利用者からの意見というのは、どんなふうに吸い上げるんでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

今まで利用者からの意見を吸い上げた経過は、直接アンケート等を取ったり、そういったことはございませんでした。ただ、苦情だったり要望としてお電話をいただくという機会は、ほ

ぼ毎日のように、特に大雪の降った日は多く寄せられております。

そういったこともありますので、手法については今後検討してまいりますけれども、議員おただしのとおり、事業者、そしてネットワーク事業者、さらには利用者双方からのご意見、そういったものをまとめて、さらにいい事業にしていきたいと思いますと考えております。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 5番の雪を落とす、落とさない技術や施設なんですけど、なかなか具体的なことは難しいとは思いますが、事例としては近場とかでやっているところはあ
るんでしょうか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

落雪ということで、屋根の上にぐしのほうに電熱線を設けるような、そういった事業を近隣の自治体で補助しているということはお聞きしております。しかしながら、落ちるシステムにつきましては、道に落ちるような屋根の造りのところは補助対象にしていけないというような話もございまして、先ほど町長から答弁ありましたとおり、一つの方法ではなくて幾つかの方法を寄せ集めといいますか、複層的な考え方の中で検討するしかないのかなというふうに考えているところでございます。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 この地域のように、大雪のところで、どのように雪を下ろす、それから雪を止める施設や設備が利用される、また行政でどのような支援をしているのかということ
を研究していただいて、安心・安全な生活が保てるようにしていただきたいということで、私の質問を終わります。

○室井嘉吉議長 それでは、若干の間、機械の片づけがございまして、そのまま待ってください。

以上で、1番、五十嵐芳道君の一般質問を終わります。



◇ 湯田芳博議員

○室井嘉吉議長 次に、4番、湯田芳博君の登壇を許します。

4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 議席番号4番、湯田芳博であります。

改めて申し上げますが、この時期になりますと、根も葉もない言葉をつくり出しまして、政治本来の政策実行の道が閉ざされかねない動きが出現をいたします。しかし、それぞれが適法に基づいて選任を受け、議論を尽くして、将来の町の行く末に責任を持つ神聖な議場にて、私は心を込めて一般質問をさせていただきます。

町の経済発展や住民の安定的な暮らしを持続させるために必要な独自性のある施策展開についてであります。

町民の安全・安心な暮らしは、働きがいのある職場や不安のない家庭生活が継続して訪れるところにあります。

ゆえに、これらの環境の整備を図り、事業仕組みをつくり出す政策を打ち出し、各種の事業を実行するための施策等事業計画立案は、国や県の方針及び制度の活用だけでなく、地域特性に配慮した住民要望に寄り添う町独自の具体的な施策や事業が必要不可欠との強い思いがございます。

そこで、次の4点について伺います。

まず1点目、南会津町人口ビジョン第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げてある子育て支援の充実に関する町の独自事業をお示し願いたい。

2点目、同じく、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた地域産業のブランド力や競争力の強化の中の基盤産業である農業の振興と新規就農者の確保に関する有害鳥獣対策について、町の独自事業をお示し願いたい。

3点目、社会生活を送る日常の中で、様々な疾病等による障害負担を抱えている方々、その方々に町が独自に提供している行政サービスをお示しいただきたい。

4点目、今後、町の独自性を発揮し、町民がそれぞれに体感できる豊かさをつくり出すための条件を上げ、実現へ向けた姿勢をお示し願いたい。

これらの質問は、いずれも町長に答弁を求めるものであります。

以上、壇上での質問要旨を申し上げましたが、与えられた時間内において再質問をさせていただくことといたします。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 4番、湯田芳博議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、町の経済発展や住民の安定的な暮らしを持続させるために必要な独自性のある施策展開はに関する1点目、南会津町人口ビジョン第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げ

である子育て支援の充実に関する町の独自事業を示せとのおただしではありますが、南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、人口の現状を踏まえ、人口の確保及び人口減少の抑制に向けた子育て支援策として、子育て世帯の負担と不安の軽減を図る事業を掲げております。

主な事業としましては、少子化に歯止めをできるだけかけられるよう、出産された世帯の負担軽減を図るため、子供の誕生時に10万円の商品券を交付する子育てスマイル支援事業、令和元年10月に導入された幼児教育・保育の無償化により、3歳児以上の保育料が無償化となったことを合わせまして、町の政策として副食費の無償化を実施し、子育てと仕事を両立する世帯の負担軽減を図っております。

さらに、子ども医療費無償化事業では、町の制度拡充を行いまして、ゼロ歳児から18歳までの全ての子供の医療費を無償にいたしまして、突発的なけがや病気に対しても安心して医療を受けられる体制を構築しております。

子育て中の家庭に対しましては、子育て世代包括支援センター「えがお」による相談体制を構築し、子供の成長に合わせた悩みにきめ細やかに対応することで、子育ての不安をなくすとともに、子育てに必要な健診制度や医療受診、福祉サービスの情報提供を行っております。

また、町内の保育所に子育て支援センターの運営を委託し、育児中の友達づくりや情報交換の場を設け、子育てによる孤独・孤立を防ぐとともに、子育てしやすい環境づくりに取り組んでいるところでもあります。

次に、有害鳥獣対策について町の独自事業を示せとのおただしではありますが、町では、防護柵の整備等によって被害を減らす被害防除、緩衝帯整備や誘引物の撤去を実施する生息環境管理、生息頭数の調整を図る捕獲を3本柱として、総合的な対策を推進しております。この中で、地域特性や集落住民の話合いで実施できる対策を柔軟に取り入れつつ、効果的な手法を講じてきたところでもあります。

例えば、被害防除のために整備する防護柵では、これまで電気柵が主流でありましたが、柵周辺の小まめな草刈りや電線の設置撤去作業等の維持管理に係る作業が必要でありまして、高齢化と人口減少による作業負担が増大していることから、労力の省力化が見込めるワイヤーメッシュ柵、または、ワイヤーメッシュ柵と電気柵を複合的に設置する複合柵の整備を推進しております。この複合柵整備の取組は県内でも例がなく、先進的な取組となっております。

また、特徴的な取組として、平成29年度より鳥獣被害対策に関する専門的な職員を配置いたしまして、防護柵の整備に係る集落の合意形成の支援や技術的な指導、効果的な対策の基礎情

報となる生息状況等を調査しているところであります。

今年度は、さらに1名を会計年度任用職員として配置いたしまして、これまでの生息状況調査の結果を踏まえて、職員による捕獲を実施し、成果を上げているところでもあります。

次に、3点目であります。

社会生活を送る日常の中で、様々な疾病等による障害負担を抱えている方々へ町が独自に提供している行政サービスを示せとのおたただしであります。町では、障害福祉事業として、障害を持った方が日常生活を営むことができるよう、地域の特性や障害者の状況に応じて実施する地域生活支援事業を行っております。

地域生活支援事業の具体的な事業内容としましては、日常生活に必要な福祉用具を給付する日常生活用具給付事業、単独では外出がしにくい方にホームヘルパーを派遣し外出支援を行う移動支援事業、自宅のお風呂では入浴が困難な方へ入浴支援を行う訪問入浴サービス事業、視覚や聴覚に障害のある方へ手話通訳者や要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの円滑化を図る意思疎通支援事業、判断能力が不十分な障害者の財産や権利を守る成年後見制度の利用にかかる費用の一部を助成する成年後見制度利用支援事業などが、地域生活支援事業として実施している事業であります。

また、地域生活支援事業以外にも、病院や福祉施設等への移動にかかる交通費の一部助成する特殊車両福祉タクシー利用助成事業や、障害児通院通所交通費助成事業、さらには、心に障害を持つ方に創作的活動の場を提供する精神障害者社会参加事業など、一人一人の障害の内容や生活状況に応じた日常生活に必要な支援を行っているところであります。

次に、4点目、今後、町の独自性を発揮し、町民がそれぞれに体感できる豊かさをつくり出すための条件を挙げ、実現に向けた姿勢についてのおたただしであります。これまで町の皆さんが地域特性を理解するとともに、お互いを認め合いながら町民と行政が一体となった協働のまちづくりを目指して、「互いを思いやり、人と自然がやさしさに包まれた、安心と信頼のまち」の将来像の下、町民の皆様の幸せを願い、住んでよかったまちづくり、協働のまちづくりに努め、地域の声に耳を傾け、それを実現するため、役場内部だけでなく地域住民や関係者、関係機関などと協議、検討を進めながら様々な施策を進めてまいりました。

現在取り組んでいる施策は、就労対策、企業支援、産業振興、医療、福祉、子育て、教育など多岐にわたっておりますが、どれも将来像の実現に向けた町の取組だと、そのように認識しているところでございます。

具体的には、まず田島地域中心市街地の活性化を含め、にぎわいのあるまちづくりを進める

ため、祇園祭の町をテーマに中心市街地の活性化に取り組んでいるところであります。

次に、農林業では、町産材の利用促進を図り、伐採、加工、利用といった町産材の供給連鎖の構築及び林業関係事業者の担い手確保を推進するため、林産業の再生と雇用の拡大に取り組みました。重点振興作物の生産強化、種苗や資材・園芸施設導入に係るきめ細やかな支援を行い、産地の育成・強化及び新規・後継就農者の拡充、田部地区をはじめとした圃場整備の推進を図ってまいりました。

また、企業支援、雇用対策では、地域活力創生事業や企業立地促進奨励金事業、若者定住応援プログラム交付金事業の支援策を講じ、地元企業の負担を軽減するとともに、雇用確保及び若者定着に向けた対策を推進してまいりました。

ほかにも、高齢者が安心して暮らせる支え合いの仕組み・集落づくりの取組、結婚対策の推進、出産・子育てと病児保育などの施策強化への取組、集落共助体制のさらなる充実に向け集落応援交付金事業の取組、大学と連携した地域づくりの取組等を進め、町の特色を出した町政運営を進めてまいりました。

これまでの取組は、今後も継続していくことが重要だと、そのようにも考えています。

令和4年度につきましては、令和4年度当初予算概要において、町の主要事業として144の事業をお示ししておりますが、これらについては、町民が体感できる豊かさをつくり出す取組であると、そのようにも認識しています。

一例を申し上げますと、企業研修の場として地域資源を活用することで、これらに対する研修メニューを造成し、関係人口の獲得を目指すチームビルディングツーリズム事業、子供を持つ家庭における実情の把握及び関係機関との連携・協働の体制を推進する子ども家庭総合支援拠点事業、新規就農者の経費負担軽減を図る新規就農者支援事業、林業従事者の人材育成を支援する林産業人材育成支援事業、田島地域中心市街地のにぎわいをつくとともに、まちなかの活性化を図るまちなか再生事業、地域住民の安全・安心な生活を確保するための防災対策として、消防車両の更新や消防屯所の建て替え、町立小中学校の教育環境改善を図る学校環境改善整備事業や、新型コロナウイルス感染症に対する事業等に取り組めます。

このような取組を町民、企業、行政が一体となり進めることが進めることで、一人でも多くの方に住んでよかったとっていただけるまちづくりができるよう、令和4年度当初予算に盛り込んでいただいております。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 私の質問を誤解したのか、それとも故意にそういう答弁になったのかわかりませんが、私は4点目では、今後、町の独自性を発揮し、町民がそれぞれに体感できる豊かさをつくり出すための条件を上げてください、また実現へ向けた姿勢を示してくださいと言いました。何をやったかということは聞いていないんです。

そのところを申し上げておきますが、まず初めに、子育て関係ですが、いろいろ無料化の問題、出産のときのお祝い金の支出の問題、大変これは助かるというふうに思っておりますが、それで、この方々はどう変わりましたか、教えてください。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

子育てスマイル支援事業につきましては、出産の際に10万円を給付させていただいておりますけれども、それによって、お子さんを産み育てたいと思うかというところについては、ちょっと疑念があるということも1つ事実であります。

ただし、そういった生まれたときに町からのお祝いとしまして10万円の商品券を給付させていただいて、町もご家族を、お子様を見守っていくという姿勢を見せられたということについては、効果のあったものと思っております。町内で利用できるということで、町内の商店街への波及も1つあったと理解しております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 こういうやり取りをするときに大切なことは、前置きはなるべく話をしないで、本論に近づけた話をしていただきたい。限られた時間の中で、私たちは、先ほど申し上げましたが、町民の方々に託されたその責任を担い、ここでしっかりと皆さんと議論のやり取りをしながら、町あるいは町民の行く末にいい形が出来上がる、ここを望んでいるので、質問したことについてお答えをいただければありがたいと思います。

どう変わりましたか。つまり、いろんな制度があって、いろんないわゆる支援がなされる。これは、当局にとって、私はとてもありがたいという評価が出てくると思うんです。ただ、問題は、そのときにどんな成果が得られたのか、あるいは、その成果はそれが道半ばなのか、それとも完成まで近づいているのか、そこを検証してほしい。その検証はしていますか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

できるだけ簡潔に答弁したいと思いますけれども、やはり答弁するその背景を分かってもら

わないと、適切に解釈してもらえないということもあるものですから、それはご理解願いたいと思います。

いろいろ事業をやって、やるがための状況を調査をして、そして、こういう事業が必要だということであるわけでありまして、それもやはりやった、そうしたらこのような課題ができた、そういうことは常にそういうことを繰り返しながら、ローリングしながらやるのは当然でありますし、そのようにやってきています。

しかし、そうはいつでも、なかなか効果の出やすい部分と出にくい部分があるのも、これも現実です。ですから、そのことも踏まえまして、町としてはこれまでもやってきましたし、これからは基本的な姿勢としては、やりたいと思います。

そして、今、子育てのことにしましては、当然我々、私にもそういう支援をしてもらってよかったという声も聞きますが、結果的に、それをすると今度その次の課題がまた出てくるわけですね。

ですから、そこは時代の背景とともにいろいろ移り変わるわけですから、それは町としてしっかり受け止めて、今後また検討材料になると、そのように考えておりますし、今までやってきた事業を継続するかも含めて、また新しい事業を受け入れるか、やるかも含めて、町としては今後とも常にそれをローリングしながら検討していきたいと、基本的にそう思っていますし、今やったことに対してはそれなりに、全ての方とは言いませんが、よかったと、そういう反響も聞いておりますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 前向きに取り組んでいることは理解できますし、今、町長が言った、なかなか思うような期待が得られないというのも理解できます。

ただ、私が言いたいのは、独自性のある制度をつくり、事業を実践するということは、そこに使える財源が必要だということなんです。これは何回も私は繰り返し言っていますが、国や県のひもつき予算でやっているものと、町独自に使える自由度の高い施策とは、やはり町民のかゆいところに手が届くか届かないかで違うんですよ。ですから、このところだけは分かってほしいんですね。

私が聞いたのは、それでどうなりましたかと、これは聞かれて当然なんです。聞かれたときに、こういうことになっていますという現状説明は、やっぱりしなきゃいけないですね。それで、これをやってきて、実際に出生率は上がっていますか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

出生率といいますか、1年間に生まれる出生者数で申し上げますと、減少しております。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からもお答えさせていただきたいんですが、出生率と出生数といいますか、あとは、そこがやっぱり数字のあやだと私は思うんですよ。やはり若い人たちがここに残って、そして生まれる子供の数が減れば、出生率は下がります。残らなくて、生まれる子供が少なければ。ところが、1人当たりの夫婦といいますか、お子さんを産む子の人数が増えるか増えないかということも1つ、これもあるわけですよ。

いずれにしても、非常に厳しい状況ですので、我が町だけ特出したようなことは何もございませんけれども、やはりそれらに対して、少しでも子育てだったり結婚だったり、そういう子供を産むような、そのような対策としては、町としてはできる限りのことはやっていきたいし、やっていく必要があると、そのように考えておりますので、ただ数字ばかりにとらわれるのではなくて、やはりそこら辺のところをしっかりと町としての対応、対策といいますか、皆さん方にもご理解いただくのが大事かなと私は思っています。

ですから、町独自と言いますけれども、町独自でやってもいなくても、町としてはこれがよかれとすれば、私としては町として、それをしっかりと判断して皆さん方にご協力いただいて、その事業をやっていくと、そのようなことが町としての役割だと、私はそのように思っていますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 出生率についたり、出生数についたりするのは、あやと言いましたけれども、私は大事なことは、率にしても数にしても、そこにどういう変化が生まれたのかということを実感できるかどうかということが求められるということなんです。実感なんです。

ただ、その実感をするときに、一番大切にしなきゃならないのは数値なんですよ。なぜかという、数値というのは、いわゆる自己反省をするものなんですよ。相手を責めるものではないです。

これで、自分がやった仕事は、業務がこういう形で今現れていると。つまり、当事者として制度をつくる側、あるいは支援をする側がよかったねと、まず自分がしたことが結果として出ましたねという意味で、数値というのは物すごく大事です。ここのところだけははっきり言っておきますが、その上で、これは子育てだけじゃないんですけれども、疾病、いろんな形で、通常に行われていた生活ができなくなる場合があります。交通事故の場合もあるかもしれませ

ん、あるいは病気が原因するかもしれません。そのときに、先ほど報告がありましたけれども、いろんな行政サービスをしています。これはそれぞれ私は大事だと思います。

しかし、障害者手帳が支給された人には該当するけれども、障害者手帳をもらっていない人には該当しない。つまり、障害者手帳の認定までいかなくても、日常生活に大きな支障を来している人たちは、いるんですよ。ここのところを、実は私は前にも言いました、調査をしてくれませんか。でも、なかなか皆さん業務が多くてできないでしょう。

今後、ここのところを調査するお考えはありますか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

先ほどの障害者手帳をお持ちでない方につきましては、やはりその吸い上げが、どのような形でやれるのか、そういった方法も含めまして検討させていただきたいというふうに思っております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 まず初めに言っておきますが、検討というのは、いわゆるその結果を報告しなきゃならないんですよ、日本語で言うと。検討します、では検討した結果はどうですかという結果が出てきますから。こういうふうな検討をしました。しかし、思うような結果を生むことはできませんでした。あるいは大きな成果になりました。いずれにしても、検討するということは、後々報告が必要だということを理解しておいてください。

その上で、実は私は県のほうも調べましたけれども、いわゆる県が認定をするんですね障害者手帳の。でも、やはりそこには医師の判断や診断書というのがある。これが国の基準でいろいろ決まっているんですね。この決まっているほうに当てはまらないと、なかなか県では認定してくれない。

ここは、町がやるべきじゃないでしょうと、こういうふうと言われる方々もいるんですが、町や村や市は、最も町民に近いところにいるんですよ。近いところにいる方が、そこから一步引いたら、確かに国がやるんです。決めるんです。県が決めるんです。でも、この方々に任せたら、実は、私たちの先ほどお話もありましたが、安全で安心で、しかも住んでよかったと言えるような町なんかできませんよ。

そういう意味で、私はぜひ実態をしっかりつかんでほしい。これは、職員がやる必要はないですよ。職員は別な仕事をやってもらって、職員がきちっと説明をした上で、別な方々に調査員になってもらって、調査員というのは秘密を守らなきゃいけない。そういう条件を付しながら

ら雇用に結びつけて、そうして実態をつかんでいただきたいと、こう申し上げておきます。

最後になりますが、鳥獣被害ですが、町長答弁にあったように、複合的な防護措置を取られている。これは私としても現場に入って大変よかったと、こういう話を聞いております。

しかし、私は、もう一步進んで、この町は森林の町です。今、森林整備が遅れている箇所も相当あります。特に里山でもそうです。その里山の森林整備をしながら、間伐材を出して丸棒を加工して、いわゆるフェンスの支柱に使いながら森林の資源を活用しながら、そこに今言った複合的なものを合わせながら、周辺に防護柵を作り、林道とか作業道のところについては扉で開くようにして、そういうふうにして安心して、南会津町の鳥獣被害対策は、どこにもない。ここで本当に自由に伸び伸びと農業を楽しみたい、あるいは自然を味わいたい。そうすると、私は、人口流入も起きてくるだろうと、こう思うんですが、こういう考えはありますか。どうですか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 この有害鳥獣害の被害につきましては、非常に大きな被害がありまして、すぐ住宅の隣の畑まで、猿や鹿やイノシシが出てきまして大変な被害がありますし、人的な被害も被っているところであります。

そうしたことを踏まえて、先ほども答弁申し上げましたけれども、町としていろいろな方策の中でやらせていただきました。森林の活用、これからいろいろな多方面においても、町としては活用していきたいし、そして、またそういう人材の方の協力も得て、そしてしっかりした対応をしてみたいと、そのように考えています。

ですから、いろいろなアイデアの中で、確かに必ずしも買った支柱でなくてもいいかもしれません。景観も含めた中で、南会津としてできるようなことがあれば、それは町として皆さんと協力してやっていくことが必要ですし、当然、国や県のほうにもそういう要望も進めていきたいと、私はそのように思います。

ですから、これから将来を考えたときには、やはり90%を占める森林の活用は、南会津町にとって非常に大きな大事な事業だと思っていますので、それらも含めて、これから町の事業として将来像の中に描かせていければいいかなと、そのように考えております。

そのようなことで、そういう思いがある令和4年の多少なりの事業にもなりますけれども、そういうことも思いを込めて事業を組ませていただきました。また、それが引き続きできるように祈っておりますので、皆さん方のご理解とご支援をお願いしたいと思います。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 ぜひ、これは地元の意見として、あるいは地元の考えとして、私が言ったことではなくて、ぜひ町当局のほうでいろんな施策をしながら、県や国に要望として届けたいと思います。

これまで、大宅町長、12年間いろいろな施策を執行されてきたかと思いますが、既に新聞報道でお辞めになるということを知っております。ここで改めて、これまでの職務に精励されたこと、心から敬意を表して、私の一般質問を終わります。

○室井嘉吉議長 以上で、4番、湯田芳博君の一般質問を終わります。

7番、丸山陽子議員にお諮りをいたします。

午後3時まで40分以上残しておりますので、一般質問を継続をしたいと思いますが、いかがでしょうか。いいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 了承をいただきましたので、一般質問を続けます。



◇ 丸 山 陽 子 議 員

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君の登壇を許します。

7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 議席番号7番、丸山陽子です。

通告に従い、一般質問をいたします。

初めに、デマンドタクシーの土曜日、日曜日運行について伺います。

現在、町では、町民の皆さんの移動手段としてデマンドタクシーの運行をしています。病院や銀行、買物など様々な用事をするための交通手段がない町民の皆さんにとって、安心できる移動手段であり、生活の一部であると感じます。

現在、デマンドタクシーは、土曜日、日曜日、祝日、年末年始は運休になっています。公共交通が減少する中であって、デマンドタクシーはさらに重要になってきます。デマンドタクシーを利用する皆さんにとって、土曜日も日曜日にも必要であると感じています。

町民の皆さんが、さらに安心して利用できるよう、土曜日、日曜日の運行を増やしてはと考えます。町の考えを伺います。

次に、除雪支援対象者を65歳以上にすることはということについて伺います。

高齢者世帯等除雪支援事業は、高齢者等で自力では除雪が困難な世帯に対し、除雪に要する経費の一部を支援することにより、当該高齢者世帯等の生活の安全確保、社会参加の促進及び社会の増進を図ることを目的とするとあります。

この政策において、高齢者世帯等は70歳以上の独り暮らし高齢者世帯、または70歳以上の高齢者のみで構成される世帯。なお、障害者及び母子並びに避難者との同居を含むとしています。

本年は、例年にない豪雪でした。独り暮らしで除雪が困難な中であっても、70歳前のため支援事業を利用できなかった方々もいました。高齢者と定める65歳から除雪支援を受けられるようにしてはと考えます。町の考えを伺います。

以上、壇上での質問を終わります。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 7番、丸山陽子議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、デマンドタクシーの土・日運行についてのおただしであります。自宅から病院や商店街などの目的地まで、ドア・ツー・ドアで移動することができる町のデマンドタクシーは、特に高齢者や障害者手帳をお持ちの方の需要が高まっています。

現在、デマンドタクシーを運行している地域は、荒海地域、長野地域、栗生沢地域に加え、本年度、実証運行を行っている館岩地域の4エリアがあります。そのうち、館岩地域から田島地域へ運行する地域間交通は、土曜、日曜日にも運行をしております。

議員おただしのデマンドタクシーの土・日運行につきましては、町も認識しておりまして、これまでデマンドタクシーの運行を依頼している交通事業者と、土曜日・日曜日の運行について協議を重ねているところであります。

しかし、運転士不足などの理由から、土曜、日曜日の運行は難しい状況にもあります。

このため、土曜、日曜日の運行を望んでいる町民の実態把握に努め、関係する集落の区長さんをはじめ、地域住民や交通事業者等の関係者と協議を重ね、利便性の高いデマンド交通を目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

本当に近年、とみに公共交通の重要性というものが浮き彫りになってまいりまして、実はこれは5年ぐらい前からやっています。やっぱり事業者ともいろいろ検討を加えてきたんですけども、やはり結果として実証実験等もした中で、デマンドタクシーが一番我々の地域に適しているんじゃないかということで、その実験といいますか、地域の人に体験もしていただきました。

これで全てが解決するわけではありませんけれども、比較的評判がいいというような方向性

なものですから、このような方向性の中で今現在実施しようと思っておりますが、実際にはそれを引き受けてくれる事業者がない地域もあって、なかなかそこまで及ばない部分もございます。

そういう意味で、やはり高齢者の運転の問題もございまして、事業者側がどういうふうにしたら利便性といいますか、使っていただけるかということも重要なポイントになりますし、また、事業者が受けてもらえるかということも、これも重要なポイントでもあります。

ですから、その辺も踏まえた中で、町として協議を重ねてきましたけれども、できることからこのようなことを始めましたので、1つ新しいことをやると、必ずどこかにまた課題ができますので、そのこのところを一つ一つ埋めていくと、そのような作業が必要になってくると思いますが、そういうことで、町としては、できる限りの努力はしていきたいということで考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

次に、除雪支援対象者を65歳以上に関して、独り暮らしで除雪が困難な中であっても、70歳前のため支援を利用できない方がいらっしゃいましたと。高齢者と定める65歳から除雪支援を受けられるようにしてはと考えます。町の考えはとのおただしであります。私もそのような方がいらっしゃると思います。

その中で、今年の豪雪により、町にも除雪支援を受けたいとする70歳前の方からの相談が寄せられています。けがをして除雪ができない方や虚弱であるため除雪ができない方など、何らかの理由で除雪支援を利用したいとする方がいらっしゃることは、当然考えられます。

昨年11月に、各地域の課題や要望を持ち寄り担当職員による協議を行いました。支援の可否を客観的に判断することが、先ほどの機械の能力の問題とかもあるわけですが、それも一つのあれなんです。今回もそのようなことがありますが、何とかその辺をしっかりと、状況を把握した中で、対応できる方法を検討することも大事なことかなと、そのように思っています。

しかし、今年はそのような中で対象者の拡大は、なかなか基準が厳しいと、難しいということで、そのようなことは行わなかったということでもあります。しかし、現在の要綱の対象者、該当されない方の中には、そのような方もいらっしゃるということ。その支援の可否を含めて、今後、また来シーズンといいますか、今度の冬に向かって検討を進めてまいりたいと思います。

いずれにしても、先ほども答弁申し上げましたけれども、やはり全て行政で全部対応できるということは、なかなか大変です。できないと言ったほうがいいかもしれません。ですが、やる気がないんじゃないかと、ですから、いかにしたらできる方法があるかということ。

それから、もう一つは、共助、公助、やはり周りの人の助け合い方、そして行政としてどう

対応するかということ併せてやっていく必要があると思いますので、ぜひ皆さん方にもご理解とご協力をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしくをお願いしたいと思います。

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 では、再質問をさせていただきたいと思います。

初めに、デマンドタクシーの土曜、日曜の運行についてなんですけれども、私の調べ方があれだったのかもしれないんですけれども、土、日に運行している地域が館岩地域とか、そういうところにあるという回答だったように伺ったんですけれども、そのところを教えてくださいたいと思います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 先ほど答弁の中で、館岩地域から田島地域に運行する地域間交通、田島地区と館岩地区、この地域間交通、これに関しては土曜日にも運行していると、地域間交通に関しては。あとは今の状況ではちょっと厳しいということです。

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 私が伺ったところでは、荒海方面の方々が、やはり土曜、日曜に運行がないということでの要望というか、お話がありました。

そういう中で、デマンドタクシーは、本当に交通手段のない方にとっては、おうちの前まで来ていただけるということで、とても喜んでいるというか助かっているというか、そういうことも本当に町でやっていただけることに、とても感謝していますという話をされていました。

しかし、土曜日、日曜日の運行があると、もっといいかなというふうにお話をいただきました。それは、土曜日にも病院がやっているところがあって、病院に行くこともあるので、ぜひ土曜日の運行をしてくれたらなという思いがあったということだったんですね。

そういう意味で、今後、土曜日、日曜日の運行について、改めてもう一度、その辺どのように計画をされているのか伺いたいんですが、見直しを進めながら、施政方針の中で、利便性向上のため見直しをしながら、この交通手段の充実に努めるというふうになっておりまして、どのような見直しをされたのか、お話を伺いたいというふうに思っています。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

現在、町長答弁にもありましたとおり、土、日運行について、荒海地域のデマンド交通につ

きましては利用者が増えているということから、土、日も運行できるような方向で実証実験を
考えたいなということから、交通事業者のほうに相談をさせていただきました。

その際に、やはり運転手不足という課題がありまして、土、日の運行までは手が回らなくな
ってしまうということから、すぐに土、日運行ということは、なかなか考えられない状況では
あります。

ただ、今後、荒海地区の区長さんをはじめ、そういった地域の住民の方であったり交通事業
者の方と話し合いを重ねていって、例えば平日は交通事業者が運行をして、土、日は地域の方々
で自家用有償運送という制度もありますので、そちらを使つての運行などできないかというよ
うな、そういったいろんな視点で話し合いを進めていけたらなというふうに考えておりますので、
ご理解願います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からも少し話をさせていただきたいと思いますが、このデマンド交通は今
度新しく町がやります。その課題がございます。そしてやっぱり会津バスとか、そういう定期
のバスを走らせている区間もございますが、特に伊南の多々石地区は何もしていません。その
地区からも要望もございますけれども、やはりこれは本当にどうにかしたいと、ずっと思っ
ていたんですが、なかなかやはり業者不足、運転手不足ということもありまして、これらの町の
今の対策の中だけでは、広い町内を100%カバーすることはなかなか難しいです。

さればとって、タクシーを一回一回お願いするというのも、これも大変ですし、ですから、
まだまだ課題がありますし、やはりできることからまずやりながら、町として、またその次に
進みたいと、基本的にはそう思っていますので、これらのいろいろな状況を少しずつ、条件を
クリアしながら町としてはやっていくことが、まず大事だと思っています。

ですから、できるところはいいというのは、当然そうなんですけれども、それは最後までそ
れを放置するんでなくて、それをやる方法を少しでも、一日も早くできるような方法を今後と
も模索していくということ、そういう考えでありますから、ぜひご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 この広大な地域を全てカバーするということは、とても本当に大変な
ことだと思いますけれども、でも一人でも困っている方がいるということですので、ぜひ前向
きに検討していただいて、皆さんが少しでも安心できる交通網をつくっていただけたらなとい
うふうに思いますので、ぜひそのところを進めていっていただきたいと思います。

次に、除雪支援者を65歳にしてはということの再質問ですけれども、今回のこの雪で、65歳

でも元気な方々だったとしても、本当にこの雪を片づけているうちに腰を痛めてしまったとか肩を痛めてしまったとか、そういう方々の声が多く聞こえました。

そういう意味で、ご主人を亡くされた奥さんが、自分で本当に雪片しをしていたんだけど、とても大変でということで、除雪を頼んだところ何万円も取られてしまった。本当に67歳だからあと二、三年待てば対象になるよと言われたというふうに言われましたけれども、そういう方々がいるということで、ぜひ今回の65歳が高齢者ということになっておりますので、ぜひ検討していただきたいと思うんですけども、70歳以上を対象にされた理由について、お聞かせいただきたいなと思います。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

こちらの事業につきましては、合併当初からある事業でございます。さらには、合併前の旧町村におきましても、それぞれの町村で平成12年頃から多分始めている事業だと思います。ですので、その当時、資料も持ち合わせておりませんので大変申し訳ないんですが、70歳になった理由については分かりかねます。ただし、その当時、各市町村、周りの近隣町村等も見ながら検討を重ねたものとは思っております。

今回ご質問があったので、近隣の町村も調べてみたんですが、只見町は65歳ということになっております。三島町も65歳、そして西会津町は75歳、そして猪苗代町が70歳以上、そういったことで、会津管内でも65から75まで幅広くなっておりまして、そういったところが各市町村、雪の降る量も違うかもしれませんが、そういったところの中で、あとは予算との関係もあったのかもしれない。その中で70歳に本町は決めたものと思っております。

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 本当に、65歳でも元気だろうという方もいらっしゃると思いますけれども、病院に通いながら元気を保っている方もいらっしゃいます。

できるだけ自分も、みんなに頼らないで頑張っていこうと思って頑張っている方々も、きっといると思います。でも、今年の中での、どうやって対応したらいいかという独り暮らしの67歳とか8歳とか、私と同じ年齢だと思うんですけども、そういう方々が除雪代を何万も取られてしまったということで、独りで暮らしている中で本当に大変な金額だというふうに思います。

先ほど本当に共助とか、隣近所の方の支援をいただきながら、そこを乗り越えたという方もいらっしゃると思います。私も、かろうじて、ご近所の方々が本当にお手伝いをしてくださっ

て除雪をしていただくことができていましたけれども、そういう意味で、隣近所で支え合うことも、それもすごく大事なことだと思いますけれども、しかし、町でできることがあるのであれば、ぜひ、この支援についても65歳を対象に、それも時々、今回はたまたま豪雪だったというだけではないというふうに思うんですね。また、来年も豪雪かもしれないし、分からない状況の中で、その方はできるところまでは自分で頑張りたいというふうに思っています。でも、65歳以上で支援が受けられるようになっていけば、気持ちが安心できるし本当に楽になる、もうそれができると思っただけでも楽になれるというふうにおっしゃっていました。

ぜひ施政方針でも、高齢者や障害の方々に対して、本当に暮らしやすい体制を引いていただくということでは言われていますけれども、再度これから、いろんな意味で調査をしていただいて、65歳が対象になれるような取組、検討をしていただけたらなというふうに思うんですけれども、その辺もう一度、お話を教えていただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

年齢のこと、65歳までというような言われ方をされておりますけれども、そういうような困った人というのは、年齢に限らずいらっしゃると思います。ですから、年齢が一つの目安にはなりますけれども、どうしてもそういう人が多くなる年齢、年代といえますか、そういうようなことの考え方の中で、何歳以上とかというふうに決めているわけでありましてけれども、いろんな諸事情の中で、一時的にけがをしてできない人とか、あるいはもっとずっとできない人とか、そういう方はいらっしゃるかと思いますので、やはりその辺も含めて、どのようにしたらできるのか、またはどういう方法があるのか、これらも含めて、いろいろ検討はする必要あるかと思えます。

これに限らずですが、本当に一番基本は、やはり自助、共助、公助ですよ。自助できない人が周りがどう助けるか。周りでも駄目な人は、行政でどういうふうにするか。そういうような順序は、順序は別にあるわけでもないんですけれども、でもやっぱり、そういうようなお互いの助け合いというもの、思いやりというものが私は大事だと思います。

特に、雪に対して、我々の地域は、もうずっと付き合っていかなきゃならない地域でありますので、その辺も含めた中で、来シーズンに向かって先ほども答弁させていただきましたけれども、そんなようなことをみんなして1回議論してみる必要があるのかなど、私はそのように思います。

ですから、まだそういうふうに、自分は実際こういう立場なんだけれども、自分たちのこと

はどうなのかなという方もいらっしゃるかもしれませんが、やはり地域の意見として、いろいろな立場、民生委員の方とか、いろいろ役員の方とかいらっしゃいますから、そういうことの情報交換の中で、町としてのこれからの対応を考えていければなど、そのようなことを思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 以上で、私の質問を終わります。

○室井嘉吉議長 以上で、7番、丸山陽子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

再開は午後2時35分ということにしますので、よろしくお願ひします。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時35分

○室井嘉吉議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。

◇

◇ 馬場 浩 議員

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君の登壇を許します。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 議席番号2番、馬場浩です。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

私の質問は、大きく分けて2点であります。

まず最初に、第三セクター「株式会社みなみあいづ」の支援についてであります。

先日の全員協議会で、株式会社みなみあいづの2億円の経営支援の説明がありました。出資者としての町の在り方について、以下の質問をします。

①会社統合後の株式会社みなみあいづに対して、町が行った経営支援総額は幾らですか。

②本来、従業員の雇用問題については、経営者が責任を持って行うもので、株主が直接支援するのはおかしいのではないかと私は考えます。ぜひ説明をお願いします。

③今回、支援に伴う会社の今後の経営方針、または、戦略の説明が議会にあってしかるべきと考えるが、いかがですか。

④会社決算前の資金不足の予測で2億円全額を支援する前に、経営努力による資金確保の余地を出資者としては残すべきではないかと私は考えますが、いかがでしょうか。

⑤毎年の経営支援として、億の金が株式会社みなみあいづに使われていることに対して、町民への説明と理解を求めることが必要ではないかと考えます。町長の考えはどうでしょうか。

2番、林業成長産業化地域創出モデル事業終了後の林業政策についてであります。

林業成長産業化地域創出モデル事業で、森林組合に高性能機械導入やみなみあいづ木と森の活動・情報ステーション「きとね」が建設されましたが、今後の林業政策についてお伺いします。

①伐期齢を迎えている町有林の主伐計画はどうなっていますか。以前、私はこれを一般質問でしました。この事業終了後、これがどんなふうになったかを説明をお願いします。

②森林組合が、この「きとね」を管理することでの組合のメリットは、どんなものがあるでしょうか。

③総合振興計画の中で、森林組合の従事者を令和4年に50人とあるが、令和元年と比べて現状はどうなっているでしょうか。

④今後、「きとね」の情報発信方法、誰が主体になって行うのかの具体策を示していただきたい。

以上で、私の壇上からの質問を終わらせていただきます。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 2番、馬場浩議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、第三セクター株式会社みなみあいづの支援に関する1点目であります。会社統合後の株式会社みなみあいづに対して、町が行った経営支援総額は幾らかのおただしであります。令和2年第3回議会定例会における議案第59号 令和2年度南会津町一般会計補正予算（第5号）において、ご審議いただき可決された観光施設運営特別支援金として1億円、出資金として1億3,000万円の合計2億3,000万円となります。

次に、2点目であります。

本来、従業員の雇用問題については、経営者が責任を持って行うもので、株主が直接支援するのがおかしいのではないかと。4点目、会社決算前に資金不足の予測で2億円全額を支援する前に、経営努力による資金確保の余地を残すべきではないかとおただしについては、関連が

ございますので、一括してお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、昨年から度重なる緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置により、人の往来の制限や外出自粛等の影響により、学校などの団体客の受入れに力を注いできた株式会社みなみあいづは、各施設の売上げは大きく落ち込み大変厳しい経営状況にあります。

これまで株式会社みなみあいづでは、雇用調整助成金の活用、施設の臨時休業やリフトの一部運休、人員配置の工夫などで経費の節減に努めるとともに、団体をターゲットにしていた、たかつえスキー場・アストリアホテルにおきましては、個人や家族をターゲットにした宿泊プランの造成などで売上げの増加を目指して取り組みながら、従業員の雇用維持に努めてまいりました。

また、自社による資金確保のため、現在、政府系資金の融資についての相談も進めているところではありますが、現段階での借入れの可否については確約が取れておりません。

そのようなことから、地域の取引業者への支払いを滞らせないためにも、早急な資金確保が必要となったために支援するものであります。

なお、議員おただしの資金不足の予測で2億円全額を支援とありますが、資金不足の金額を支援するものではなく、新型コロナウイルスオミクロン株の影響により、団体のキャンセルが生じ、その売上げ減収分の一部を支援するためのものでございますので、ご理解願いたいと思います。

次に、3点目であります。

今回支援に伴う会社の今後の経営方針、または戦略の説明が議会にあってしかるべきと考えるがとのおただしであります。これまでご説明してきましたように、株式会社みなみあいづの経営は非常に厳しい状況にあることから、早急に資金力を高めることが必要であると判断して支援するものであります。

今後の経営方針などについては、株式会社みなみあいづの第22期（令和4年度）の事業計画に反映されるよう意見し、会社へのヒアリング等を行いながら情報の把握に努めてまいりたいと思っています。

また、町といたしましても関わり方を検討し、自立した会社となるよう改革を進める必要もあると、そのようにも感じていることから、現段階での案といたしまして、町が株式会社みなみあいづに運営を委託している町所有施設につきましては、各関係団体や住民と議論を重ねながら、町所有施設の休止などの検討を含めるとともに、県や専門的知識を持った方にご協力・

ご指導をいただくことも視野に入れながら、改めて経営健全化に向けた協議、検討を進めてまいりたいと思っています。

次に、5点目であります。

毎年の経営支援として、億の金が株式会社みなみあいづに使われていることに対して、町民への説明と理解を求めることが必要ではないかとのおたただしであります。議員各位におかれましては、町民の負託を受けた町民の代表でもあることから、皆さんにご説明させていただいているところでもあります。

町といたしましては、これら地域経済に大きな影響を及ぼしてきた株式会社みなみあいづの必要性を訴えながら、町民の皆さんにご理解を得たいと考えておりますし、特に今回の場合、コロナの影響が主たる原因であると、そのようにも考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

次に、林業成長産業化地域創出モデル事業終了後の林業政策に関する1点目であります。

伐期齢を迎えている町有林の主伐計画はとのおたただしであります。本町の伐採や造林・保育等に関する基本的な事項は、南会津町森林整備計画において定めているところであります。

町有林の主伐については、特に明確に定めた計画はありませんが、将来にわたって持続可能な森林資源の活用と育成を図るためにも、伐採・再造林を計画的に実施することが重要であると、そのように考えております。

このため、町有林については、林齢及び生育状況のほか、林道との接続などを考慮しながら、立木販売を継続的に実施するとともに、個人所有林についても関係団体と連携し、素材生産を増加させてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目であります。

森林組合が「きとね」を管理することでの組合のメリットはとのおたただしであります。今定例会に南会津森林組合を「きとね」の指定管理者とする議案を提案させていただいております。森林の整備や木材供給を主とする森林組合と、木材の加工・利用を担う業者が「きとね」内に入居することで、川上から川下まで連携がしやすくなるのかなど、そのように考えております。木材供給に向けた意識の醸成と、町産材の供給・加工・商品販売に至る流れの強化が期待されます。

森林組合員である森林所有者の木材の利用が促進されることで、山元への利益還元につながり、森林組合のみならず広くその効果がもたらされると、そのように考えています。

次に、3点目、森林組合の従事者数は令和元年と比べ現状はどうなっているかとのおただし

であります。森林組合の従事者数は、福島県が毎年行う森林組合一斉調査の結果によると、令和元年度は44人で、令和2年度末、最新の結果でも、令和元年度と同じ44人となっております。

次に、4点目であります。

「きとね」の情報発信方法についてのおただしであります。施設の開館日や利用時間などの基本的な施設の情報は、町のホームページの中に「きとね」のページを作成し、広く周知する予定であります。

森林や林業に関する情報発信については、町と指定管理者、入居事業者で組織する「きとね運営委員会」が主体となり、事業者ごと、または連携して「きとね」を利用して開催される講習会やイベントなどを通じて行う予定であります。

また、施設前にある情報コーナーやSNS等を利用して、イベント情報や林業への就業相談、それから林業行政の支援情報、技術向上に向けた研修会、労働安全に関するものなどを発信し、林業に関わる方を支える情報を提供していきたいと、そのように考えております。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 第三セクター株式会社みなみあいつの在り方については、9番、大桃議員の再質問の中でもやり取りがありました。私の言いたいこと、思っていること全て大桃議員が質問されたので、この件に関しては再質問は控えさせていただきます。

それで、2番の林業政策ですが、抽象的過ぎます。私は特に、④具体策を示せと言っています。すなわち、ウェブとか、そういうホームページを誰が作ってやるかとか、そういうことを具体的に入っている森林組合が行う予定なのか、どうなのかをお聞きしたいんです。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

今回のウェブの作成につきましては、ホームページについては町のほうで委託しております。基本的には町が作るということになってございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 建物を造ったから終わりじゃない。高性能機械をやった、事業が終わったからではない、これからが始まりです。これが本当にやってよかったという事業にしなければならぬ。主伐計画も明確になっていない。幾ら森林組合がそこに入っても、これから町

がこういう主伐計画があって、仕事やって林業を発展させましょうという、それがなかったら、なかなか理解が得られません。

これは、今後、新しい首長の下で議論を深めていきたいと思いますので、私の再質問はこれで終わらせていただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 以上で、2番、馬場浩君の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○室井嘉吉議長 これで、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

明17日は午前10時から開議し、一般質問及び議案審議を行います。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時53分

令和4年第1回南会津町議会定例会 第3日

議事日程 (第3号)

令和4年3月17日(木曜日) 午前10時開議

日程第 1 一般質問

10番 湯田 哲 議員

日程第 2 委員会提出議案第1号 南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例

日程第 3 議案第 3号 南会津町個人情報保護条例の一部を改正する条例

日程第 4 議案第 4号 南会津町職員定数条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第 5号 南会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第 6号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第 7号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条
例

日程第 8 議案第 8号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第 9 議案第 9号 南会津町町民プール条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第10号 南会津町立保育所条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第11号 南会津町立幼稚園預かり保育等に関する条例の一部を改正する
条例

日程第12 議案第12号 南会津町水道事業給水条例の一部を改正する条例

日程第13 議案第13号 南会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例

日程第14 議案第14号 財産の無償譲渡について(消防車両車庫(第4部中小屋))

日程第15 議案第15号 町道路線の変更について

日程第16 議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について(南会津町川島交流セン
ター)

日程第17 議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について(みなみあいづ森と木の
情報・活動ステーション「きとね」)

日程第18 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第19 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番	五十嵐 芳 道	議員	2番	馬 場 浩	議員
3番	川 島 進	議員	4番	湯 田 芳 博	議員
5番	室 井 英 雄	議員	6番	渡 部 訓 正	議員
7番	丸 山 陽 子	議員	8番	湯 田 良 一	議員
9番	大 桃 英 樹	議員	10番	湯 田 哲	議員
11番	高 野 精 一	議員	12番	山 内 政	議員
13番	菅 家 幸 弘	議員	14番	星 光 久	議員
15番	楠 正 次	議員	16番	室 井 嘉 吉	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

大 宅 宗 吉	町 長	星 英 雄	教 育 長
小 寺 俊 和	総 務 課 長	星 良 栄	総 合 政 策 課 長
鈴 木 秀 和	税 務 課 長	渡 部 秀 介	住 民 生 活 課 長
阿久津 勝 英	健 康 福 祉 課 長	室 井 利 和	農 林 課 長
星 博 文	商 工 観 光 課 長	月 田 啓	建 設 課 長
遠 藤 知 樹	環 境 水 道 課 長	渡 部 さつき	会 計 室 長
菅 家 康 夫	農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	渡 部 浩 明	学 校 教 育 課 長
廣 野 友 一 郎	生 涯 学 習 課 長	阿久津 正 人	館 岩 総 合 支 所 長
馬 場 誠	伊 南 総 合 支 所 長	酒 井 浩 哉	南 郷 総 合 支 所 長

事務局職員出席者

星 貴 夫 事 務 局 長 星 彰 議 事 係 長

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○室井嘉吉議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いします。

これから本日の会議を開きます。



◎発言の申出

○室井嘉吉議長 ここで、住民課長より発言したい旨の申入がありましたので、これを許可します。

住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 おはようございます。住民生活課長の渡部です。

昨日深夜、午後11時36分に、福島県沖を震源とする最大震度6強の地震が発生しましたことにつきまして、本町における対応状況を報告をさせていただきます。

まず、震度でございますが、本町における震度、震度4が田島地域となっております。震度3が舘岩、伊南、南郷地域となりました。

発生と同時に住民生活課を、消防交通係を中心としまして、警戒配備に当たりました。同時に、参集しました職員、各課の関係機関の職員もおりましたので、庁舎内の安全確認、本庁、支所も含めて行っております。また、関係各所、広域消防、警察に状況確認、本庁、支所を合わせまして状況確認をしたところです。

パトロールにつきましては、深夜というところもありまして、舘岩地域におきましては、自主的に職員がパトロールに当たりました。南郷地域におきましては、南郷の駐在所員がパトロールをしていただいたというところです。その時点におきましては、被害等の情報はありませんでした。

また、ワクチン用の保管用の冷凍庫でございますが、伊南と本庁にございますが、そちらの安全もきちんと確認をさせていただいたところです。

その後、日付が変わりまして、零時30分に参集職員の解散を行いました。本庁におきましては、住民生活課職員以外は全員解散となっております。そのほか、安全確認をした時点から、

各支所等の待機職員、パトロールした職員も解散をしていただきました。その後、マスコミ等の電話対応もございましたので、消防交通係で対応をしております。

その後、災害協定を結んでいる各、ほか自治体の災害協定に基づきまして、支援要請を確認いたしております。支援要請があれば、速やかに対応するという事になっておりまして、ちなみに、西白河郡の4町村におきましては、震度5強が泉崎村、中島村、矢吹町となっておりますので、消防交通係長がきちんと確認をいたしまして、被害状況がどういうものかということで確認をしておりますが、大きな被害はなかったというところとなっております。

現在、関係各課、関係機関との連携を図りまして、公共施設、インフラ等の被害状況把握に努めておりますので、状況報告させていただきます。

なお、県内全域におきまして、災害救助法が適用されたと知事が公表しております。また、県立高校も、本日は休校と、全校休校となっているという状況でございます。

以上、これまでのところ、大きな被害の情報が入っておりませんので、報告をさせていただきます。

○室井嘉吉議長 ただいまの住民生活課長報告についてはご了承をお願いいたします。

関わった多くの関係者の皆さんには、議会を代表しまして、私のほうからも大変ご苦労さまと申し上げておきます。今後とも引き続き、対応方よろしく願いをいたします。

◇

◎議事日程の報告

○室井嘉吉議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◇

◎一般質問

○室井嘉吉議長 日程第1、一般質問を行います。

◇ 湯 田 哲 議員

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君の登壇を許します。

10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 おはようございます。

議席番号10番、登壇順序に従いまして、一般質問を開始します。

最初であって、今日の最後ということで、初めての経験ですけれども、最終盤は何回も経験しているんですけれども、よろしくお願ひします。

大雪による公共施設、住宅等への被害状況は。

これまで何年かの周期で大雪の年はありましたが、この冬は今まで経験したことがないほどの大雪でした。12月の初雪がそのまま屋根から落ちず、さらに降雪が続くことで、屋根、ひさが折れるなどの被害が多く発生しました。

そこで伺います。

- 1、公共施設等における雪害状況は。
- 2、空き家等を含めた住宅の雪害状況は。
- 3、この歴史的大雪で見えた課題と今後の対策は。
- 2、危険空き家除却後の土地を町管理の一時雪捨場としての活用を。

令和3年4月に改定された南会津町空家等対策計画の空き家等の利活用の推進には、空き家等の除却によってできた空き地を流雪溝がない地区の雪捨場として利用するとの考えも示されています。

町の除雪で各地区に設置されている一時雪捨場は有効です。その一時雪捨場を増やすことは、除雪作業を今よりもさらにスムーズに実施できます。

1、個人の除雪で出る雪を含め、近くに空き地があれば、そこに雪を捨てることができます。危険空き家等の除却を進め空き地とし、それを町管理の一時雪捨場として活用できればと考えますが。

2、町は空き家除却に対し除却費の補助などを実施していますが、除却後、固定資産税が何倍にも増加するため、除却を決断できない人もいます。除却後、町管理の一時雪捨場として、その土地利用料を固定資産税の上昇とのバランスを見て所有者に町が支払うことで、空き家及び危険空き家の除却が進むと考えますが。

3、本町の観光振興、スポーツ振興に平野歩夢さんの協力をいただければ。

2014年3月13日午後、この旧役場前は黒山の人でした。冬季オリンピック、スノーボードハーフパイプで銀メダルを取った平野歩夢さんが本町に挨拶に来てくれたのです。旧役場議場で

15歳の歩夢さんの挨拶を聞くことができました。彼が小学校時代、南郷スキー場のハーフパイプで練習をしていました。南郷スキー場、地元の酒井喜憲さんが自宅に泊め、彼のスノーボードを日々サポートしていたのです。彼のスノーボードの原点の一つに本町があったことは間違いありません。

1、南郷スキー場や南会津駅などに平野歩夢さんの金メダルを祝う横断幕が誇らしげに設置されています。金メダリストの平野歩夢さん効果で南郷スキー場の来場者も増えたと聞きます。平野歩夢さんに再び来町していただき、彼の活躍を祝う会、講演会、スケートボード、スノーボードなどのスポーツ振興などを実施する予定や今後の計画は。

2、平野歩夢さんに名誉町民、観光大使などを依頼する考えは。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

10番、湯田哲議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、大雪による公共施設、住宅等への被害状況に関する1点目であります。

公共施設等における雪害状況はとのおただしであります。3月9日時点において、15件の雪害報告がありました。内容としましては、全壊が1件、屋根や軒の破損が8件、太陽光パネルの破損が1件、窓ガラスの破損が4件、エアコン室外機の破損が1件と、このようになっております。

いずれにしても、まだまだ大雪の状況がつかめない状況にありますし、まだまだこれから被害の報告といえますか、現実があるかと思えます。それらも含めて、町は今後、その把握に努めたいと思えますし、これをしっかり受け止めて、どのような対応をすべきなのかということも検討する必要があると、そのように考えております。

そういうことで、被害総額につきましては、現在、業者へ見積り依頼中の施設が多いということでもありますが、まだ総体が明確になっておりませんので、そのようなことで、ただいまの分かる分を報告させていただきました。

そういうことで、雪解けとともに被害の拡大が懸念されるところであります。引き続き、施設の状況把握にもしっかり対応していきたいと思えますし、利用者の方々が被害に遭わないような注意喚起、それから管理をされるような呼びかけもしていきたいと思えます。

次に、2点目であります。

空き家を含めた住宅の雪害状況はとのおただしであります。3月10日現在、空き家を含めた住宅等の雪害につきましては、町として25件把握しております。これらの主な被害状況につ

いては、雪の重みや落雪による屋根や外壁等の一部損壊となっております。

これも今ほど答弁させていただきましたが、そのような状況でございますので、ご理解願いたいと思います。

次に、3点目、歴史的大雪で見えた課題と今後の対策はとのおただしであります。今シーズンの降雪は、例年に比べて集中的に降り続いたため、雪押し場の空きスペースが不足したことや、除雪の出動基準時刻である午前2時以降から大雪になる日が多くあったことから、通勤時間までの除雪が間に合わないなどの課題がありました。

来シーズン以降、今シーズン同様の降雪に見舞われた場合は、雪押し場の排雪業務を緊急的に委託したり、出動基準時刻にとらわれない柔軟な対応を示してまいりたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

次に、危険空き家除却後の土地を町管理の一時雪捨場としての活用をに関する1点目であります。

危険空き家等の除却を進め、空き地ができれば、町管理の一時雪捨場として活用できるのではとのおただしであります。町道の除雪では、住宅付近に雪捨場が確保できることは、作業効率の向上につながりますので、危険空き家の所有者が除却した後に、排雪場所として活用できる場所であれば、貸していただけるような依頼をしたいと、そのようにも思います。場所や広さなど、町の除雪にとって必要不可欠な場所であれば、町がその土地を取得することで検討する必要があると、そのようにも考えております。

なお、空き家につきましては、危険空き家にならないよう、今までどおり、所有者の責任において管理していただくことを基本と考えております。これまでも、除去した後の町のお願いで、更地にしたところを貸していただいたということもございますが、期限が切れたりして、お返しした分もございますけれども、そのようなことで活用できれば、町としても、そのようなことをやっていきたい。今後とも、当然空き家条例の中にもありますし、そんなことで活用していきたいし、また、いろんな対応ができるのであれば、もう1回、この雪のその状況、経験を踏まえて、また改めてその辺は検討する必要があるのかなと、そのように考えております。

次に、2点目であります。

危険空き家除却後の土地を町管理の一時雪捨場として土地使用料を支払うことについてとのおただしであります。空き家除却後の土地に関しましても、先ほど申し上げました空き家の管理と同様に、所有者の責任において管理していただくことを基本と考えております。

一方、効率的な除雪をするため、一時雪捨場として有効と考える土地は、土地所有者の協力

により、一時雪捨場として無償で借用しているところでもございます。

そのため、危険空き家を除却した場合のみ、有償で借り上げ、町で管理することは、これまでの借用していた土地との整合性の問題や、空き家の立地によっては、町管理の雪捨場として適していない物件もあると、そのようにも考えます。

以上のことから、現在のところ、空き家除却後の土地を土地使用料をお支払いしながら、町管理の一時雪捨場として管理することは、総合的な考え方はございません。場所によって、場合によってのことで、先ほど申し上げましたが、そのようなことを検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

次に、本町の観光振興、スポーツ振興に平野歩夢さんの協力をいただいております1点目、平野歩夢さんに再び来町していただき、彼の活躍を祝う、講演会、スケートボード、スノーボードなどのスポーツ振興などを実施する予定や今後の計画は、2点目、平野歩夢さんに名誉町民、観光大使などを依頼する考えはとのおただしについては、関連がございますので、一括してお答えさせていただきます。

本町にゆかりのある平野歩夢選手が北京冬季オリンピック、スノーボード男子ハーフパイプで見事に金メダルを獲得されたことは、本当に喜ばしいことでもありますし、これまでの努力が実って、素晴らしい成果を収められたことを本当にうれしく思います。多くの国民がその快挙に歓喜の声を上げたところでもあります。

議員おただしのとおり、多くのメディアに南郷スキー場で特設パブリックビューイング会場の様子や支援者である酒井喜憲さんが大きく取り上げられまして、平野歩夢選手の金メダル効果で南郷スキー場の来場者も参加したとの報告を指定管理者から受けました。私もこの場にいましたけれども、本当にうれしかったです。

町といたしましても、平野歩夢選手の協力を得て、観光振興やスポーツ振興につなげていければと考えますが、今、大変ご本人がお忙しいようなご様子ですし、そういうお立場、スケジュールの都合もあると思いますので、現時点では、なかなかこの状況をお願いしても厳しいのかなと、そのように考えています。

本町としては、できれば来ていただいて、いろいろ皆さんと交流もしていただければありがたいと思いますが、今後とも、その様子を見ながら、町としても話を進めさせていただければなど、そのように考えています。

喜憲さん、長い間小学校の頃から、いろいろお世話していただいた結果がこのような結果になったということは、私どもにとっても、本当にうれしいことですし、よもやオリンピックの

選手になられて、そして金メダルを獲得されるようなことは想像もしなかったかもしれません。でも、現実になって、みんなでこうして喜べたということは非常にうれしいと思いますので、今後とも、歩夢選手の活躍をもっともっと祈りたいと思いますし、私たちにお力をいただければ、非常にありがたいと思います。町として精いっぱい、交渉といいますか、お話を進めたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 それでは、再問させていただきます。

被害状況は確かに今23件、総数で、様々な説明がありました。ですが、町長が言われたとおり、雪解けとともにその被害状況はもっと大きくなっていくんだと思います。私がこの質問をしたのは、昨日も除雪支援のことで、独り暮らしだったり、そういう支援で町の支援がすごく助かっているけれども、もっと改善できないかという話がありましたけれども、この大雪で除雪が間に合わなくて、苦情の電話もあるなんて話も昨日出ていたと思いますけれども、そういう意味では、雪捨場、2番に行っちゃいますね、2番じゃなくて、失礼、1回戻しますが、この部分の質問をさせていただいたのは、僕の身の回りにも、空き家があったり、ひさしが折れたり、僕のうちも一部、作業場のほうなんですけど、なったりしています。

走っていても、とにかく目立ちますよね。ちょっとした、ここの町、本町の特徴というのは、やはり昔は農家だったものだから、自宅、さらに作業小屋、さらに車庫だったり、あと、何か物を置くための小屋だったりするものが多いものだから、自分の住んでいるところは何となく、その後まで面倒見れないという限界があったりするんで、この町の特徴でもあるのだろうと思います。

それがもう50年、80年たったようなものもありますから、雪害状況がすごく目立ったような特徴的な、先ほど町長も言われたとおり、降り方が特別だったのも確かです。やっぱりそういう意味では、異例な歴史的な年だったと思います。

そこで、再問としては、この部分で先ほど町長答弁の中では、この状況、やっていくには、対応としては、さらに詳しく言えば、個人のほうは、これはもちろん町でやることはできないと思うんですけども、この2番と絡んでちょっと質問させていただきますけれども、そういう状況では、空き地も含めてちょっとまとめて質問しますけれども、その分を増やす、増やさないに関しては無償だったりするんですけども、その分で、町としては、それをどのような

形で進めていくのか、大雪だったからどうかじゃなくて、今から準備していかなきゃならないと思うんですけども、その計画などはあるんでしょうか。具体的な部分ですが。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

恐らく排雪場の確保の部分だというふうに思いますが、先ほど町長答弁がありましたとおり、排雪のほうの、雪が落ちた場所の排雪がなかなか間に合わなかったということで、本庁管内は、直営部隊がそこに行って、排雪の場所の確保をしておるんですが、適切に委託業者などを増やして、動かせる機械を増やして、早期の対応をしていくということがまず大事なかなというように考えております。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 先ほど町長答弁にありました、1番の部分の答弁の中で、町独自の町の除雪隊のほうをやっているので、排雪場所の、除雪、雪を捨てた部分の排雪作業が町でやっているの、その限界もあるという話も聞いていて、今それが他の業者にも依頼するような予定で、それをスムーズに行って、空きスペースをつくる、また除雪を繰り返すようなことで改善していくというのが具体的に町長の答弁にありましたので、その辺はほっとしています。

ただ、その場所というのは、気になるのは、数は限られていますけれども、私が言いたいの、今までの無償の部分は全然それは結構ですけども、先ほど町長の、2番もちょっと一緒にやってもいいですね、1、2番、ちょっと僕は関連でしていますので、その分でいうと、排雪場所が、ごめんなさい、ちょっと上がっちゃったかな、戻します、1人なものだから、もとい、ゆっくりしゃべります。

私が今回、この質問をしたかったのは、要するに小屋自体が壊れている部分で、それをどうにかしてくれということではなくて、これからそういう場所が増えていくので、例えば、今回の大雪で、個人の宅の部分と言わせていただければ、空き家バンクなんて話も昨日出たと思うんですけども、空き家バンクなんてのも考えてみれば、管理ができませんよね。要するに、東京の人から依頼して、ネットに載せても、それを面倒見るのは地元の親戚かなんかだけでも、それが傷んでいるわけですね。傷むわけですよ。だから、そういう意味では、危険空き家がさらに増えていくから、そういう部分においては、それを見過ごすのは、やっぱり町なんだと思うんですよ。空き家バンクで移住定住を促している、そこに空き家があって、それが大雪で傷む。それを何とかするのは、その所有者だろうと皆さんは単純に考えるかもしれないですけども、それを守ったり、それがさらに傷めば、また危険空き家への道をたどるわけです。

から、我々が行政も含めて、そこに気を配るべきなんだと思うんですよ。

町がよくこういう質問をすると、その建物は所有者のものだから、所有者が何とかしなきゃならないと、こういう論法でいくのは、これは正しいかもしれない。だけれども、それを何とかしなかったら、結局潰れていく。その悪循環がどんどんいく、今年は特に倒壊しているのが目立ちますよね。本当に潰れちゃっています。あれはその前に壊していれば、すごく経費も安かったにもかかわらず、潰れたら、これ悲惨なものだから、さらにお金がかかったりするという悪循環が今始まろうとしているんです。

ですから、その意味では、そういうものを含めて、町はどんな考えを持っているかという考えも含んでいるんですが。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

議員の言われる内容は何となく分かります。実は私もそれは危惧しています。しかし、これから私もずっと、時々思うんですけれども、10年後のことを考え、10年もう近くですよ。空き家はもっともっと増えると思います。身近に、本当に、今の状況ですと、独り暮らしとか高齢者世帯のうちがいっぱいあります。ですから、若い人たちが戻ってこない、後継者がいない。そういう中で、このような状況が続くと思いますが、我々のような町もいっぱいあると思いますし、我々、町としてどこまでできるのかと考えたときに、なかなかこれ、正直言って、具体的にみんなやりますなんていうことは、無責任なことは言えないと思うんですよ。

ですから、冷静に考えて、やはり皆さん方に、所有者にも当然呼びかけて、そして、その対策を今からある程度念頭に置いたことをそれぞれ対応といいますか、できるものはやっていただくようなことをお願いするしかないんですよ。

それでもなおかつなったときにはどうするかということだろうと思いますが、仮にそうなくても、なかなか町で個人の分まで全部撤去したり、そして壊したところを先ほども答弁申し上げましたけれども、除雪の排雪の場所に全部利用させてもらうのかといえば、これもそれはないですよ。

ですから、町としては除雪費のことも考えれば、本当にこれだけの広い面積がある、そして町道の延長もある、そういう中で、除雪費、それから皆さん方の雪に対する対応の中で除雪支援だったり、そういうことをどうするかということ、やはり町として大きな課題です。

ですが、そういう中で許されるものから、少しずつでも町が対応できるものがあれば、町としては対応していかなければならないと思っていますが、全て100%町がそれらに対して対応

できると、私はそういうふうに思っていない。

ですから、先ほど申し上げたのは、そういうことも含めて、今回の雪の降雪の仕方も含めて、よく検討して、そして、どういうことがやらなければならないのか、これも含めて、町として、それからあとは、県とか国のほうにもこれをやっぱりお願いするしかないですよ。これは時間かかるかもしれませんが、ですから、なかなか全て町が空き家も対策も、一時期居住だったり移住も言っているんじゃないかと言っても、全てが対応できるわけじゃないということはお理解願いたいと思うんですよ。もし、そういうアイデアがあるのだったら、議員から、そのほかのアイデアもいろいろ提案していただいて、それが検討材料になれば、それはそれでいいと思いますが、全て空き家を対象にした対応は町は厳しいと、私はそういう認識でいます。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 もちろん、それはもっともですし、それは町として当然、個人の屋根の心配までする限界はもちろんあります。町道もあり、様々な除雪、細部にわたってしなきゃならないところもありますので、範囲にも限界がもちろんあるのは分かっています。

ただ、今ここで私が質問した中で、先ほどこの、1つだけに絞って質問させていただきますけれども、空き家の部分に対してどうのと私が今回質問しています。これなぜ町管理という言葉を使っているか、こういうことなので、生活していると、近所付き合いつて、結構隣近所つて、友好なところもあれば、隣の人とは、例えば雪が落ちて、雨垂れが落ちる部分でいうと、その分ではすごく、どちらかという、それは一般論を言っているのか、僕は一般だと思っておりますが、8割ぐらいそうじゃないかと思っただけでも、友好であれば、雪に関しての苦情も何もないんですけども、雪が降ると、今度、その雪が落ちる、落ちない、落ちたらガラスが割れる心配、それぞれ不安なんです。

そこで、私がこの部分の町管理というのが、これは僕の考えなんですけれども、要は、町がそれを、それはもう無償でもいいかもしれないけれども、気持ち的な、町が管理している部分でいうと、その隣の人が落としても、片付けても、こういう場所を今やっぱり、壊せない、僕は固定資産税の話なんかはちょっと、そういうもので話ただけなので、空間が空いたり、隣がもう住んでいなくて、もう誰も住まないだろう、だんだん、ひさしが折れても直さない、そういう空き家がもうどんどん増えています。今年でなおさら増えたと思っんです。倍になったんじゃないかしら、そういう可能性の秘めた建物が、愛着も、ひさしが折れちゃったものだからなくなってくる。直すには200万、300万かかる。もう自分のうちは別に持っている。そんなことがあれば、それは空き家でどんどん潰れるか、後で自分のお金で300万かけて解体しなきゃ

やならないこともあるので、私は、町はその解体の費用を出せというわけじゃなくて、その分で場所ができる、町がそこに管理をすることで一時的に雪投げていいですよ。その分でいえば、そこに、道路に出したりなんかするんじゃないで、そこに一時的に雪を、個人も含めて言っていますね、2番の問いに言えば、そこにやっとけば、初めの部分、自分の玄関の前だけが歩ければいいという考え方でいけば、しのげるわけですね。だから、そうして除雪の支援の方が来て、ゆっくり全体を片づけるとかという、そういうルールづくり、いいんです。私が答えを持っているとか、僕はこうやって考えさせていただいていますけれども、そういう議論をしたらどうだろうという、そのルールですね。この部分でいうと、ちょっと1つだけ。

○室井嘉吉議長 10番議員、質問をまとめてください。

○10番 湯田 哲議員 言わせてください。私が言いたいのは、その分を増やすことによって、除雪の時間も短縮になるだろうと、これは理解していますよね。排雪場所がある数が、例えば1つより、2か所、3か所に増えれば、除雪の時間は短くなります。その分を増やすには、限界はもちろんありますけれども、それが例えば空き家の間にあれば、その近所の人たちはそこに取りあえず投げたりするし、例えば、自分ちの雪というのは割と道路に出していますよね、道路の壁のほうに。これって必然ですよ。投げ場もないんですから。それがまた雪の量になっているのは事実です。その除雪量の部分でいうと、それがまた雪の量になる。まさか町道だけで雪が山になっているわけじゃないですよ、途中途中で屋根があつたり、玄関があつたりするわけですから、その雪は出てきます。

私が言っているのは、そういう排雪場の町でやっているでかいものはもちろん今までも有効ですけれども、そういう箇所を幾つか増やすことで、先ほど町長答弁の中にもありました。空き家等で無償で場所がいいところだったら、無償でその方の個人の承諾を得て捨てています。

今、旧梅寿館の跡の部分に雪がたまって、先日見てきましたけれども、除雪の排雪場として、あの量はかなりの量ですよ。あれがなかったら、あの量は今はもう排雪はしていません。まだ今でも山のように、四、五メートルになっています、3メートルぐらいかな、そういう意味では有効な場所です。

私が言いたいのは、大きな地区で、町でやっている排雪場の部分を小さくあちこちに設けたら、それぞれ有効になるだろう。個人が投げるのが、町道じゃなくて、その場所、後ろが空き家になっていたら、そこに町が管理の、ここに投げていいんだよというところがあれば、それは町道に出ないで、そこにたまるということで、その雪はそこで一時期預かる、そういう意味なんですよ。その部分についての考えはどうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

考え方は分かります、基本的に。ですけれども、どこをどのような判断の中でそのような選定をするかということが一番実際に実行したときに課題になると私は思うんです。これまでも、排雪に結構お金かかるんです。片方では、それが一つの雇用の場だとなるかもしれませんが、でもやっぱり町としては、そういう排雪を最後までしなくて、そのまま置かれるような土地があれば、これは町としては望ましいと、こう思うんです。

ただ、その場所をどのように選定するかということ、それから、仮にそのようにやったときに、土地代というか、借地料とか、そういうことをお払いするのにどうするのかといったときに、排雪はもう道路沿線にずっとやっていくんです、延々。畑であったり、田んぼであったり、空き地であったり、そうしたときに、自分のうちは雪だけ置かれて何も無い、片方は料金、借地料を払うというような、そういう細かい話が出てくるんですよ。ですから、そこまでやっぱり町としてやるからには、しっかり検討していかないとできないということにまずぶち当たりました。

ですから、その辺も踏まえて、できる場所はどのように本当にそういう困ったところはそうなるんでしょうけれども、その基準の設定とか、そういうことがなかなか難しいですよ、現実問題として。今後の検討材料にはなると思いますが、そういう意味で、雪が降るということは毎年なわけですから、町としては、先ほどそういうようなことも含めて、今後、いろいろ、この降雪に経験して、もう1回その辺を踏まえた検討を進めたいと答弁したのは、そういう意味でございますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 安心しました。こういうやり取りでだんだんひらめきが起きます。どうということかという、私が言いたいのは、それが答えだと思います。今、町長が言った中にこんなことがありました。排雪できる、必ず排雪してあげなきゃならないという場所と、排雪しなくてもいいところ、大きな違いですよ。トラックで多分15台ぐらいで運ぶ場合、実はうちの近所、あるいは私の畑ですら、国道から雪の山にも5メートルですよ。文句を言えば、それは切りがない。私ごとで申し訳ないけれども、それは言わないし、全然、うちも畑に、今、6メートルぐらいの高さがあります。この議場の雪の量ありますよ。間違いなくそれはあります。

だけれども、その部分では、今、町長が答え言ったと思います。その場で置いてもいいです

よ。全然気にもならない。そこで出荷する花とかなんかつくっていないから、雪解けを待って、4月の終わりには終わるから全然問題ないという人もいらっしゃる、ここには田んぼつくらなきゃならない、苗床をやらなきゃならないから、すぐ片してくださいという契約の人たちもいます。これ2つあるんですよ。だから、町長が言った中に答えがあるんですよ。要は、投げなくてもいい人たちもいらっしゃいます。いつか解けるんだから。問題ないよ、5月頃畑仕事するんだから、気にしていないという人たちもいらっしゃいますよ。この2つをちゃんと区別するべきなんだと僕思うんですよ。

例えばこの役場の駐車場にある雪の山、ああいう形が立ちますよね、銀行だって、一時雪はためておく、ああいう感覚というのは、すぐに今、何台か停めれば、役が足りるんだから、除雪はまた後で排雪すればいいみたいなやり方の繰り返しを私は今ここで主張したいわけです。

そしてさらに、今町長が言った中の、片づけなくてもいい場所というのは空き地であって、排雪作業はないわけですよ。そこにためて、雪解けを待てばいいわけですよ。そこに4メートル、5メートルの山があれば、その雪山が片づけなきゃならないところに運ばれるならば、これ、ちりも積もればなんですよ。それはすごく大きな、僕は有効なことだと思うんですよ。

だから、その部分で言えば、雪を置いていいのか、排雪しなきゃならない部分でいえば、排雪、町道の排雪の量の中の何%が個人から出た雪かといったら、とてつもない量ですよ。町道だけではないはずですよ。その分で言っています。

だから、その分を答えを出すんじゃなくて、そういうやり方の方向で、先ほど言われました、有償とのバランス、整合性はどうなんだと、こう言いました。それは住民と話せばいいんじゃないですか。私は要らない。要らない人は要らないんです。その人は要らないし、整合性は、だから、それを不公平だと思わなかったら、それでいいんじゃないですか。その辺はどうなんでしょうか。今後の話です。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

本当に皆さんがそういうふうに要らないと言ってくれば、それは世話ないんですけども、でも、町のほうから、そういうことは、やるからには、やはりお支払いをするという基本的な考え方の中でいかないと、この話は進められないと思うんですよ。そうしたときに、全ての道路沿線の田んぼや畑や空き地や、そういうところまで全部やれるのかということ、やっぱり現状としては、私はあまり現実的ではないと、そのように考えますので、総合的に考えて、どのようにしたらいいのかということを検討したいということを行っているんです。

本当にこれは、排雪をしないで、そのまま置いていただければ、これは本当助かりますよ、実際。ですけれども、そのところは、そのようなことだけでお願いすると、何でそこだけそうなんだと。片方は何でこういうふうに対応するんだということになるんで、やっぱりそこは、考え方はしっかり、基本方針を決めてやらないと駄目だということなんで、なかなか町として基準をどうするかということをどのように設けるか、どのような話をするか、それは利用者の人に聞いて、自分のところはいいですよと言われたらいいけれども、今度駄目だと言われたら、そこに雪を置けなくなるわけですよ。道路の沿線だって何だって。そういう人も、皆さん、いいですよと言ってくれれば、本当にありがたい話なんですけど、いろんな事情がありますので、そんなことを現実的な対応として考えましたものですから、今ほどのような答弁になりました。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 私の質問が取り留めないのかもしれないんですが、的を絞りが切れてなくて、本当に質問したのもちょっと申し訳ないと思っているんですが、ただ、固定資産税とのバランスを見て、その上昇分を使用料として払うとかという部分なんかも、僕は決して夢事ではなくて、今までの分であれば、そうやってご苦労かけているんだから、その分を見て、いつもはこうだけれども、その分使用料をやっているんだよみたいな部分であれば、無償だということけれども、それを僕は莫大な金をくださいよという、それは町民でどんな方がいらっしゃるかわからないけれども、僕は、その意味で言えば、例えばもう一つ言わせていただければ、それで除雪や、共同の大きな排雪場所に行った雪が、量が減るなら、トラック1台、2台という分が、それをお金に換算していったら、もしかして使用料の二、三千円の話をしているんですよ。その部分で言えば、僕は、そのバランスを今後考えたって、バランスという言葉を使うと、これじゃなくても、そういう考えを少し検討してもいいのではないかと思います。

本当に的を外れの提案なのかもしれませんが、ぜひそういう意味では、有効な捨場の数を増やしたり、先ほど無償で提供していただいていますよというのもありましたけれども、そういうものの数をこれから増やしていくというような形で、ぜひ進めていければ、除雪というか、町道に出る雪も減っていくんじゃないかなと思います。

それでは、1番、2番ちょうど同時にやりましたので、ただ一つだけ、これだけ言わせてください。これは2月10日の新聞の記事です。喜多方市の84歳の女性の方の投書の部分です。

1月9日の朝、除雪器具で家の除雪をしていた。除雪車がやって来て、突然、道路に雪を捨てるとどなられた。しかし、私は道路に雪を出していない。中略しますけれども、どなられた、84年ここに住んでいる、60年も生きていのに、どなられたことは初めてだ。これは大分

ショックだったと思う。そして、寝込んでしまったぐらいのことも書いてあります。

このやり取りというのは意外と身近にあるのかもしれませんが。これって何かといたら、やはり自分の雪は町道に出さなきゃならない。この彼女は、町道の横にくっつけて、除雪車の邪魔にならないように、車の通行に邪魔にならないように排雪していたということがあるんです。これはどこでも見れますよね。どこでも、自宅から、玄関からやって、町道に張りつけて、でも、この彼女の、84歳のこの方の投書の中では、どなられた、そんなのは珍しいだろうと。僕はこのオペレーターについて文句言っているんじゃないです。このやり取りというのは、やはり除雪が間に合わなかったりすれば、除雪車のオペレーターだって、次の現場に行かなきゃならなかったり、今どんどん遅れて、先ほどやりました、2時頃降っているという、降る特徴があって、除雪が間に合わないケースが今年は多かったということも先ほど答弁にありましたけれども、だから、そんな意味では、こういう状況がまるであちこちで繰り返されてするならば、その排雪場所が、隣に投げられる場所があるんだったら、快く投げる、それは町が借りているんだから、安心して投げて、その所有者だって文句は言わない、町に貸しているんだから、いよいよ別にとりか、見過ごすだろうし、そういうつもりで私は質問させていただきました。本当はそういう部分で言えば、ちりが積もれば山となります。その分が町道に出ないで、後ろの空き地ができたから、そこに投げている。春まで解ければいいだろう。そこに住んでいる人は東京に住んでいませんから、別に片づける排雪もないわけだからと僕は思って、提案させていただきました。

それでは、3番のほうに移りたいと思います。2つ一緒にやらせていただきました。

平野歩夢さんの部分で、これはちょうど8年前、この議場、昔の旧役場の前に、ワゴン車で、シルバーで乗りつけていただいて、本当に黒山の人で、私は入り口のこちらのほうから上がって、ちょうどスマホで撮らせていただきましたけれども、本当に小柄で、全然人並みの中に隠れていましたけれども、挨拶を玄関でしていただいて、そういう意味では、本当に我々、私たちにとってはすごくゆかりのある、議会、この議場、旧議場でしたけれども、議場の壇上で、歩夢さんが銀メダルをして、触ったりして、挨拶の後ですけれども、近づいて行って、そんな思い出があります。ゆかりがありますけれども、今、金メダリストになっていますので、スポンサーもユニクロほか9社あたりと、億円単位のスポンサーなので、そういう状況になっちゃっていますので、とにかく、我々自体は、その分は難しいかもしれないけれども、そういう意味では、町長先ほど言いました、そういう規模では、そういう方向でいければなというのはありましたけれども、具体的に、ぜひそういう場を設ける方向で動いていると思うんですけれど

も、どんな方向でいくか、その具体的な部分があれば、お聞かせいただければ。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

先ほどの雪の話ですけれども、雪に限らずですけれども、私たちの地域は少子高齢化、そして地域力もかなり減退しています。そういう中で、何が大事かといえば、やっぱり、私はお互いを思いやる心とか、そういうのがまず大事になってくると思うんですよ。誰がどうやったって解決できないこと、やっぱりあると思います。ですから、そのときはお互いが自分の権利とか、そればかりを主張するんじゃなくて、自分も我慢する、相手にも我慢してもらおう。そういうことがなかったら、地域社会は成り立たないと思っています。

ですから、昨日もいろいろ言いましたけれども、全て行政ができると。私、行政を担当させてもらいましたけれども、本当に実感として、あれもやりたい、これもやりたいはありますけれども、やはりいろいろな課題がある中で、全てできません。そういう中で、やはり皆さん方をお願いしたいのは、地域の助け合いとか思いやりとか、これが最後は地域の力になってくると私は思います。

ですから、この雪のこともそうです。そんなことで、全て行政が関与しなければできない社会というのは本当に悲しいです。ですから、そういう地域づくりも私は目指しました。皆さん方に多くの力もいただきましたから、そんなことも含めて、いろいろできる限りのことは当然やらなきゃならないと思いますが、そういうことも含めてやっていければなど、そのように考えています。

それから、歩夢選手の具体的なアプローチですけれども、この間も喜憲さん、それからあと南郷所長と、あと、秀則、スキー場の所長さんといってもらいました。いろいろ話はしてもらいましたけれども、かなり忙しくて、そして、大変な様子は、私はその報告を受けました。ですから、しばらくはそのようなことだろうと思いますし、歩夢選手ばかりでなくて、弟さんもいらっしやいますし、これからのこともありますし、町としては、本当に、そういう人が町、小っちゃい頃、町でいろいろ経験されたことを、そして今、金メダリストになられたということは、町にとっても非常に喜ばしいことでもありますから、今後、町としても応援をするのはもちろんでありますけれども、私たちにもその力をいただくというようなことを町としてお願いしていければなどと思います。

いろいろな歩夢選手の状況もあると思いますので、その辺を踏まえた中で、いろいろ話をさせていただければなどと思いますし、喜憲さんを通じて、そういうことができると思いますので、

来ていただくことが実現できるかどうかは、そこはまだ分かりませんが、精いっぱいそんなことで、町もお二方の兄弟を応援しながら、町の応援もしていただくようなことを検討していきたいと思います。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 町長が今言った町の応援というのがありますね。だから、そういう意味では本当、その意味では、小学校時代、ここで喜憲さんがつくったハーフパイプで、そういう意味では、すごくそこで滑って、自分のうちに泊めて、彼を送り迎えしながらサポートしたりして、ほかにもいっぱいいたみたいですよ、彼と同じ、あるいは彼より上手な子たちもいっぱいいたというわけだから、その子の中で、歩夢さんが金メダリストになっているわけだから、そういう意味では、当時のやった、昨日の話でもありましたね、その家族が20年後に子供たちを連れてここにやって来ているんだよという話、報告がありました。

そういう意味では本当、歩夢さんがああやって子供時代を過ごして、ここにいるゆかりだということで記事になるし、テレビではやるは、そういう意味ではすごくその効果は大きい、それを利用するとかでなくて、本当に人と人の付き合いの中で、喜憲さんがああやって、彼との関係で、彼を育てた一員でもありますので、そういう意味では今、町長が言われましたように、その部分で言えば進めてほしいなと思います。

ただ、スポーツ振興というのも一言言っていますので、その辺ちょっと聞きたいんですが、ちょっと私が感じるところには、スノーボードはもちろん、もう既に若い子たちはほとんどスノーボードなんですけれども、スケートボード、あまりやっている方、たまにどこかで見たことあったり、びわのかげでやっている話も聞きましたけれども、そういう意味では、そういう刺激にもなると思うんです。教育長ぜひ、こういう部分では、体育関連の中では、そういう講習会なり、それはもちろん、観光のほうが先でスケジュールも絡みますけれども、そういう考えはどうでしょうか。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、その点について私のほうからお答えしたいと思います。

スポーツ人口を増やすということはすごく大切なことだと思います。だんだんと、この前もクロカンの大会、見に行ったんですけども、昔に比べると参加者が減っているという話もされていきました。スポーツは本当に人間の体力向上だけじゃなくて、そういう人と人のつながりも含む大事なものだというふうに思っています。

今、スケートボードに特化したお話がありましたけれども、そういう特化した競技だけじゃ

なくて、全体的にスポーツと言えるものに対して、やっぱり町も今後頑張っていきたいなというふうに思っていますので、その点をご理解いただきたいと思います。

町民の方から、そういう強い要望等あった場合は、十分検討していきたいと思しますので、ご理解願います。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 そうですね、ああいう刺激になって、全国の人たちがあれを見て始める人がいたり、その背中を追っている、今でも追いかけている子供たちがいたりするわけだから、本町のその部分で言えば、スケートボードとかスノーボードが増えたり、ハーフパイプが南郷に立派なのがある、そこを利用する方が増えたりするわけですから、そういう意味では、今後のスポーツ振興にも彼の力を借りたり、町の観光にも彼の力を借りて、ぜひ進めていただければと思います。

以上をもちまして、質問を終わります。

○室井嘉吉議長 以上で、10番、湯田哲君の一般質問を終わります。



◎発言の申出

○室井嘉吉議長 ここで、総務課長より発言したい旨の申入がありましたので、これを許可いたします。

総務課長。

○小寺俊和総務課長 事前に配付しております議案書等の一部に誤りがありましたので、この後、議長の許可をいただきまして、職員がシールを貼り付ける方法により訂正をさせていただきますと思います。

訂正箇所は2か所であります。

1か所目は、配付しております議案書の中の議案第18号 南会津町一般会計補正予算（第10号）になります。こちらの議案書の中の一般会計補正予算、その中の一般補正20をご覧ください。一般補正20の最上段、目の3 老人福祉費の一番右側の列の説明の欄、こちらに老人クラブ補助金（減額）と表記がありますが、この説明の欄を次のように訂正いたします。シルバー人材センター補助金（減額）△189、さらにその下に、老人クラブ補助金（減額）△71と2段書きにするものであります。訂正前は、老人クラブ補助金のみの表記でありましたが、内訳とし

て、シルバー人材センターの補助金△189と、老人クラブ補助金（減額）△71というふうに訂正をするものであります。

次に、2点目でございます。令和4年度南会津町下水道事業会計予算書をご覧ください。特別会計等の予算書、一番最後になるかと思えます。下水道事業です。水道ではなくて、下水道事業になります。よろしいでしょうか。下水道事業会計予算書、その予算書に附属書類として添付しております実施経過計画に関する説明書というのがあるんですが、そのページが最終ページ、一番裏表紙になります、下水38と表記があると思えます。一番最後、説明書のページで言いますと38になります。38ページ、一番後ろでございます。この表の資本的収入及び支出の、支出の表になりますが、この表のうち、左から5列目、比較の数字があるかと思えます。左から5列目、こちら、比較の数字が一番上から下まで5つの欄で誤っております。本年度予算額から前年度予算額を引いた数字がここに記載されるはずなんですが、計算が合わない表記となっております。比較の欄上から5つの欄、それぞれ差引きの額が合っておりません。こちらを比較後の数字を正しいものに訂正をさせていただくというものであります。この後、職員により、正しい表記の訂正シールを貼り付けさせていただき、訂正とさせていただきたいと思えます。大変申し訳ございません。

以上、よろしくお願いたします。

○室井嘉吉議長 それでは、議案の訂正作業のため、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前10時59分

○室井嘉吉議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで議長から申し上げます。

これから議題となります議案等の審議については、議会基本条例第10条の規定によって、質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条のただし書の規定によって、質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間は答弁を含め、おおむね30分に制限しますので、質疑は簡単明瞭に願います。

なお、会議規則第54条の規定によって、発言は議題以外にわたったり、また、その範囲を超えてはならないこととなっておりますので、ご留意願います。

◇

◎委員会提出議案第1号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第2、委員会提出議案第1号 南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第3、議案第3号 南会津町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第4号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第4、議案第4号 南会津町職員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第5号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第5、議案第5号 南会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第6号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第6、議案第6号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第7号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第7、議案第7号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第8号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第8、議案第8号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決をします。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第9号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第9、議案第9号 南会津町町民プール条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第10号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第10、議案第10号 南会津町立保育所条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

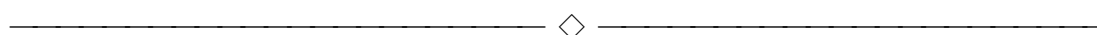
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第11号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第11、議案第11号 南会津町立幼稚園預かり保育等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第12号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第12、議案第12号 南会津町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 何点か質疑させていただきます。

まず、指定給水装置工事事業者と記載になっておりますが、この方の資格等の要件があるかどうか伺いたいと思います。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 お答えいたします。

給水装置工事事業者につきましては、給水装置工事主任技術者というのがある業者となっております。こちらについては、国家資格を有する方がいる事業者ということになっております。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 現在、主任技術者、これまでもこの資格要件はあったというふうに理解しますが、どのくらいの事業者が、事業者数はどのくらいありますか。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 お答えいたします。

現在指定している業者は78業者おまして、それぞれ資格を持った方がいることになってございます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 分かりました。

これまでは1度申請をし、登録をされると、ずっと継続していたということなのかというふうに思います。5年ごとに申請が必要、申請が必要、自動更新でなくて、5年ごとに申請をするということによろしいでしょうか。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 お答えいたします。

これまで1度指定を受けると、永遠に、廃業をしない限りは続いておったんですが、今回の条例改正で5年ごとの更新が必要になるということでございます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 5年ごとの更新は必要ということですから、5年ごとに事業者は申請を必要ということでしょうか。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 お答えいたします。

5年ごとに申請をしていただいて、それを基に更新を行うということになります。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 この12号の中の5、目と書いていいのかどうか、既に納入の加入金は還付しないという文章がございます。そして、ただし、給水期間が短期間である場合、この短期間というのは、実際には決めてあるんでしょうか、日数とか、短期間というのはどの程度のことを指すのか。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 お答えいたします。

こちらについては加入金の話になりまして、短期間というのは日数等で決めているわけではございませんが、例えば工事のときに仮設でつくるような場合、給水装置を使うような場合は加入金は取らない。加入金を取る場合は、家を建てて、それをある程度長期間使うという場合には加入金を頂くということになってございます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 分かりました。

その部分の後の文章です。その他、町長が特に認めた場合ということがあります。いろんな条例にこういう文言があるんですけども、この部分はどういうことが想定されるのかと、これまで特に町長が認めたもの、この町長の12年間の間であったのかどうか、その2点を伺いたいと思います。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 この町長が特に認めた場合というのは、様々なことが想定されますが、例えば、家を建てるということで、加入金は支払ったんですけども、やはり家を建てのを取りやめたと、そういうかなりイレギュラーな事態だというふうに考えております。申し訳ございませんが、手元に資料がなくて、町長が12年間の間にあったかどうかというのは明確にお答えはできないんですが、恐らくなかったのではないのかなというふうに私は思っております。

以上です。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第13号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第13、議案第13号 南会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第14号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第14、議案第14号 財産の無償譲渡について（消防車両車庫（第4部中小屋））を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 それでは、1点だけ質問させていただきますが、これは小屋の部分

の譲渡ということですが、土地の関係はどうなっているかお伺いします。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○酒井浩哉南郷総合支所長 答えいたします。

底地につきましては共有地となっております。中小屋地区の代表の方ほか何名というようなことで共有地となっております、合併前の旧南郷村では、消防のこういった車両小屋、あるいは防火水槽を設置する際に、集落に土地の提供をお願いしまして、借り上げて、その上に上物だけ町の補助金を入れて建てるというような手法を行っていたものですから、底地は共有地ということになります。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第15号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第15、議案第15号 町道路線の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第16号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第16、議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町川島交流センター）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第17号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第17、議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について（みなみあいづ森と木の情報・活動ステーション「きとね」）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎諮問第1号の質疑、採決

○室井嘉吉議長 日程第18、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしでございますので、質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決いたします。

本案は、諮問のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、諮問のとおり適任とすることに決定しました。



◎諮問第2号の質疑、採決

○室井嘉吉議長 日程第19、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決いたします。

本案は、諮問のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、諮問のとおり適任とすることに決定しました。



◎議案第18号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第20、議案第18号 令和3年度南会津町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 議案第18号の一般会計補正予算のページ24、款が7の商工課、項が1の商工課、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金事業、観光施設運営特別支援金について質問をさせていただきます。

これは株式会社みなみあいづへ経営支援金として2億円が提案をされたわけですが、それで、まず1点目が、3月2日開催の全員協議会の説明資料で、令和3年4月の、表を見て申し上げていますが、令和3年4月の前期繰越金が2億6,518万8,000円がコロナ禍の中で、令和4年3月の次期繰越金では1,495万1,000円ということになっていて、これ差引き2億5,023万7,000円の減でございます。この数字は1年間でこういう数字というのになってきているというふうに思いますが、今回、経営支援として2億円が計上されています。この支援金額では支援不足というような形になるのではないかとこのように思いますが、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

今回の支援につきましては、差引きの2億円以上の赤字になった分の支援ということではなくて、あくまでも団体のキャンセルが生じたことによる支援ということでご理解願います。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 2点目の質問でございますが、令和2年度9月議会でも、株式会社みなみあいづへ支援を行う提案がされました。令和2年度一般会計補正予算でございましたけれども、ウイルス感染症の中で厳しい会社運営が強いと。町では特別支援金と出資金を合計で2億3,000万円を支援するというので、私も賛成をしました。

先ほどの1点目の質問の中で、令和3年4月の前期繰越金には、今申し上げた2億3,000万円は含まれていますか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

この2億6,500万には含まれております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 そうしますと、含まれているということで考えますと、令和4年3月現在の資金は1,495万1,000円ということでしょうか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

現在での見込額であります、1,495万1,000円を見込んでおるといふことでございます。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 このままでは、支援がなければ、もう倒産というような、そういう、そこまでせざるを得ない状況にあると思います。私は昨日の一般質問の中の町長答弁なり、あとは全員協議会での執行部側の説明がなされた町としてのこの株式会社みなみあいづに対しての関わりを見直し、1つ目には会社の自立を促すこと、資金力を高め、経営の土台づくりを行っていく、そして、町所有の施設の在り方を見直し、県専門的知識を有する方から指導、助言を受けるなど、対応するとの発言というか、説明がございました。

今回というか、令和2年度、そして今回の令和3年度と支援することになります。私が一番危惧しているのは、今後毎年度支援を行うことなどは、現実的に、この2億円ですから、町の財政というのが大分硬直化しており、大変厳しくなっているというふうに私は認識して、やはりそういう中では、町民の方からも、なぜという声やっぱり出てくるのではないかと。

ぜひ、今回は、前回、多分それらもやられてきたのかなというふうに思いますが、会社に対して、言葉だけでなく、経営改善計画書をちゃんと出させて、その内容をやはり絶えずチェックしながら、経営改善に向け、それらを会社に求めるなど、厳しく対処していくことが必要ではないのかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

本当に少雪、それに引き続いて、2年続けてのコロナ禍ということで、厳しい状況にあります。そういう中で、この会社の持つ役割ということ、それから、これまで第三セクターが担ってきた町というか地域への貢献度、それから、今後担うべき役割、それらを総合的に判断した中で、この2億円の支援するというのを町として決めて、皆さん方にお諮りしているところであります。

これまでも、原発の事故、前にも答弁させていただきましたけれども、原発の事故もあつたり、いろいろな苦難な状況もございました。しかし、2年続けて、そしてまた今現在、コロナ

禍がどのような見通しになるか分からない不透明なような中で、この事業の不安視されることは重々、その気持ちも分かりますし、それに対して、具体的にどのように会社を経営を方向を変更、見直しながらやるのかということも不透明の中での検討になりますので、非常に厳しい判断が必要になってきているわけであります。ただ、今現在乗り切らないと、この先はないと、私はそのようにも判断しています。

今回の件は、もう昨年からいろいろ、G o T oキャンペーンとか実施された時点では、かなり回復基調にあったわけであります。そして、この3月、今年の3月の3月期には、かなり資金力も回復すると、そう見込んでいたわけでありますけれども、1月13日のまん延防止、この対策が取られてから、団体客がもうゼロになったということで、非常に大きな打撃があったわけです。そして、これまでも、原発の事故もそうですけれども、やはり昨日も申し上げましたけれども、個人のスキーヤーが減ってきて、やはりスキー場の運営そのものが内容的に変わってきたと。そういう中で、やはりさいたま市さんとの協力もいただきながら、原発事故を何とかしのいできたといえますか、そのような中で統合前の会社、それから、今の現在のみなみあいづとなるわけですけれども、これらに対して、いろいろやっぱり生きる道といえますか、事業の内容を見直してきた結果がこうなったんですね。

ですから、今回はむしろ個人客は増えているような状況です。ただ一方、教育旅行がほぼ壊滅ですので、これらの状況が非常に厳しくなって、今のような状況に陥ったということであります。ただ、今の国の動きですと、これがすぐ改善するかどうか分からないにしても、まん延防止が全面的に解除されるというような中で、一縷の望みも出てきているのかなと思いますし、そして、さいたま市さんは今度はさいたま自然の家の改装に入られるというようなことで、連休以後、我々の町内の宿泊施設を全面的に利用していただけると、そのようなことがございますので、この間も実は私と議長と行って、そのようなお願いもしてきました。できるだけ計画的なご利用をお願いしますというようなことでもあります。お願いしてまいりました。

我々の事情はよく承知していただいていると思っていますし、そのようなことも含めて、町としても、直接的な支援、援助ばかりでなくて、やはりいろいろな事業の援助もできるものかなと、そのように思っています。

今後の見通しは、正直言って、これで絶対大丈夫というまでは、申し訳ないですけれども、言えない状況ではありますが、かなりの回復はできると私は思います。実際に、このまん延防止、1月13日になれば、2億円からの資金回復は見込めました。そのような状況もございましたものですから、このような判断をさせていただきましたし、これからは、やはりいろいろ

会社としての課題もあると思いますが、直接的な今回の原因そのものは、本当にコロナが大きな影響を占めていると、そのように判断しております。

それぞれ町の対応も、会社の対応も課題がないのかといえ、全くないわけじゃなくて、いろいろあると思っています。そうした中で、今後とも、それらに対してしっかり対応するという意味で、昨日のご質問に対しても、あのような答弁をさせていただきましたし、また、それを精査する中で、もっといろんな考え方、あるいはそういうのが出てくる可能性もございます。それも含めて、やはり地域に果たす役割ということを十分に担う会社になっていくには、それらをしっかり受け止めて、そして、もう1回足元を見詰めて、考え直す必要があるかと思えます。

それから、財政のことも心配されておりますけれども、昨日も財政の件は申し上げましたが、確かに一時的に、いろんな大型工事も出ましたものですから、財政的にはちょっと厳しくなる状況にありますが、決して油断できるものではないでございますけれども、そういう中で、公債費をできるだけ抑えて、そして、これからの財政の行財政改革ができるような方向性をまたこれもしっかり検討していくということでご理解願いたいと思えます。

実際に、経常収支比率も90%以上超えているわけでありましてけれども、過去にもありました。そういうことが何度か繰り返されるわけでありましてけれども、そういうようなことを繰り返しながら、改善を加えながら、将来の計画も組みながらやっているわけでありまして、そうならないように、しっかり財政の計画も組んでやる考えでございますので、ご理解を願いたいと思えます。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 今、町長からあったような形で、ぜひやはり会社にも、町執行部も、本当にこれ大変だと思います。なかなかこれをやっていくには。ただ、それだけの厳しさを持って本当にやっていかないと、本当に昨日もちょっと発言出ましたけれども、やっぱり町民の理解というのは得られないのではないかと。やっぱりそのところを絶えず注意して、やっぱり会社にも厳しく対応していただくということでお願いをしたいというふうに考えます。

以上で意見は終わります。

○室井嘉吉議長 ほかにはございませんか。

9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 一般質問でも触れさせてはいただいたものの、やっぱりこの件に関しては、特定の大きな支出額になっておりますので、やはり町民の前でしっかり議論しながら、

質疑をしながら明らかにしていく、そして執行部には説明していただくということが必要だと考えますので、総務委員会案件ではございますが、町長の考えも含めて伺いたいと思います。

まず、この支援に対する、コロナですと、コロナによって教育旅行が不振だったことに対する支援と、この考え方は理解しました。しかしながら、さいたま市の教育旅行が来れなくなったことに対して、当然、第三セクターでもあったわけですが、そのほかの業者というのにも影響を受けているわけです。

これまで町では様々なコロナ対策ということで、支援を民間業者に対して、しかも商工観光課では、詳細な、例えば銀行に行って状況を確認したり、それぞれの業種の皆さんにお話を聞いたり、少ない人数ながらも一生懸命やってきたこと、これも我々の事務調査の中で明らかになっています。資料も頂いています。

そんな中で、やはり民間とのバランスってどうなんでしょうか。これがやっぱり町民の理解というところにつながるんだと思います。なので、この辺について、少し質疑させていただきたい。

まず1点目は、我々が総務委員会のほうで各課にお聞きしたところ、影響が出ていると。館岩では、例えばレンタル、スキースクール、これ指導者の方もそうですね。食材では、たていわ農産、お米が売れなかった、また、クリーニング、これで8,742万8,000円、さらに南郷地域においても、ホテル南郷の宿泊であったり、民家の民泊、またスキー学校、レンタル、これにおいても500万円程度あるということが明らかになった。この民間の皆さんはどうやって資金繰りしているんだろうと考えると、恐らく借入れをされている。日本政策金融公庫とか、地元の銀行さんとか、そういったところから借入れをしてしのいでいるのではないかなというふうに私は推察します。

一方、株式会社みなみあいづは、借入れがなかなか進まないから、民間とは違うからということで今回支援するというような方向性かと思いますが、第三セクターと民間、このバランス、公平性のバランス、これについてどう考えるか伺います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

民間とのバランスということでございますけれども、民間の方々には、この2年間の中で、それぞれの減収に対しましては、バランス的にはどうかと言われれば、それはいろいろ疑問の点もございますけれども、減収額によって、町は1億円ぐらいの全体的な支援をさせいただきました。非常に悩ましい問題でもありましたし、その結果も、私も非常に本当によかったのか

などまた反省するような部分もございます。

そして一方、国や県、これは直接支援もでございます。しかし、この第三セクターにはほぼほぼ支援がなくて、最高額、要望しても350万というのが最高額です。これも県や国のほうにも私申し上げましたけれども、第三セクターのような組織に対しては、それ以上の支援はできないような状況になっています。

そして、民間とのバランスといいますか、そういう中で、この第三セクターが関与している町内の業者さん、ものすごい数になっています。300以上というふうに思っていますが、はっきりした何十何社というわけにはいかないんですが、そういう中で、この2億円以上のみなみあいづを通しての取引がございますし、ですから、決してこれ、みなみあいづに2億円支援したから、皆みなみあいづに行くのではなくて、逆に、これらが町内の業者さんのほうに行くと。

ただ、来れなかった人たちが利用した、それに対しての補填にはならないかもしれませんが、これらを支援することによって、南会津全体にそういう業者の皆さん、あるいは町民の皆さんに、間接的にはありますけれども、支援になると、私はそのように判断します。

ですから、ぴたりとはいかなくても、そのような考え方の中で基本的に、このような判断をさせていただきましたので、これは本当に特別な例だと思うんですよね。ですから、そんなこと、重々、これからもそこは注視していかなければならないと思っておりますが、そんなことで町としては考えましたものですから、ご理解願えればなど、そのように思います。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 町長おっしゃることも一理というか、町がもともと設置しているスキー場だということ、それに指定管理として株式会社みなみあいづが運営を図っている。そもそもスキー場があるのはなぜかと言ったら、昨日のお話のとおり、地域の活性化ということに大きく言えばなるかと思えます。そんな中で、今回の2億円の支援が業者の皆さんにも行き渡るということはあるかと思えます。

しかしながら、やはり支援を受けられない方々の苦しみというのを考えると、これは簡単なことではないということは自覚していただきたいと思っております。そこから、お客様がいなくなったことに対する減収ということにはつながりませんので、そのほかの業者の皆さん、300あるうちのほぼ多数の方には行くのかもしれませんが、やはりさいたま市が来なかったことで減収しているというのも明らかなんです。この2億円がなかったら、今まで支払った分が払えないからといって、今回支援するわけですから、ここについては、やはり明らかにしておくべきだと思います。

一方で、やはり町民目線から言うと、経営者の資質とか、経営の体制どうなっているんですかというお話になります。それで、私考えるに、経営者の今回、責任についてですけれども、例えば一般の会社であれば、これが給料が払えなくなるという状況ですから、例えば人員整理をしたりとか、給料を減らしたりとか、そういったことを考える。経営者としては一番苦しいことなのではないかなと思います。自分の家族のような存在が給料が払えないということを伝えなくてはならないということは非常に辛いことと想像しますが、一方で、指定管理の株式会社みなみあいづは、ずっと支払い続けてきている。ボーナスも払い続けてきている。一方で、むしろ、昨日のお話でもお伝えしましたが、我々が出しているのを期待として、支払ってほしいという期待が行政側からあれば、当然払わなくてはならないというふうになるんですが、ここに矛盾が生じます。

しかしながら、やはり町民からすれば、果たしてそういった責任を果たしているのか。そういうことも含めて経営努力しているのかというお話になろうかと思います。現在の経営の体制として、こういった矛盾を抱えながらやっているわけですけれども、今後、こういったことに関して、行政としてどのような指導をしていくのか伺いたいと思います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

今回の件、議員はどう考えているか分かりませんが、私はどういう経営者であろうが、コロナがこれだけ2年間続いたときに、どう責任取れるのか、私は今回はコロナのせいだと思っていますよ。ですから、今回の件に関しては経営責任を取れるのか、問えるのか、町民目線とおっしゃいますけれども、町民だって、みんな恐らくコロナが最大の原因だと、そういう人が多いと思いますよ、全てではないにしても。私はそういう判断をしています。

ですから、先ほども申し上げましたけれども、これまで第三セクターが発足時からやってきたこと、それぞれ変遷ありますよ。スキー場が本当にバブルになって、そしてどんどん個人客が来て、もうかった時代、それからどんどん減ってきて、どうしようかといった時代、そうしたときに、今の株式会社みなみあいづの前身もそうですけれども、団体旅行、団体教育研修に、そういう事業をかけてきたわけですよ。

ところが、今回のコロナの課題で、そして、150余りの、もっとそれ以上かもしれませんが、団体客がいなくなったと。これが大きいんですよ。先ほども申し上げましたが、これらが全て順調に来ていれば、2億円以上の回復ができた見込みになっていたんですよ。ですから、町はそれを判断して、これが続けられるようなことになれば、町はまだ、この事業が続けられると

思ったんです。

ただ、このような状況が続きますから、それが本当にそう今後なるのかということになれば、100%なりますと言えないものですから、その辺は事業の見直しだったり、会社の構造的なもの、それから、いろんな運営の在り方とか、これはやっぱり検討していく必要があると思うんです。

ですから、そういう中では、町としての責任、会社としての責任、これもございます。ですから、そうしたときに、検討したときに、昨日も申し上げましたが、総論賛成、各論反対は駄目ですよ。議員としてもしっかりした意見を持って、いろいろ判断願いたい部分も出てくると思うんです。

もちろん町もそういう責任の中でやらざるを得ませんので、ですから、そういうことも、いろんなことを含めて、会社ばかりに責任を押しつけられないと私は思っています。ですから、ましてや今回、コロナのことでこのような状況になっていることは、私としてはほぼほぼそれだと思っています、今回は。ですから、そんな思いがございましたので、ただ、問題が、課題がないわけではなくて、それらをまた、この機会にしっかり見直すチャンスでもあると、私はそう思っていますので、そこは今後、困ったときにばたばた動くと、逆に悪くなるということもありますから、ここは1回落ち着かせて、そして、これからその対策をしっかりやっていくと。

それが一番、私としては今やれることの一番いいことじゃないかなと、そう思っていますので、責任を感じているかといえば、全く感じていないんじゃないかと、本当にいろんな、これまでの長い経過の中で、いろんなこと、思いがあります。それはもう過去のことなので、致し方ない部分もございますが、これからやれることを精いっぱいやって、そして、地域の雇用だったり、地域の活性化をしっかり町の責任を果たしていくということの、改めて、そのようなことを思いながら、今後対応していきたいと、できればなと思っておりますので、私、別に4月で終わるからという意味じゃなくて、いろんな思いがございましたので、その辺も含めて、今後とも皆さん方と一緒に力を合わせてやれたらいいなと思っておりますので、ぜひご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 町長4月に退任されますが、だからといって、終わるから責任感がないだろうというふうに私は見ていません。当然ながら、自分の発言されてきたこと、歩まれてきた道、指導されてきたことというのは必ず、もう血になっています。我々の中にも、町長がやってこられたことというのは土台になっているということは理解しています。

なので、これからも我々は当然、町長おっしゃるように、総論各論では駄目だよという話も肝に銘じながら質疑させていただいています。

そんな中で、今ほどあったように、変遷にも課題があったんです。状況も変わってきているということなので、ここで1回という話は昨日もさせていただいたとおりです。なので、明らかに経営者の責任ではなくて、コロナの影響と、あとは構造的な問題なんです。だから、人を生かすために、構造を何とかしなきゃならない。それが町の責務なんです。それが行政と、あと我々二元代表制でやっている議会の責任なんです。

なので、第三セクターの枠組み、これ資料を調べても、なかなか総務省の資料だけ見てもよく分からないところがある。観光自体は、全国的にはかなり、第三セクターの数は減ってきているものの、スキー業界を見ると、第三セクターでやっているところはまだあるんです。行政が関わってやっているところが多いんです。

なので、そういったところをしっかり見ながら進めていかないと、ここに関わってくださっている皆さんが苦しむことになる、また、町民の対立を生んでしまうということは我々の責任であるということをやっぱり自覚するべきだと思います。なので、ここについてはしっかり質疑させていただきたいということで、もう何点か聞かせてください。

もう1点、なぜ2億円全てが貸付金という形を取らずに支援金なのか、まだ指定管理の期間もあるじゃないですか。構造的にも課題がある。もう見込みがないというのであれば、これは大きな問題です。また繰り返すんじゃないか。この疑問に対して、町長どのようにお考えになりますか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私どももそのような議論もしました。ですけれども、やはり、これまでもいろいろ第三セクターの経過がございますし、昨日もお話ししましたけれども、それぞれの合併前の町村の中で、この第三セクターのやり方が違って来たわけでありましてけれども、特にこの会津高原リゾート、東武鉄道と経営分離するとき、村が15億円、東武鉄道から負担をしてくださいという話になって、そして、そのようなことで進めて来たわけですね。

ですから、そんなことも含めながら、それがまず一つの土台、ベースにあって、それは町として、町が負った負債だと、そう判断、もちろんそう判断していますけれども、そのようなことの中でやってきました。変遷をしてきました。

しかし、これだけいろんな事業の中でやっていく中で、まだ見通しの利かない中で、実は日

本政策金融公庫から4,000万借金をしているのですよ。ですから、今度またそこに2億円やったときに、今度本当にそれが計画どおり返済できるのかと。返済できなかったときに、またこのような、町として、また支援するということができるのかといったときに、ここで1回、私としてははじめをつけて、そして、負担を軽くして、そして、構造改革であったり、いろんな改革をして、そして、新しい会社ではないですけども、新たな気持ちで前に進めるような対応をするのが私はベストだと、そのような判断の中で、このような補助金という形の中で、町としては対応したいと思いました。

いろいろ民間の方も貸付金も借りていますけれども、いろいろ確かに皆さんもうあっぷあっぷ、分かります。ですから、これから町もどの程度できるのか、そこら辺は課題もございませけれども、できる限りのことは民間の方にもやっていく必要があると、まだ残っていると、そのように思います。

そうした中で、本当に究極の判断、そういうことで自分としてはやらせていただきましたので、ぜひその辺はご理解願いたいと思います。それも決して検討しなかったわけではありません。やはり、これ以上負債を抱えるのは、逆に手かせ足かせになると、そのように判断したものですから、このような判断になりました。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 何かを改革しなくてはいけないときというのは、確かに心理的な余裕がないと適切な判断ができないということがあろうかと思えます。しかしながら、経営に言うところ、余裕があると甘えてしまうということも考えられます。ここが本当に難しいところで、余裕があったら先送りしてしまうことも出てきてしまうのではないか。結局変わらないのではないか。これが一番第三セクターで行政と関わる時に難しい問題だと私は自覚しています。

したがって、しっかり役割分担をして、口を出すところは出す、出さないところは出さない。しかしながら、役割はしっかり、当然両方で決めて、計画を決めて、目標に向かって進んでいく体制をつくっていただきたい。

今回、文教厚生委員会にお願いをして、社会福祉法人の優雅の経営調査ということを確認させていただきましたが、あのとき我々が支援をしたことによって、しっかり経営改善されて、黒字化している。このコロナ禍にあっても。なぜ違うんだということを肝に銘じるべきだなと。あのときの判断は正しかったなと思えますが、もちろん、業種も違うし、状況も違うので、比較することはできないけれども、やっぱりこういった好例を積み重ねていくことによって、町

民との信頼関係ができて、これだけまだ観光施設を保有している、我々の中で、行政の中で、そういったところに投資していく。先日議会の議員の中でお話をしたときも、情報交換会をやったときも、ある議員の方から、守りと攻めは一緒にやっつけていかなくてはならないというお話をいただいて、私はっとしました。確かに、経営を守るということは大事ですけれども、例えば行政でいえば、財政をよくするために経費を削減していくという努力も必要ですけれども、一方で、やっぱり未来のための投資はやめてはいけない、チャレンジし続けなくてはならない。その姿勢を忘れれば、必ず、やはり漸減していくというふうに、資源は漸減していくというふうに私は感じました。

したがって、ぜひ、こういった積み重ね、しっかりした歩み、これまでの経緯も含めて、旧3村1町で抱えてきた悩み、苦しみ、そして歩みというものを踏まえて、未来につなげていかなくてはならないので、ここでしっかりやりましょうということ。町長におかれましても、4月には退任されますが、ぜひ見守っていただきながら、ご助言等いただきますようお願いしたいです。

以上で質疑を終了します。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

事業はうまくいっているときは誰も文句言わないですね。こうなると、あれこれ問題が、課題が出るからこうなるんですね。ですけれども、現実、コロナ禍になっても、もうかっている企業があります。順調にしている企業があります。逆にそれが応援を、追い風になった企業もあります。

しかし、我々のこの地域として、今このような状況で、観光やスキーが駄目だと。そんな状況にはありますけれども、これが本当にゼロになったら、我々の地域は逆にもたないと思います。ですから、どの程度やるかとか、どのようにやるかということは、これは大事です。ですから、我々のところは、観光を無視しては立ち行かないエリアだと思っていますし、町だと思っています。

ですから、そこも踏まえて、今後の改善計画といいますか、どの方向性でその事業を進めるかということ、これは私たちの大きな岐路に立つと思いますし、町民の生活にも、町にも大きな影響を与えるものと、そのように思っています。

ですから、言われることは重々分かりますが、今回は、私は本当にコロナだと思っていますよ。コロナがなければ、そこそこいったと思うんですよ。実際に、教育旅行の団体数も増えて

います。今回、さいたま市さん、名前挙げましたけれども、さいたま市さんばかりではありません。大体さいたま市さんだけで50校くらいのように聞いています。ですから、ほかの100校はよそからもあるんです。ですから、そういうことを考えれば、それはそれなりに、やはり生きる道を模索して、そしてそれをやろうとしたときに、このような大きな状況になったと、私はそのように判断しておりますので、これが全く今後継続されないのかといえ、むしろ、これをまたベースにいろんなことも試みるということもできると、私はそのようにも思っています。

ですから、今回、確かにいい反省点にもなりましたし、一番弱点が現れたと、そのようにも考えています。そういうことも含めて、関係するもの皆さん方と十分協議して、今後の対策をしっかりとやるという機会をいただいた。それにしても、あまりにも大きい代償ではありますが、そういうことで、今後、それらに対して、町としても対応していきたいと、いってほしいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

時間の関係もございしますので、あと何人くらい質問したいなんていう方はいらっしゃいます。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 そうしたら、昼食の時間になりますが、引き続き続行していいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 では、ご協力よろしく申し上げます。

それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎散会の宣告

○室井嘉吉議長 これをもって、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

明18日は午前10時から開議し、議案審議を行います。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 零時04分

令和4年第1回南会津町議会定例会 第4日

議事日程 (第4号)

令和4年3月18日(金曜日) 午前10時開議

- 日程第 1 議案第19号 令和4年度南会津町一般会計予算
日程第 2 議案第20号 令和4年度南会津町国民健康保険特別会計予算
日程第 3 議案第21号 令和4年度南会津町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 4 議案第22号 令和4年度南会津町介護保険特別会計予算
日程第 5 議案第23号 令和4年度南会津町水道事業会計予算
日程第 6 議案第24号 令和4年度南会津町下水道事業会計予算
日程第 7 令和4年請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願書(総務委員会)

- 追加日程第1 委員会提出議案第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について
追加日程第2 議員提出議案第1号 ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議
追加日程第3 議員派遣の件について
追加日程第4 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(16名)

1番	五十嵐 芳 道	議員	2番	馬 場 浩	議員
3番	川 島 進	議員	4番	湯 田 芳 博	議員
5番	室 井 英 雄	議員	6番	渡 部 訓 正	議員
7番	丸 山 陽 子	議員	8番	湯 田 良 一	議員
9番	大 桃 英 樹	議員	10番	湯 田 哲	議員
11番	高 野 精 一	議員	12番	山 内 政	議員
13番	菅 家 幸 弘	議員	14番	星 光 久	議員

15番 楠 正次 議員

16番 室井嘉吉 議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	星英雄	教育長
小寺俊和	総務課長	星良栄	総合政策課長
鈴木秀和	税務課長	渡部秀介	住民生活課長
阿久津勝英	健康福祉課長	室井利和	農林課長
星博文	商工観光課長	月田啓	建設課長
遠藤知樹	環境水道課長	渡部さつき	会計室長
菅家康夫	農業委員会 事務局長	渡部浩明	学校教育課長
廣野友一郎	生涯学習課長	阿久津正人	舘岩総合支所長
馬場誠	伊南総合支所長	酒井浩哉	南郷総合支所長

事務局職員出席者

星貴夫	事務局長	星彰	議事係長
-----	------	----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○室井嘉吉議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いいたします。

これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○室井嘉吉議長 本日の会議は、お手元に配付のとおりでございます。



◎議案第19号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第1、議案第19号 令和4年度南会津町一般会計予算を議題とします。

一般会計当初予算の議案審議に当たりましては、各款ごとに質疑を進めることとしますので、ご了承を願います。なお、質疑の順序は、既に配付した資料のとおりであります。

それでは、最初に歳入全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ないようでございますので、質疑なしと認めます。

これで歳入全般についての質疑を終わります。

次に、歳出に移ります。

1款議会費から2款総務費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 おはようございます。

ページ47ページ、総務費の総務管理費の企画費、委託料、その中にチームビルディング・ツーリズム事業委託料が1,611万5,000円計上されております。最初に、名称の意味は。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

チームビルディング・ツーリズムの名称であります。日本語に直訳すれば組織であったり、集団を構築するというような訳になるかと思いますが、この事業につきましては、ワークショップなどを通じまして、組織力を高めていこうということでございます。

企業の目標であったり、そういったものを組み立てるには、やはりチームの一致団結とか、意思統一が重要かと考えますので、それらを構築していくというような企業研修を通して、その意思統一を図っていくというものでございます。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 この委託先、委託料ですので、委託先はどちらですか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

株式会社電通アドピアという会社でありまして、広告代理店の株式会社電通グループの一つであります。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 これは新規事業でないということなので、ちょっと私の認識からすると昨年から事業かなというふうに思うんですが、これの実績とやられた課題とか、今年度の目標とかはどういうふうに考えておられますか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

これまでの実績であります。令和2年度につきましては、現状の分析と町内の資源の棚卸しと、それに伴いまして仮説を立てる作業を行いました。

まず、町内事業者のヒアリングを行いまして、資源の棚卸しを行いました。それと併せまして、国内企業に対するウェブアンケートということで、約100社からのアンケートを徴収いたしました。

そのほか、企業が抱える課題の把握や、本町のチームビルディング・ツーリズムの適用力などの評価などを行いまして、結果的に本町での可能性は高いというような結果になりました。

令和3年度につきましては、令和2年度の実績を基にしまして、町内の賛同する事業者を集めまして、協議会を立ち上げることを進めているところでございます。

その中で、まず今年度はモニターツアーということで実施して、令和2年度に設けました仮

説の検証などを実施したいなというふうに考えておりましたが、新型コロナウイルスの影響もありまして、参加していただく企業様につきましては、なかなかこちらにお越しただけがないということから、そちらのモニターツアーは中止いたしました。

まず、そのモニターツアーは中止いたしました。推進協議会の立ち上げに伴いまして、11団体の方が賛同いただけましたので、その企業間でちょっと意見交換をする中で、お互いの事業者間で漠然として何をやっているかということは理解しているんですが、詳しい内容を知りたいというような意見もありまして、お互いを知るというような機会を設けております。

相互理解が図られましたので、令和4年度につきましては、改めてそのモニターツアーの研修のメニューづくりを進め、年に2回実証的に行いたい。それらを基に課題を研究して、事業者が自立した企業体になるような取組を令和4年度は進めていきたいなというふうに考えております。

その推進企業体、今町が立ち上げて推進協議会というものを進めているわけですが、将来的にはその協議会がお互いのメリットになるような取組になっていただければなというふうな目標がありますので、その推進協議会の自主的な運営になるように、令和3年度、令和4年度をかけて、もしかしたら令和5年度までいくと考えていますが、それらを進めていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 コロナでちょっと停滞したなというふうには思っているんですが、このモニターツアーをするその先ですね。どういったところを想定していたのか。

この事業の着地点ですね、それはどういうふうにして、実際に11社、団体、協議会に入られるということを今答弁いただきました。最終的に、町内の企業がどれだけ、多分これは自分の会社の収益アップのためにやられるというふうには私は理解をしたんですが、その辺のところを担当をされる者としてはどんなふうにご考えておられますか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

企業の研修の場として本町を使っていただくことによりまして、交流人口の拡大であったり、さらにはそこから先に進んで関係人口につながったり、さらに本町でサテライトオフィスなどを開いていただいたりというようなことも今、目指して、目標として考えております。

ただ、先ほど申し述べましたとおり、町だけでの取組ではなかなかそこまでつながっていか

ないというようなことも考えておりますので、事業者間の主体性を育てていきたいなというふうに考えています。

そこからももしかしたら新たなプロジェクトが生まれて、事業者同士の何か販売販路拡大であったり、産業の構築であったりがつながればというふうに考えているところでございます。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 この事業が非常に思ったとおりにいったと仮定して、本町の企業とのマッチングといいますか、そういうこともぜひ目指されればいいなというふうに今私は感じたんですが、そういったところも可能性としてはありますか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 現在のところ、モニターツアーとしてそういう関わりがまだ取れてはおりませんので、具体的なお答えはできませんが、来年度そういった取組になるように進めていきたいと。

ただ、このチームビルディングモニターツアーに関しましては、今、興味を持たれている事業者さんもおられますので、ぜひ実施していきたいなというふうに考えているところでございます。

○室井嘉吉議長 ほかにございせんか。

11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 1点だけお伺いしたいと思います。

57ページ、使用料の関係でございりますが、これ温泉の借地料として毎年これ5万上がっているんですが、これの契約年数というのはどのくらいなのか、お伺いしたいと思います。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

これは旧田島町時代に田部原と、あと横町の間の水無川沿いに井戸を掘ったものでございまして、ここにつきましては、当初施設を建てて運営しようというふうに考えていたところでございます。

ただ、なかなかその湯量であったりが思ったとおりにはならなかったということから、返還も考えていたところでございます。返還する場合につきましては、その温泉の埋め戻しであったり、原状復旧にかなりの金額がかかるということから、その埋め戻しの工事費であったり、原状回復の工事費を考えまして、このまま借用していくようなことで、その当時判断したというふうに聞いております。

その上で、今後その施設がどうするかということを検討をまた改めてしなければならないのかなというふうに考えておりますが、取りあえずこの年5万円でいきますと、約100年借用できるということになりますのではあります、今後このまま払っていくのか、それとも、改めて原状回復してお返しするのかということは検討していかなければならないなというふうに考えているところです。

○室井嘉吉議長 11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 要は、これは私の意見でございますが、一つは今の答弁の中で聞いていますと、町の負の遺産になりかねないという感じもしますので、これ、改めて検討するというよりは、改めて検討して、本当にこれ、この先のことを考えていかないと、いつまでもこれ、ずっと100年なんていう年数考えて物事をやっているということ自体が、これはちょっとおかしいと思います。

確かにこれ、ふるさと創生資金の中で、町民の希望によってこの町、旧田島町には温泉がないので、この温泉施設があつたらいいべということで、そういう調査をしながらそこを掘ったという経過がありましたが、それがやっぱり利活用できない状態であれば、それは英断をもって埋め戻して、これはなくすべきだと私は思いますが、執行部の考えはどうですか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

その原状復旧につきましては、数千万、5,000万以上経費がかかるということから、その財源等も検討をしていかなければならないなというふうに考えているところでございます。

○室井嘉吉議長 11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 それ、原状復帰するに数千万って、試算したことあるんですか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○小寺俊和総務課長 財源の話は私のほうで答えします。

この問題は、予算査定の際に必ず高野議員と同じような議論は必ず出てきます。私、最近はしていないんですが、当然穴を掘って、たしか800メートルか、900メートルか、そのぐらい掘っております。なおかつその上を、農地だったところを改良しておりますので、それを戻すとすると数千万のお金がかかるということで、仮に5万円ずつ100年やっても500万なので、そういうところで今は直せないなというような結論に度々になってしまうというような状況であります。

その5万円のためにそこに一般財源を投じるのはという議論は、確かにいろいろと出てきて

おりますが、現状そういうことで、問題先送りではないんですが、このほうが町にとっては財源的に有利かなということで、このままにさせていただいているというような現状でございます。

○室井嘉吉議長 11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 これなかなか町民の人納得できるか、できないか、これは分かりませんが、これはそうであれば、そこに別なもので活用できるようなものをつくるとか、何とかそういう計画的に、それじゃ原状復帰できないならば、その部分を何かに活用できるようなものに変えていくとかなんとか、そういう議論はあったんですか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○小寺俊和総務課長 お答えいたします。

その現状、場所から考えて、当然進入路とかもありますので、具体的にそういう検討したことはないということでございます。

○室井嘉吉議長 11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 これ、ずっとやっていったって水掛け論だから、やっぱりある程度前に進むような何か計画をちょっと考えてみるとかなんとかをしていただきたいなど、私はそう思いまして、これは終わります。

○室井嘉吉議長 答弁はいいですね。ほかにございませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 ページ52ページで、目が高度情報化推進費で、この全体の中で、DX推進事業というものが幾つかの款で分かれています。

まずお聞きしたいのが、この事業は例えば役場内のものなのか、それとも、民間向けに人材を育成する、高度情報化推進費の中で民間にもそれを支援する事業なのかをお聞きします。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

民間にも発注する、させたいというふうに考えております。そのために、来年度は一般町民の方も含めた人材育成などに取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

さらに、このデジタル化によって、まず庁内の業務負担、軽減を図りながら、その負担軽減された分を時間であったり、負担軽減された分を町民のサービスが低下しないような取組に進めていきたいなというふうに考えているところでございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 そうすると、この53ページの12節の委託料、この中で、デジタル推進事業で、デジタル変革人材育成研修委託料と入っていますね。これはどういう団体に委託されるのでしょうかね。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

まだ委託先につきましては現在検討中であります。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 ぜひこの育成する研修とか、そういうものをやるときに、民間まで波及する場合、どうしてもそのやり方が問題になってくるんですよ。民間の場合、日常仕事しながらやっている。例えば、そこに事業所の必ず理解、支援が必要だと思います。そういうことも含めて、こういう事業を進めていただきたいと思います。

それでは、最後にこの55ページ、18の負担金補助金及び交付金なんですけれども、この中のデジタル推進事業の情報技術普及支援事業補助金、これというのは具体的にどういうものに対して補助金を考えているのでしょうか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

先ほど質問にありました人材育成事業の中で、一つとして国家試験、ITパスポートであったり、セキュリティー関係の国家試験があるわけですが、その国家試験を受験する受講料に対して、参加した方に対して支援したいというふうに考えています。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 ぜひ、ITとかデジタルという名前を使うと、いかにもハードル高いように皆さん感じられます。会社の経営者もそういうふうな感じを受けると思います。まず、そのハードルを外して、ぜひこの事業が有効的になるように頑張ってくださいと思います。以上です。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 ページは47ページです。節が一番下の委託料、あと、使用料及び貸借料ということで、ふるさと納税推進事業の費用面の支出があるんですが、これは収入と支出のバランスというか、適正であるかということをお聞きしたいです。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

まず、ふるさと納税に係る返礼品といたしましては、国の定めるもので3割以内ということで定められています。そのほか、経費としても含めて、その寄附金額に対して約5割というふうなうちのほうでは見ておりますので、これが適正であるというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ないようでございますので、これで1款議会費から2款総務費についての質疑を終わります。

次に、第3款民生費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 予算概要で、重点施策の26番ですね。ページは6ページになります。新規事業である子ども家庭総合支援拠点事業について、事業内容、財源について伺いたいと思います。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

まず、子育て支援の関係で、本町では平成29年4月より子育て包括支援センターを設置して、妊婦から子育てまでの世代の総合的な相談業務に当たってまいりました。

今回、国の施策の中で、この事業が子ども家庭総合支援拠点事業というものが新たに加わりまして、この事業は今まで行っていましたそういった子育て支援に対する相談の中でも、特に問題のあるといたしますか、リスクの高い方への支援を行うというものであります。

例えば親御さんが離婚されて、お子さんがちょっと非行に走ってしまったり、ご両親から虐待を受けていた、そういったお子さん方もいらっしゃいますので、そういったところで、以前までの子育て支援センターだけでは対処できないようなところに対して、この拠点事業という事業を使ってサポートしていくということで、昨年から実施といたしますか、準備を進めてまいりまして、今年から既に1人の社会福祉士を任用しまして、この事業に当たっております。

○室井嘉吉議長 あれ、財源。

健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 はい。これは国庫補助金でございまして、子ども家庭総合支援拠点事業補助金というのが国からもあります。補助率は2分の1でございます。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 最近、虐待で子供さんが亡くなるというニュースを多数聞くようになりました。しかも、先ほど課長から説明があったように、ひとり親家庭で新たなパートナーからの虐待というのは非常に多くて、心を本当に痛める方も多いと思います。

これはひとり親が増えている傾向も南会津町でも同様で、都市と田舎、地方という格差というのはないものと思っています。

その背景になるものは、やはりひとり親の家庭環境が厳しい。例えば就労の面であったり、子育て環境であったり、やはり2人で育てるのと違う部分がどうしても出てしまうということの現れだだと思います。

しかしながら、南会津町においては、子育て包括支援センターというのをいち早く設置して、そういったところをつぶさに調査、あと情報交換、いろんな関係機関でやってきたかと思えます。

しかしながら、社会福祉士を雇うというのが一番今回の新規事業においては目玉になるかと思いますが、社会福祉士の雇用によってどのようなことがその防波堤になるのか、どのような効果があるのか伺います。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

先ほども申し上げました包括支援センターでございますが、実は29年に設置したときには、年間の相談件数が446件ありましたが、令和2年度、昨年度になりますと1,103件というふうにもう倍以上に膨れ上がってまいっております。

そういった中で、相談件数に対しての職員の対応がなかなか思うようにいかないということがまず一つありまして、今回こういった国の事業があつて、さらにリスクの高いお子さんに対しての対応ができるということで、この社会福祉士1名が追加になることで、実際3名体制でこの包括支援センターと拠点事業を行っております。内訳を申し上げますと、保健師が1名、公認心理士が1名、そして社会福祉士が1名でございます。

効果といいますのはこれから出てくるものかと思いますが、実は今日も虐待案件がありまして、こちらのほうは学校のほうからの情報が寄せられて、先ほどそれに対する指示をさせていただきました。

こういった地域の田舎の学校であっても、こういったことが現実には起こっているというのが事実でありますので、それに対しては細かく目を光らせて進めてまいりたいと思っております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 やはり田舎だから大丈夫というのではないということが分かってきています。また、学校との連絡体制がうまくいっていることによって、そういったことが、情報がこちらに伝わってくるということも、非常にこういった組織、機関があることの有効性を示しているものだと思います。

また、専門性についてもこのような保健師をはじめ、そういった専門の方がついていらっしゃるということも信頼につながると思いますので、ぜひそういったSOSの声が届くような情報の伝達であったり、子供たちが守られるような環境づくりに一層励んでいただきたいと思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで3款民生費についての質疑を終わります。

次に、4款衛生費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで4款衛生費についての質疑を終わります。

次に、5款労働費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで5款労働費についての質疑を終わります。

次に、6款農林水産費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 ページ104ページ、林業振興費の負担金補助金及び交付金の中で、町産材使用新築住宅等支援事業補助金1,270万円が計上されております。まず、昨年度の実績を伺いたいと思います。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答えを申し上げます。

この町産材使用新築住宅等支援事業でございますが、こちらにつきましては平成30年より実施をしている事業でございます。昨年度の実績につきましては、新築が6棟、増改築が4棟、合計10棟ということとなっております。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 今年度の支援の内容、予定をどのように考えておられますか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答えを申し上げます。

今年度につきましては、新築住宅で7棟、増改築で5棟、さらにはまきストーブ1台ということで、新築、増改築で12棟、まきストーブ1台というふうを考えてございます。

支援の内容につきましては、新築につきましては5立米以上を町産材を使用していただいた場合につきましては、立方当たり8万円、最大で120万円までということになっております。増改築につきましては、2立方以上、1立方刻みで、こちらも同じように120万円までが最大の支援ということになっております。

以上でございます。

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 99ページです。よろしいですか。目が6の農業振興施設管理運営維持費となっていて、節が14の工事請負費で穀物乾燥調製施設、高圧受電設備修繕工事請負費となっていますが、具体的にこれはどこの建物でしょうか。

○室井嘉吉議長 伊南総合支所長。

○馬場 誠伊南総合支所長 お答えいたします。

こちらの施設につきましては、伊南地域にございますライスセンターでございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 具体的に、例えばお米の乾燥なのか、それとも、そばの乾燥とかいろいろありますよね。具体的にちょっと説明願えますか。

○室井嘉吉議長 伊南総合支所長。

○馬場 誠伊南総合支所長 お答えを申し上げます。

こちらの施設につきましては、伊南の穀物調整施設でございます。受電していますキュー

ビクルの高圧機が劣化しておりますので、そちらの交換経費になってございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 じゃ、穀物全体の乾燥機の電源を引き受ける、その装置ということで理解してよろしいでしょうか。

○室井嘉吉議長 伊南総合支所長。

○馬場 誠伊南総合支所長 お答えいたします。

こちらの施設全体に対しまして受電している設備でございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 ぜひこういうものを事前にやっておくことによって買取り時期、そういうことに対してのトラブル、収穫時期の遅延につながりますんで、こういうことをぜひ前もって対処していただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 いいですか。ほかにございせんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ないということでございますので、これで6款農林水産業費についての質疑を終わります。

次に、7款商工費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 予算書の115ページ、目が観光施設管理費、節が備品購入費になります。ここの中のたかつえスキー場の圧雪車購入費に関わる件についてご質問をいたします。

まず、これの中身を概要でいいですから説明していただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 館岩総合支所長。

○阿久津正人館岩総合支所長 お答えいたします。

たかつえスキー場圧雪車購入費の内容でございますが、新型の圧雪車2台を、400馬力程度の圧雪車を2台購入する内容となっております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 今、概要と言ったんですが、2台という台数を聞いたわけじゃなかったんですけどね。なかなか絞り切れていないのかもしれませんが、実は私、過日私に対する批難が大変あるということで館岩に呼ばれまして、事実関係を説明してくれと、こういうおただしがあったので、出向いてみました。

そうしたら、その圧雪車の話が出てきました。これが事実かどうかは私も全く分からん。ただ、私が聞いたことをこれから申し上げますが、もしそういう事実がないのであれば私は安心しますし、ここで明確にそういう事実がないということをお答えいただければありがたいと思うのですが、その内容は、既に購入する機種が決まっているんだと。しかも、購入先まで決まっていると、こういうことが私のところに入ってきたんですが、そういう事実はありますか。

○室井嘉吉議長 館岩総合支所長。

○阿久津正人館岩総合支所長 お答えします。

機種選定に対しましても、まだ具体的にメーカーの部分というのは決まっておりませんので、これから具体的にメーカー、機種選定について検討する予定でございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 それで、この2台の見積りというか、金額を出していると思うので、その出した根拠を教えてください。

○室井嘉吉議長 館岩総合支所長。

○阿久津正人館岩総合支所長 お答えいたします。

見積りの根拠でございますけれども、圧雪車のメーカーが一応3社ぐらいあるというふうなことで、その3社のうち2社ほどから一応見積りはもらっておりまして、その中で検討させていただいて、予算計上させていただいているところでございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 それでは、3社の中から1社外した理由は何ですか。

○室井嘉吉議長 館岩総合支所長。

○阿久津正人館岩総合支所長 お答えいたします。

1社を外したというか、実際に今使われている圧雪車、南会津町の4スキー場の中で使われている圧雪車がございまして、その中でメンテナンスも含めた上で総合的に判断しておりまして、その中で2社のところが一番多く使われているというようなことで、メンテナンスも含めた上での検討で2社を選定させていただいております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 今、総合的と言いましたけれども、その総合的な要件を説明してください。

○室井嘉吉議長 館岩総合支所長。

○阿久津正人館岩総合支所長 お答えいたします。

財源的な、経済的な部分と、それから先ほど申しましたように、メンテナンスも含めた上で総合的な部分ということで判断をさせていただいております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 経済的な面とメンテナンス面というのは、見積りを出せば経済的なものは数字で出てきますよね、その段階で選ばなくても。見積りをもらったら、その段階でどちらが経済的かというのは分かりますよね。

メンテナンスというのは、メンテナンスの部分です。総合的という言葉には当てはまらないんじゃないですか。その2つがあって、実は見積り社を2社に選びましたというなら分かる。総合的と言われると、私の認識からいくと、そのほかにもいろいろ選ぶ条件があったりするんだろうというふうに理解してしまうんですね。

だから、この2つが判断する要件として私たちは決定しましたというなら分かるんです。そこで、総合的とかというのが入ると、私らのイメージとはちょっと誤差が生じてしまうんですね。だから、総合的といっても、2つの要件だったということの理解でいいんですね。

○室井嘉吉議長 館岩総合支所長。

○阿久津正人館岩総合支所長 お答えいたします。

今回の圧雪車につきましては、スキー場の圧雪だけではなくて、新たな部分として地域振興も含めたそのイベントだったり、そういった部分で、新たなところのスキー場以外の部分でも、周りの周辺のところ、町有地の部分とか、そういった部分も使えるような部分でも検討させていただいております。そのほかに圧雪車の機能ですか、そういった部分も含めた上で、総合的な判断をさせていただいております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 それでは、大変申し訳ないんですが、その圧雪車の機能、従来の持っている機能と、今回の機能の、大まかでいいですよ。違いを幾つかあるんでしょうから、それをちょっと教えていただけますか、具体的に。

○室井嘉吉議長 館岩総合支所長。

○阿久津正人館岩総合支所長 お答えいたします。

具体的な部分はちょっと私も把握をしてございませんけれども、それぞれのメーカーによって機動力、例えば大型の部分であれば、ある程度面積を広く圧雪できる部分があったり、あと、機動力が性能が高いところは速度が速かったり、時間的に早く圧雪できるというふうな、そういった部分がありますので、そういった細かい部分の性能につきましては、ちょっと把握して

ございませんので、よろしくお願いいたします。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 そうしますと、これまで入れていた圧雪車には、そういうその差がなかったんですか、スピードの問題とか、広さの問題とか。

○室井嘉吉議長 館岩総合支所長。

○阿久津正人館岩総合支所長 現在までの所有している圧雪車については、もう20年近くたっておりますので、今現在の圧雪車に比べれば機能性、いろいろな面でも劣っているというようなことで、今回新たに更新をさせていただくものでございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 そうしますと、これから機種選定をして、そうしてそれぞれの使用目的に応じた機種を購入すると。これの手順を教えてください。

○室井嘉吉議長 館岩総合支所長。

○阿久津正人館岩総合支所長 お答えします。

これから細部にわたった見積りを再度メーカーと、それから事業者も、たかつえスキー場も含めて協議した中で、最終的などういった機種を選定するかというようなことで選定をした上で、備品購入の入札の手続というふうな形になると思います。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 そうしますと、私が聞きたいいわゆる町民サイドの話は、全くある意味では偽りであると、こういう認識でよろしいですね。

○室井嘉吉議長 館岩総合支所長。

○阿久津正人館岩総合支所長 お答えします。

圧雪車に対しては、今現在でメーカーが決まっているとか、そういった部分はございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 了解しました。うわさというのは、これはほっておくと無責任に広がるんです。それが、その当事者にだけ関係するんならいいんですけども、当事者を越えて、どんどん関係ないところで広げられる。これが実は、お互いに政治や行政を執行する側としては、大変なハードルになる。

ですから、そういうことを私はきちっと今日ここで聞いたことをお話しされた方にお話ししますから、十分そういううわさや何かがあったときには、しっかりと事前に対応していただく

ことを申し上げて終わります。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 質問をする前に、議長にお尋ねします。

私は総務委員会で今4番議員が言われたことを、館岩総合支所に質問しました。その内容とちょっと異なるんですけども、総務委員会で質問したことはこの場で質問してはならないということがありますが、許可はいただけますか。

○室井嘉吉議長 その質問内容と違うという認識があるからそこをただしたいと、こういう理解でいいですか。

○2番 馬場 浩議員 はい。

○室井嘉吉議長 そういうことであれば許可をします。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 総務委員会で私がこの圧雪車のことを、館岩総合支所の皆さんに質問をしました。その際に、国産か、外車かということで質問をしましたが、私は外車と聞きました。その中で、メーカーの名前も明確におっしゃったと記憶しています。

そうすると、先ほどの館岩総合支所長の答弁とは違って来るんですけども、これはどういうことでしょうか。

○室井嘉吉議長 館岩総合支所長。

○阿久津正人館岩総合支所長 お答えします。

総務委員会の中でのご説明なんですけれども、メーカーを具体的に申し上げたと思うんですけども、2社の。ただ、その2社のメーカーをお話をさせていただいたところなんですけれども、具体的に、じゃ、どのメーカーかという部分の決定はされていないというようなことでご理解をいただきたいと思います。

〔「議長、2番」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 いや、ちょっと待ってください。馬場浩議員、私もそこも委員会で聞いていたけれども、それはスノーモービルとの関係ではないかい。

○2番 馬場 浩議員 じゃないです。圧雪車だけです。

○室井嘉吉議長 圧雪車だった。

○2番 馬場 浩議員 はい。

○室井嘉吉議長 はい。それじゃ。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 もし私の聞き違い、誤解があったら、議長、すみませんがただしてください。

私は、たかつえスキー場の今現在ある圧雪車が国産だと。維持管理、メンテナンスの部分からも含めて、わざわざこれは国産をやるんですかというふうに聞きました。そうしたら、いや、今回は外車ですと。大きさからいろいろ合わせると、外車のがいいという説明を受けたんですけども、今の支所長の話だと全然真っ白な状態というように私は受け止められるんですけども、誤解のないようにそこら辺ちゃんと説明してください。

○室井嘉吉議長 館岩総合支所長。

○阿久津正人館岩総合支所長 お答えします。

総務委員会の中では、総合的に、先ほども申し上げましたが、総合的な部分の判断としまして、機能性も含めた上での検討の中で、国産車、外国車、どちらのほうが見積りを取った中で、今の段階でどちらが有利かというふうなことで、その上での判断で説明をさせていただいたということで、ご理解をお願いしたいと思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 補助金との関係もあって、こういう性能のこういう大きさのものをやりたいというふうに説明があったわけですね。それに対しては、こういう機種が外国製とは、はっきり言います。外国製のこういうものがいいというふうに私は聞いたんですけども、ちょっと先ほどの支所長の答弁と違って来るんですけども、これはどういうことでしょうか。

○室井嘉吉議長 館岩総合支所長。

○阿久津正人館岩総合支所長 お答えします。

私の答弁の部分につきましては、今の段階では基本的な部分としまして、今の段階ではメーカーは決まっていないというふうなことで、基本的な部分をご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 見積りを取る際、馬力とかいろいろありますよ、大きさとか。そうやって、それに合った大体の機種、情報を集めて、見積りをもらって、単価を、この予算を組みますよ。

どうも支所長のやつだとこれは当てずっぽうに聞こえるんですけども、そうじゃないでしょう。ちゃんとこういうものの大きさで、こういう規格のもので、だからこの大体単価は幾らですかと聞くんじゃないですか。この予算の根拠を教えてください。

○室井嘉吉議長 館岩総合支所長。

○阿久津正人館岩総合支所長 お答えします。

総務委員会のときにご説明させていただいた部分なんですけれども、この機種選定に当たりまして、この圧雪車の新型の部分の機械の購入だけではなくて、メンテナンスも含めた上での検討をさせていただいているというふうなことでご説明を申し上げたと思いますので、その辺をご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 申し訳ありません。なかなかどうもますます聞いたことと違って来るんですよね。私は修繕費が年間これだけかかる、そうしたら、今ある国産の、たかつえスキー場は国産ですからね、圧雪車が。経費削減のためにも、それをやったほうがわざわざ別の代理人が来なくて、機種ごとに別々なディーラーが、代理店が来てやっているでは、コストがかかるじゃないですかということの延長上で多分始まったと思うんですよ。

そうすると、今の支所長の答弁を聞いていますと、別々にやってもコストが削減できるという理由になるんですけれども、代理店で一括して修理、維持管理をしたほうが私は安いんじゃないかと言ったときに、否定しませんでしたよね。

だけれども、今回コスト削減にもつながる。ちょっと私には理解できないんですけれども、すみませんがもう少しお願いします。

○室井嘉吉議長 館岩総合支所長。

○阿久津正人館岩総合支所長 お答えします。

総務委員会の中でもご説明したと思うんですけれども、メンテナンス業者につきまして、なかなか今はスキー、全国的な問題として、スキー場の圧雪車の、スキー場が減ったこと、閉鎖したことによって、スキー場の圧雪車をメンテナンスする会社も減っているというようなことで聞いておりまして、福島県の中でもメンテナンス業者が減少しているというようなことで、南会津の圧雪車も南会津町だけの業者さんだけでは間に合わないということで、磐梯町だったり、その他のところでもメンテナンスをしているというようなことで聞いておりまして、そういった部分も含めた上で、今後どういった機種選定がいいかということで、最終的な判断をするというようなことでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 私は理解できないんです。発注者側と今支所長が言ったのは、受注者の都合ですよ。無理だったら、できませんと入札しなければいい。それを、なぜ発注者側が受

注者の都合で、そういう判断をされるのかが私は分からないんですけども、その説明はどうでしょう。

○室井嘉吉議長 館岩総合支所長。

○阿久津正人館岩総合支所長 お答えします。

発注者側、受注者側、それぞれのいろいろな理由があると思いますので、その部分についてはお互いに協議をさせていただいた上で、最終的な部分の判断をさせていただくようなことになると思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 なかなか意見がかみ合わないのでこれで終わりますが、ぜひこういうものを購入する際、誤解が生じないようにしてほしい。いろんな臆測が飛び交うような原因をつくらないで、明確、透明性を持った中で、ぜひこういうものをやっていただきたいと思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 今の件については、そういうことの疑義が持たれるようなことのないように再度十分精査をして、その業務当たっていただきたいと、こういうことを強く私のほうからも求めておきたいと思います。

ほかにございませんか。

12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 ページ109ページ、商工振興費の負担金補助金及び交付金の中の、快適な住まい等整備応援事業補助金2,050万という、商工振興費の中に入っているこの快適な住まいという、この事業の内容について説明をお願いします。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 お答えいたします。

快適な住まい等整備応援事業、こちらにつきましては、本年度も5月の臨時議会で予算のほうを計上いたしまして実施した事業になりますが、なかなか住宅関連産業、リフォーム等行っている業者さん等に緊急経済対策をいろいろ講じてはいるんですが、なかなかプレミアム商品券とか、そういったものでもなかなかそういった仕事づくりにはつながらないというようなことから、例えばトイレを改修したりとか、台所を直すとか、屋根の塗装をするとか、そういった住宅関連産業等の業者の方々の仕事づくりの一環として始めた事業になっております。

なお、今年度は6月1日から1月31日までの事業に対して補助率が5分の1、20%、上限額

20万円ということで、10万円以上の工事を対象に実施したんですが、募集開始から先着順ということでやったものですから、応募される方が殺到いたしまして、あっという間に1週間、10日ぐらいでその予算額に至ってしまって、途中でもう受付を終了するというような形になってしまいました。

住民の方からも、もっとやりたかったのにとかというような要望も町のほうにもありましたし、商工会のほうにもぜひ来年もやってほしいというような要望もあったものですから、商工会の工業部会のほうから、ぜひ来年度も実施してほしいというような要望がありまして、今回予算要求させていただいたものでございます。

なお、先ほど補助率5分の1の上限額20万円という説明をさせていただきましたが、そういった応募が殺到するというようなこともありまして、工業部会では来年度につきましては5分の1ではなくて、補助率は10分の1にしたいと。さらに、上限額20万円につきましても、10万円に上限額をして、先着順ではなくて年2回、想定では4月と7月の年2回に、一定期間の期間を設けて応募していただくような形にして、できるだけ春、夏だけの工事ではなくて、年間通した仕事づくりにつながるように、そういった2回の応募で、予算枠を超えるような応募があった場合には、抽せんをして対象者を決めたいというような話で伺っております。

以上です。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 今話を聞いていますと、補助先は当然のことながら個人ということになるかと思うんですが、私は直感的に考えて、この事業者支援というような、ちょっとそこに思いが至らなくて、これは町産材の活用事業の延長なのかなというふうに私は感じたものだから、どうしてこの商工費に入っていたのかなという、ある程度ちょっと疑問で今質問しました。臨時議会のときにも質問はあったかと思うんですけれども、そこはちょっと失念をしていました。

例えば、ここで町産材を使った場合の云々なんていうことは考えていない。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 お答えいたします。

やはり町の補助事業でございますので、二重補助にならないように、例えばトイレとかに手すりをつけるとかということであれば健康福祉課、町産材であれば農林課のほうと、二重補助になっていないかどうかの確認作業をして補助しているということなので、もし農林課で町産材を使ったそういう補助を受けるということであれば、それ以外の部分の対象事業費に対して

は補助をするというような形とさせていただいております。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 今私が申し上げたのはそうじゃなくて、奨励として僅か10万円だけれども、ぜひやるんならば町産材を使ってくださいよと、そういう指導をされたらどうですかという意味の質問をしたんですが、そういうことはないですか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

町のほうからは特段そういった話はしておりませんが、今後議会で承認いただけましたならば、工業部会で再度詳細を詰める会議をして、4月以降募集を開始するというような内容になっておりますので、そういうご意見があったということはお伝えしたいというふうに思います。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 ページ115の17節、先ほどのスキー場の圧雪車であった部分の上段にある部分で、ちょっとお尋ねしたいと思います。

それぞれ備品購入ということですが、何を何台とか購入するのか、それぞれお聞きしたいと思います。

○室井嘉吉議長 館岩総合支所長。

○阿久津正人館岩総合支所長 答えします。

備品購入費の内訳でございますけれども、まず、たかつえカントリークラブ、こちらのほうにつきましては、農薬除草散布車用のタンク、1台1,000リッターぐらいのタンクでございますけれども、そちらの1台の購入になります。

それから、たかつえスキー場につきましては、業務用無線機16台、これは無線局の許可が終了しましたので、新たに更新ということで16台を購入する予定でございます。

以上でございます。

○室井嘉吉議長 伊南総合支所長。

○馬場 誠伊南総合支所長 答えいたします。

高畑スキー場に関しましては、救助ボート1台、リフト専用の電話機、こちらにつきましてはそれぞれのリフト同士の通話に係る電話でございます。こちらの整備。あと、スノーモービルを1台購入予定でございます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 たかつえカントリーの散布車、タンク車、その車とタンクとそっくり1台のものと考えているのか、タンクだけなのか、ちょっとそこがはっきり聞こえなかったもので、すみません、もう一度お願いします。

○室井嘉吉議長 館岩総合支所長。

○阿久津正人館岩総合支所長 お答えします。

こちらの機械につきましては、車両は別途用意してございまして、あくまでもこちらは農薬散布のタンクだけというふうなことでご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 はい、分かりました。

高畑スキー場の部分で、最初に答弁されたところがスノーモービルは分かりました。救助用の部分、もう一度具体的に説明いただけますか。ちょっとよく聞こえませんでした。

○室井嘉吉議長 伊南総合支所長。

○馬場 誠伊南総合支所長 お答えいたします。

救助用のボートでございしますが、スキー場内でけが人が発生した場合に、パトロールのほうでそのけが人を救助する、救助して乗せるボートになってございます。

○室井嘉吉議長 いいですか。ほかにございせんか。

5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 私は108ページ、2商工振興費の中の7報償費及び12の委託料についてお聞きいたします。

概要の73番で新規事業として、まちなか再生事業ということで288万6,000円の予算が計上されております。こちらの予算書を見ますと、まちなか再生計画策定委員謝礼12万、その下ですね、再生事業プロポーザル審査謝礼1万2,000円で、委託料の中で275万、合わせて288万6,000円という予算が計上されております。

私の勝手な想像なんですけど、この120万、委員会ということですから、委員会組織を立ち上げて、その謝礼として120万でしょうか。

○室井嘉吉議長 12万ですよ。

○5番 室井英雄議員 すみません、申し訳ありません。12万。そういうことでよろしいんですね、委員会を立ち上げるということで。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 お答えいたします。

このまちなか再生事業を計画するに当たりまして、新たなそういった会を立ち上げまして、そこに入っていた委員の方々に、いろんなワークショップとか、年間何回も開催いたしますので、そちらにつきまして、町の商品券1万円分を12名にお配りしたいというふうに考えておりまして、12万円という形で予算措置させていただいております。

なお、全員で12名ではなくて、あくまでその報償費を支給する対象の方が12名ということでご理解いただきたいというふうに思います。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 課長、もう一回。最後、何と。12名、10名と言いましたか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

はっきり分かるように説明してください。

○星 博文商工観光課長 はい、お答えいたします。

策定委員会のメンバーに、商工会の関係者ですとか、沿線の事業者の方々、あとは地区の方々ですとか、まちづくりの団体の方々とか、あとは県の建設事務所のほうからも委員として入っていただいて、委員のほう14名を予定しているんですが、当然ながら建設事務所の方々はお仕事で入っていただくという部分で、謝礼等についてお支払いしないので、14名のうち県の2名を除いた12名分に対して、1万円の商品券で12名というようなことでの予算計上ということでご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 上町地区にある石蔵を中心としたこの計画なんでしょうけれども、これ、たしか去年、おとしに、その跡地を取得して、私が9月の議会でどういう活用方法があるんだと尋ねたときに、関係機関と協力してという答弁でしたよね。

その関係機関と協力してこのような計画になったのか、そこのところを。もう名前は言いませんよ。関係機関と連携しての事業なのかどうか、ちょっとお伺いいたします。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 お答えいたします。

まず初めに、これはまちなかの再生計画の策定と、石蔵と日本家屋の活用というのは、重なる部分もあるんですが、別というふうに考えていただいて、石蔵と日本家屋の活用の部分につきましては、これまで検討委員会の方々に提案いただいた内容も含めて、プロポーザル審査会を開催して、そのお任せする事業者の方を選定したいというのがプロポーザル審査会で、このまちづくりの再生計画、こちらを立ち上げるというのは、単に石蔵とか、日本家屋の活用だけ

ではなくて、上町地区を重点地区にして、いろんな観光資源とかそういったものとそういった事業者とか、そういった部分を結びつけて、中心市街地ににぎわいをつくり出そうと。

さらには、今度田島バイパスができれば単なる通過点にならないで、バイパスに車をとめていただいて、そちらから中心市街地のほうにどのような形で誘導していくか。さらには、その沿線事業者、地区住民の方がどういうおもてなしとか、盛り上がりをつくっていくのか、そういったものを建設事務所にも入っていただいて、建設事務所も将来、県道になった場合の歩道の整備ですとか、あとは電柱の地中化とか、そういったものを一部考えているというようなお話でしたので、そういった話を業者さんに委託しながら、地域住民の方に担っていただくもの、あと、県にお願いするもの、町が行うものというのを位置づけをしっかりと、そういった計画に基づいて事業を進めていくというようなことで、再生計画は策定したいと思っています。

当然ながら、そこには石蔵と日本家屋というのがやっぱりシンボルといいますか、活動の拠点になることも考えられますので、プロポーザルを開催して、決まった事業者の方にも、その計画づくりに入っていただきたいということで考えてございます。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 分かりました。この事業の重要地区として、上町の石蔵が含まれるという、そういうニュアンスでよろしいんですね。

この委員会ですか、これ多分この予算からいくと1年かかりますよね。この委員会で策定されたものが今度はプロポーザルに上がってきますよね。審査しますよね、プロポーザルのメンバーが多分副町長を筆頭に。多分そうなると思います。どうなるか分かりませんが、多分副町長が頭で審査すると思うんです。それにまだ1年かかると。

1年かかって次年度に、また令和5年にずれ込むというんじゃないんですけれども、大体難しいね。いついつまでにやって、どうなって、令和8年にはこうなっていますなんて、そんな軽々しくは課長も言えないと思いますけれども、大体何年にはここら辺までとかって、その計画性はどこまで立ててあるのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

これね議員の住宅のエリアも住まわれているエリアも関係するところなんですけど、まちづくりは私もこれまでもいろいろ質問を受けましたし、私の考えも述べさせていただきました。一朝一夕でできるものではないです。やはりこれはいろんな人が関わりを持って、そしてなって

いくもんだし、時間もかかるもんだと思います。

ですから、これを計画、まず計画するという。いろいろこれまでも提案はありましたが、やはり中途半端なものだったし、そして実際にここの上町エリア、こう決めたことは石造りの家があるから、日本家屋があるからということばかりじゃなくて、やはり今課長が答弁しましたように、田島バイパスが開通したときに、このいわゆる今の121号線沿いの中心市街地をどうするんだということ、根本的な課題があるわけですよ。

ですから、そこを全線やれるわけにいかないから、ある程度ポイントを絞って、その部分をまず先駆的にやりたい。そういう意味で、その地域の人にも入ってもらったり、いろんな関係者のご意見をいただいたり、皆さんの意見を聞いて、そして調整をして、そして始まるということなんで、ですから、やはりそれなりの準備する期間、時間かかります。

ですから、それはやはり町並みというのは建物だけ変えてできるもんじゃなくて、いろんなその建物とかそういうものも含めて、いろんなその中にアイデアがあって含めて、まちづくりができるもんですから、やはりこれはじっくり私は考えたほうがいいと。

ですから、いつまでやると、確かに5年計画でやりましょうと、そういうことはありますけれども、まずはそういうふうな最初の段階として足場をつくって、その先に進む準備だということでご理解願いたいと思います。

本当に今は厳しい状況にはあることは重々私も承知していますけれども、そうした中で、ようやくこの動きが始まったということですので、その辺は皆さん方の意見を聞いて、そして将来この地区の発展を活性化といいますかね、地域の人たちに愛される、そしていろんな人が立ち寄っていただけるようなまちづくりを進めるということですので、ご理解願いたいと思います。

私は焦らないほうがいいと思います。何年間という、それは決めなきゃならないかとは思いますが、そこばかりにとらわれると今度は本質を見失うということもありますから、一応計画的なものはその中で話し合ってもらって、そして今後の方向性をしっかり固めていくというような段階でございますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 町長の言うことは重々了解いたしました。

本当、最後に一言、あまりにも町主導にならずに関係機関と本当に密に連絡して、本当に引きずり込むというような、そういう気持ちでこの計画を実行していただきたいと思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 115ページです。節が17番備品購入費の中で、先ほどたかつえスキー場の説明の中で、無線機の更新ということで無線機を購入するとあったんですけども、使用期限を迎えるということだったと思うんですが、無線機の使用期限はいつまででしょうか。

○室井嘉吉議長 館岩総合支所長。

○阿久津正人館岩総合支所長 お答えします。

申し訳ございません。無線機の期限については承知しておりませんので、ご了解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 無線機の使用期限なんですが、これは総務省の指導というか、電波使用区分の期限があつて、コロナ禍で2年延びたというのがあつて、ここの期限がもういつだか、私もしっかり覚えていないので聞いたんですけども、その延びた期限ももう迎えるということで更新されると思うんです。

たかつえスキー場さんはそれで今回更新されるということなんですが、南郷スキー場と高畑でも同じように無線機は使っているはずなんですが、例えば物をリースで使っているのか、それとも、所有しているのか。あと、更新の状況はどうなのかということをごちょっと分かる範囲でお願いします。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○酒井浩哉南郷総合支所長 お答えいたします。

南郷スキー場でありますがおとし更新をいたしまして、リースで、リース物件としてお借りして、更新をしたということでございます。

○室井嘉吉議長 伊南総合支所長。

○馬場 誠伊南総合支所長 お答えいたします。

高畑スキー場でございますが、高畑スキー場の修繕計画としまして、年次計画で実施しておりますが、今指定管理を受けている事業者のほうから、設備の更新をしていただきたいというようなことが要望は出てございますので、次年度以降整備のほうを検討してまいりたいと考えてございます。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 期限をよく確認して、2年延びて今年の11月、ちょっとはつきりし

たことはあれなんですけれども、期限、つまり電波が使えなくなるということだったと思うので、違法電波になってしまうということだったので、確認してその辺をやっていただきたいと思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ないようでございますので、これで7款商工費についての質疑を終わります。

次に、8款土木費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 それでは、ページ117ページ、土木総務費の負担金補助金補助及び交付金の中身について、続きまして、ページ124から125の土地区画整理費工事請負費、並びに18の負担金補助及び交付金について、3点についてお伺いをしていきます。

まず、第1点目でございますが、負担金補助金及び交付金の中に、それぞれ期成同盟会の負担金が挙げられております。県道黒磯田島線整備促進期成同盟会負担金15万円計上されておりますが、コロナ禍で同盟会の活動が休止状態というふうに思われるんですが、現在の要望状況というのはどういうふうになっているか、まずお尋ねをしたいと思います。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

黒磯田島線の同盟会活動につきましては、各種会議、事務局会議ですとか、幹事会、総会につきましては、書面というようなことで、コロナ禍ということで書面ということで開催をさせていただきました。

要望活動につきましては、それぞれ栃木県さん側と福島県側がございまして、那須塩原市さんが栃木県側の要望活動を実施しております。そして、福島県側につきましては、12月に町長、議長で、福島県側への土木部さんですとか、副知事さんへの要望活動は実施しているところでございます。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 期成同盟会、息の長い事業で、歴史的な仕事をするという意味では本当に最後まで関わられるかどうかなんて分からないんですが、大宅町長就任されて、国道昇格という、トンネルというようなことを提案をされて、時期的にも東日本大震災の後で、非常に

国道4号からの道路が、この我々が住む地域とのつながりが重要だということで、非常に国道昇格に向けてはよかったなというふうに、同盟会に参加して思っています。

それで、この国道昇格に向けて、それぞれまあ黒磯市と南会津町はそれでいこうということになっていると思うんですが、いわゆる栃木県と福島県の対応というのはどのようになっているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

この黒磯田島線、私も合併して議員になって初めてこの路線があるということを知りまして、ただ、これが県道になった途端に栃木県、福島県とも通行止めになったと、そういう経緯のある道路でございますけれども、象徴的にトンネルをイメージされると思うんですけれども、実際には栗生沢までの生活道路も含んでいますし、それから那須塩原市さんのほうにしてみても、深山ダムといいますか、そこまでの道路、生活道路もございますし、観光道路にもなっていると思うんですが、あと、そこからの区間、深山ダムから我々に向かった区間と、栗生沢の集落を過ぎたエリアという部分がやはり不通になっているわけでありまして、そこをどうするかということになっています。

私もすみません、ちょっと年数は忘れちゃったけれども、かなり前、7年ぐらい、8年ぐらいになるかな。そのくらい前に、もちろん福島県の雄平知事でありましたけれども、雄平知事もこの話を説明させていただいてから、栃木県の今現在の福田知事にもお会いして、そしてこの話をさせていただきました。

やはりその当時といいますか、それから知事にはお会いしていませんけれども、そんな中でこのような路線があるということをご認識いただきたいと、そのようにお願いしてまいりましたし、あとは那須塩原市さんの市長さん、何代か代わられていますけれども、そのたびにこのお話をして、お互いこれを何とか実現できるようにこの運動を続けましょうということを確認しているところであります。

そういう中で、コロナ禍となったことでお互いが合同して、福島県庁であったり、栃木県庁だったりということはなかなかなくなっちゃったんですが、その部分はいろいろこう対応を、できる限りの中での対応をしてきたところであります。

これも実は、以前から郡山国道事務所、ここにも私どもも話をさせていただきました。それで、先般、去年の暮れ、秋口だったのかな。郡山国道事務所の所長さんから一つ教えていただいたのは、都府県境道路整備補助制度とかなんとかという制度があるらしいんですよ。全くそ

の制度に合うのが黒磯田島線だそうなんですよ。

それで、もう一つはやっぱり国幹道路の国幹会議というのかな、道路を今後、国道をどう整備するかという、その会議が最近もう全く開かれていないと。ですから、国としては、新しい国道をつくるという方向じゃなくて、今ある国道、工事している国道をまず完成させるというようなのが方向性なのかなと思いますが、そういうことも含めまして、なかなか黒磯田島線が新しい道路として格上げされるというのは厳しいと、そのような状況にあるのかなとも思いますが、我々にとってはやっぱり非常に大きな道路になると思いますし、高低差もないし、それからあと令和7年には八十里越の峠が開通すると。そして、縦貫南と、それから栃木西部道路と、そういうことになりますので、ぜひこれは続けて要望していただければなと私は思います。

そういう意味で、皆さん方に託すわけでありませうけれども、そんなことで続けていただければ、いつかはそのようなことができるのかなと思います。新しい制度を聞きましたんで、その辺も研究しながら、あとはお願いしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。一応栃木県庁までも、それから福島県のほうにもこのお話はさせていただいております。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 同じく交付金の中で、栃木西部・会津南道路の期成同盟会の負担金6万円が上がっていますが、これは栃木県側は進んでいるんですが、福島県側というのは具体的に、あるいは具体的に計画的なものでは上がっているんですかね。その辺のところをちょっと教えてください。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

福島県側のほうは上がっていません。栃木県側のほうは3.4キロの湯西川から川治までの間は国の直轄権限代行でやりますが、我々としてはもっと私どもに向かってやってほしいという要望はしています。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 続いて、土地区画整理費の124から125の工事請負費、1億5,218万円。時間がありませんので、今年度の事業完了するとして全体計画の中の進捗率、もう事務的に答弁をお願いします。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

こちらの区画整備につきましては、全体事業費で68億2,400万予定しておりますが、現在約

80%の進捗ということになっております。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 完了までにおよそ80%ということではありますが、どのくらいあと見込まれますか。おおよそで結構です。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

令和2年だったと思うんですが、計画期間を延長させていただきまして、今現在令和12年度までの施行期間ということになっております。ただ、今の事業費ベースでいいますと、さらに延長が必要ではないかということで、今のところ見ているところでございます。

ただ、いずれにしましても、国の交付金の付き具合等、そういったことの外部的な要因にも左右されますので、今現在は少し様子を見ながら、近くなって検討ということで考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 同じく125ページの補助及び交付金の中で、鉄道敷横断水路整備工事等負担金とこう、5,567万2,000円、なかなか高額なんですけど、この負担金の内容は。お願いします。

○室井嘉吉議長 お答えいたします。

こちらにつきましては、まず場所がヨークベニマルさんから約200メートルほど西側に行ったところでございまして、そこに鉄道敷の下を通る排水路がございまして。ヒューム管に入っておるんですが、そこがその上流部の都市化の部分に伴いまして、最近のゲリラ豪雨ですとか大雨が降ったときに、排水が飲み込み切れずに近くの家へ浸水するというようなことが度々起きておりまして、ここを排水を大きくするための工事になっております。

鉄道敷ということでございまして、町が発注できる状況ではございまして、会津鉄道さんに負担金をお支払いをして、会津鉄道さんで工事の発注をしていただくということになっております。

その内訳でございまして、実施設計としまして1,067万2,000円、これはボーリングですとか、測量設計で1,067万2,000円。残りは工事費でございまして4,500万、これを負担金としてお支払いするというような形でございます。

○室井嘉吉議長 ほかにございせんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 ページ127ページ、目が住宅建設費、この中で松下団地の建設に関わる予算が掲げてあります。まず、その中でお聞きしたいのが、14番工事請負費の中で、既存住宅解体請負工事費って上がっていますよね。これは今住んでいる住宅を解体し、取壊しということだと私は思いました。その際に、そこに住んでいる方々の移転費というのは、ここの中に入っているのでしょうか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

この既存住宅解体工事請負費につきましては、空き家になったところからその都度解体をしております。今現在空き家になったことから来年度解体を実施したいということで考えておりますので、今現在住んでいらっしゃるいませんので、移転費等については見ておりません。

以上です。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 具体的に、その件数は幾らでしょうか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

来年度1棟の予定でございます。1棟の解体の見込みでございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 すみません、この工事を進めるのに1棟ずつ壊して工事を進めるのでしょうか。ちょっと聞いてください。まず、すみません、その質問をする前にまずお聞きしたい。この工事を着工するにあつて、住民の人たちの説明及び住民からのご意見はありましたか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

住民に対します説明会につきましては、すみません、ちょっと回数はあれですけれども、何度か地区のセンターのほうで実施をしております。こういった改築の計画を持って、老朽化した住宅のほうを改めて改善したいということで説明をさせていただいております。

先ほどのとおり解体につきましては、無理な移転を求めるのではなくて、下流側から住宅を整備して行って、希望される方からそこに移転していただいて、空いたところを壊していくということで、それぞれ今住んでいらっしゃる方の意向を尊重しながら事業を進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 今までの建設課の説明で私が思っているのは、私も提案しましたが、あそこは盛土しないと災害時に浸水しますよという、私が提案しまして、盛土することになりましたよね。

そうすると、今の説明だと理解が得られたところは盛土をしてやって、理解の得られなかったのはそのままにしておくというふうに捉えちゃったんですけども、どうなんですか、それ。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

松下団地の全体的な計画がありまして、全体的に盛土をして、あとはやっていくということで、今は下流側から整備をしております。ですので、新しくなった時点ではきっちり全体が盛土されるということになります。

今の住宅のところを何らかすることではなくて、下流側から計画をしていって、空いたところから新たな住宅の整備ですとか、道路の整備をしていくということで考えておりますので、出来上がった後には盛土をされるということでご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 ということは、空いたところから取り壊して、そして建てるんじゃないかと、全体的に盛土を、理解を得られて盛土してからそこを建てるというふうな認識でいいんですか、それとも、理解の得られたところから盛土して、住宅を建てるのか。そこら辺ちょっとはつきりご説明をお願いします。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

下流側から来年度は1棟、2戸を整備をします。そこに入りたい方の希望を取って、そこに入っていて、そうしますと、そのところの中で住宅が空きますので、そういったところを壊していきながら、空いたところ、整備できるところから整備をしていきたいという考えでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 やはりこの問題は言葉だけのやり取りだけではなかなか理解できないと思います。ぜひ、その計画ですね。実施工程、あと図面と、それをやはり議会において説明していただき、議論を深めたいと思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ないようですので、以上で8款土木費についての質疑を終わります。

次に、9款消防費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 私からは128ページ、2の非常備消防費の中の1報償、8旅費についてお伺いいたします。

8番の旅費の中の消防団員出場費用弁償1,470万5,000円の計上をされております。昨年の令和3年度の予算ですとちょうど1,300万で、この団員数はほとんど変わらない。前年度が658名、この中の実数ですよ。本年度が660名で、もう言いやすくするんで、出場手当が170万5,000円増えていると。その理由を教えてください。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 答えいたします。

消防団員の出場費用弁償ということで、いわゆるこれまで言っていました出動手当というものに当たります。これに関しまして、令和3年度が1,300万を当初予算で計上させていただきました。令和4年度が1,470万5,000円ということで、その差が170万ほどあるということだと思います。

その理由につきましては、議員ご経験のとおり、消防団本部員としていろいろとその年間の訓練礼式、いろいろと携わっていたと思います。そういう中で、一つの要因としては、消防の操法大会がございます。

昨年度は、令和3年度は郡大会のみの経費、出動手当等を計上させていただいたところですが、その後、今年度、令和3年度は郡大会、県大会、そして全国大会、それぞれ延期していましたが、結局のところは中止となってしまいました。

県大会、全国大会はそのままスライドさせるということになりまして、町の消防団としましては、そのまま郡大会の出動分もそのままスライドさせるという考えもございましたが、なかなかその消防団員の訓練ですとか、士気の維持がなかなか難しいという部分があったので、まず初めにやっぱり町の大会から進めましょうということで考えておりまして、令和4年度は町の消防操法大会の手当と、あと、郡大会の消防操法大会の手当を計上しております。約380万ほどございます。

逆に、手当が減っている行事もございます。検閲式なんですけれども、これまでいろいろと

コロナ禍の中で台風災害もございまして、中止となっていた部分もございまして、ようやく昨年の秋に検閲式が行われたんですけれども、なかなかやっぱり消防団員の先ほど言いました士気を維持する部分、あと、それぞれの各消防団員の負担軽減も考えまして、消防団と協議しまして、検閲式は年1回にしましょうということでまとまっているところです。

それに携わります訓練等もありますので、その額が約、ほかの手当等の調整もございしますが、210万ほど減額となっております。単純に差引きしまして約170万ほど減額になっているということで、主な要因としてはそのような2つの要因があったのかなというふうに認識しております。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 その内容はよく分かりました。

昨年4月に総務省消防庁より、報酬、消防団員のですよ、報酬及び手当について増額しなさいという通知が届いているはずなんですよ。そういう通知はどのような扱いになったのかお聞きいたします。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 お答えいたします。

全国的にやはりそういう消防団員の処遇改善が求められておりまして、国・県からもそういった検討委員会の結果、中間報告とか、そういったのを受けまして、令和4年度からを基準にみんな全国的に見直しなさいよという通知がございました。ただ、南会津町の消防団組織としては、かなり広域な範囲で行っております。

まず初めに、条例定数の改革といいますか、見直しをきちんと行いまして、今回の3月議会のほうで可決をさせていただきました。その後、本来ですと年額報酬の見直しも、きちんと見直しをするということで進めておりました。県の示す団員の年額報酬ですと3万6,500円でして、現在の南会津町の本町の年額報酬ですと2万7,000円ということで、9,500円の差がございます。

増えることに対しては、消防団員の理解は得られるのかなというふうには考えておりますが、ただやっぱり全体的な組織、消防団員だけの報酬とはまた階級がいろいろとございますので、そういった部分での調整も必要かなというふうに思っておりますので、さらに郡内、そして県内も実施する予定のところは、半分以上は聞いておりますが、なかなかやっぱりそういう地域性もございまして、ただ単に上昇、その増減額、率で上げるのか、その分、先ほど言いましたプラス9,500円をそのまま階級ごとにプラスしていくのかというのは、まだまだこれからちょ

っと協議が必要なのかなというふうには考えておりますので、町としましても、消防団と十分に協議しまして、4月以降そういった手当と処遇改善、まずは処遇改善の年間報酬等は4月以降にきちんとまたさらに、これまでもやっておりますが、十分な協議をしまして決定をさせていただきたいなというふうに思います。

なお、年額報酬ですが、なるべく9月議会までにきちんとお示しをさせていただいて、本町の場合は年額報酬は年に2回、上期、下期で支給しておりますので、上期の場合は10月支給となっておりますので、その分は9月議会で条例を改正しまして、町の今の考え方ですと、4月までに遡及をして、その分また新たに年額報酬が改正した場合は、その分を10月に支給したいという考えでおります。

いずれにしましても、先ほど言いましたとおり、消防団との協議をきちんと、十分な協議をした上でのお話ですので、その辺もご理解いただきたいなというふうに思います。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 決して消防団員は報酬目当て、手当目当てで活動している団員は1人もいないと思っております。それで、来年の9月議会定例会に向けて、そういう協議があるということはいいことなのかなとは思っております。

ただ、今手当の部分で現行、1日出動して幾らになりますか。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 現在のところ1日当たり4,200円、出動手当ということで、その組織として定められた、何でもかんでも出すわけではございませんが、定められた訓練礼式等においては1日当たり4,200円なんですけど、なかなかその1日拘束するような訓練礼式はございませんので、4時間までは2,100円ということで定めさせていただいております。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 多分この1日の手当が4,200円ということは、消防団員が知らない議員の方が多いいと思います。災害時に夜中2日丸々、私も役場に泊まって警戒しましたよ。その手当が皆さん1日4,200円ですよ。

総務大臣は9,000円にしろと言っています。8,000円ですか、どこから出た数字だか分かりませんが、8,000円にしろと。そうすると、消防団が集まると。そんなばかな話はありませんって。誰が8,000円で命かけますか。そんなことじゃないんですよ、消防団員はね。

だから、皆さんに知っておきたいのは、こういう低賃金で皆様の生命、財産を持っているということを認識していただきたくて、今回こういう質問をしたわけです。

以上です。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで9款消防費についての質疑を終わります。

ここで暫時休憩といたします。昼食休憩とします。再開は午後1時といたします。よろしく
お願いします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○室井嘉吉議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10款教育費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 私からは毎度おなじみというか、小学校費と中学校費、ページ数が139ページ、13節小学校費の機器の部分がありまして、13節使用料及び賃借料の上から2行目のタブレットの端末リース料1,192万9,000円と、関連がその後ろの142ページのやはり同じ13節の中学校費の中のタブレット、13節タブレット端末使用料の703万6,000円についてちょっとお聞きいたします。

前も同じような質問をしたことはあるんですが、GIGA構想というのは我々一般でいうと1人1台というPCとか及びタブレットという話で既に予算化されて、子供たちはもう既に始まっていて、今は自宅学習なんかもできるような実験も始まっていると思うんですけども、これについて、もう既にリースが前はパソコン室にあったものの残があるから、そのリースの継続は幾つかあるというようなイメージで今まで思ったんですけども、既にGIGAで1人端末が国の予算で完了しているというイメージであるものですから聞きたいのが、この台数とか、もちろん小学校は大きく合計で1,900万近くのリース料なんですけど、この内訳なんですけど、小学校の台数とか、中学校ので、その辺の詳細をお願いいたします。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 お答えいたします。

タブレットに関しましては、今ご質問あったとおり、リースの部分とG I G Aスクール構想による購入の部分と、二本立てになっております。

台数で申し上げさせていただきます。教育用コンピューター台数ということで、こちらのほうについては既にG I G Aスクール構想の前倒しとは別に、リースの分ということで考えていただければと思うんですが、小学校が177台、これは児童用ですね。生徒用が134台で、合計311台。教師用のタブレット端末ということで、小学校が45台、あと中学校が18台でございます。

あと、G I G Aスクール構想、こちらのほうについては昨年一括で購入した部分でございますが、小学校が425台、これは児童用ですね。生徒用が211台。あと、教師用ということで小学校が92台、あと中学校が62台でございます。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 2つの種類に分けられると、G I G A構想の予算で入手した部分。今言った台数についてですけれども、つまりこの425台、後のほうで言われた生徒の部分、211台かな。この分に関しての、今聞いている限りは、どれが国家予算というか、国からの予算で買ったのか、ちょっと区別がつかなかったもので、その辺もう一度どちらがどれで、どの台数がリースなのか、ちょっと教えてほしいです。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 すみませんでした。今ほどお話ししました425と211台、こちらのほうについては国庫補助で買ったものでございます。あと、同じく教師用の92台と62台、こちらのほうも国庫で購入したものでございます。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 思うのは、その425台と211台の国庫で買っても、既にこれはもう買取りですから、リースが始まっていなくて、先に学校教育課長のほうで言われた177と134台がリースという答えだと思うんだけど、これってこの台数を足すと生徒数1台で、低学年がどうで、低学年の分が足りないから、その分がパソコン室のやつを使うとかという話だったんですけれども、これ、この177台と134台のリース、この分のこれって同じ機種ですよ。

要するに、生徒たちに預けるものだから、全部違うことはないんですけれども、この分に関してのもう少し説明をお願いしたいですね。今リースで始まっている分の177台と134台の分、これはまた今度は学年の中で、生徒数で134台が211台に対して足りないから134台をやっ

るのかとか、その分買えなかった分を払っているのかとか、その辺をちょっともう少し説明していただけませんか。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 先にお買い上げいただいた311台、こちらの分については一応全体的に小学校、中学校全体を見渡しした中で、最終的に小学校1年生から3年生、こちらのほうに振り替えるというような形で今対応を進めているということです。

ちょっと設定の変更が必要になってくるというようなことでございましたので、ほんのちょっと設定の変更をしまして、来年から1年生、3年生のほうにこの311台を振り分けして、残りの分については、あと小学校4年生から中学校3年生の部分ですか、こちらについては新しいその国庫で購入したもので使用するというような段取りでございます。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 中学校の分を小学校に持っていくという話も以前聞いたことがあるんです。ただ、一つ我々素人から言うと、やはり国の予算でG I G Aでかなり億単位で来た、購入したという部分で、あと1,900万。これは高いか、安いかは僕も詳しくはないし、それは教育だし、ソフトも全部含めてだから1,900万と言うけれども、やっぱり町民として考えると、1,900万が年間、この後リースが多分今年2年目ですかね、しばらく続くんだと思うんですけども、これの検証というか、それはもちろんこれだけのお金がかかるとメーカーさんから言われればこれだけなんだけれども、この辺は理解しました。

ついでにこれは関連して、今このG I G Aスクール構想の現況だけ、ここに関してちょっと聞きたいんですが、どんな状況で、持ち帰りの自宅学習もテスト的にもう既に昨年の夏休み過ぎから始まっているような話を聞くので、ちょっと現況だけお聞かせください。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 お答えいたします。

G I G Aスクール構想、実際の活用、運用面ということでございますが、こちらのほうにつきましては、本年度スクールサポーターを導入しまして、各学校単位での支援というようなことで進めてきたところでございます。

持ちかえり訓練というような話もございましたので、今、順次進めているところでございまして、試験的に運用を今年からちょっと始めたところでございます。

一応来年度の予算の中で、G I G Aスクール運営支援センターというものを立ち上げて、それを運用していくというような考えでございます。いわゆるG I G Aスクールサポーターを中

心として、あとは学校の情報推進化委員という組織がございます。こちらの方の、学校の先生と、あとGIGAスクールサポーターでそちらの推進委員のほうは運営しているんですが、こちらのほうから意見をいただきながら、学校での運用面を図っていくというようなことで考えてございます。

本年については、あくまでも運用面についてのサポートということだったんですが、来年については具体的な学習方法等についても、ちょっと一步踏み込んで進めていきたいなというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 GIGAサポーターの力も借りながら、先生方の力も借りながら、そういうたけた先生もいらっしゃいますから、ぜひ我々としてみれば、住民としてみれば、そういうお金で子供たちにそういうタブレットを預けているわけだから、すごく有効に使って、その会議も有効であれば外部からとか、ここにある担当課の、ICT担当課とかもブレンディングいらっしゃいますので、そういう力を借りて総力で当たってほしいです。

こういうお金がもう国から来たら1,700万のリースがまた始まる。一部足りない分で始まっているんだろうと思うんだけど、それが人件費に回ったらもっと有効じゃないかと、こう素人は考えるわけですね。だから、そんな意味ではぜひ答弁は要りませんが、有効に会議のほうも、さらにGIGAスクール構想、子供たちの未来のために使ってほしいと思います。

ありがとうございます。大丈夫です。答弁は要らないです。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 では、1点だけお伺いします。

150ページの公民館事業費の中の委託料の中に、3感という学校送迎バス運行委託料が入っていますが、この3感という意味はどういう意味なのか、一つお伺いします。

○室井嘉吉議長 生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長 お答えをいたします。

3感学校ということで感謝の気持ち、ありがとうございますとか、そういったところの3つのキーワードを基にして、夏休みの間に地域の方々に講師となっていただきながら、子供たちの夏休みをサポートするというようなことで進めております。

以上でございます。

○室井嘉吉議長 11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 そうすると、これ、夏休みの中の授業の一つで行うということですが、これは対象者はどういう方になるんですか。

○室井嘉吉議長 生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長 お答えをいたします。

対象となる方は、館岩地区の小学校の児童でございます。

○室井嘉吉議長 11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 そうすると、館岩でやるということは、館岩の中の地区でやるということで理解していいんですか。

○室井嘉吉議長 生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長 お答えをいたします。

館岩地区の中でやるということで、館岩の支所の裏にあるセンターを使って実施をしております。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 主要事業一覧の107番山村留学事業、112番男女共同参画推進事業について伺います。

1点目、山村留学事業についてですけれども、これまでも進めてきましたが、コロナによりなかなか進め切れていないところがあると思います。その中、進捗状況と今後、今年度の予定、どんな事業を行うかについて伺います。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 お答えいたします。

山村留学事業でございますけれども、将来的には長期的な山村留学を行うというような目標を持って、今その準備的な形での事業というようなことを行っているところでございます。

本年度につきましては、短期山村留学というようなことで実施しました、令和3年度においても。来年度においても同様に、やはり短期山村留学というような形で実施をするというようなことで考えてございます。

中身的には本年と同様でございますが、夏休みの5泊6日、あとは冬休みの3泊4日というような形で、夏休み、冬休みに向けてやると。どうしてもやはり地元での指導体制だったり、あとは受入れ態勢ですか、そういった部分の確認だったり、確立だったりというようなことが

主な目的でございまして、やはりこれは早々に長期を目指すというのはちょっと考えてといたしますか、短期をできるだけ多くして、そういった土台づくりをしていく必要があるだろうというようなことで、来年度も本年と同様な事業を組ませていただいたというところでございます。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 館岩地域において進められているということ把握しておりますが、今ほどあったとおり、地域の中での体制づくりであったり、理解、そういった受入れ態勢を整えることと、ニーズをどれだけ把握していくかということの二本立てだということだと思いません。

私がお聞きしたいのは、やっぱり地域内の状況についてお伺いしたいです。これは星教育長になられてから進めてきました。また、我々も視察で現場へ行きました。非常に有効であると思います。館岩地域の振興策としても非常に有効であるとは考えておりますが、やはり地域内の理解と、体制づくりというのが一番の課題かと思いますが、どのような状況か伺いたいと思います。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私のほうからお答えしたいと思います。

地域の方におきましては、前からそのような構想があるということでお話をしておりまして、そういう場になったらご協力よろしくお願ひしますということでしたんだけど、なかなか実践の場はなかったんですけれども、今年度は冬にそういう場を設けることができ、短期のほうの受入れがありました。

地域の方にもいろいろな講壇に講師としてそういうことで参加していただきまして、大変ありがたかったなというふうに思っています。でも、なかなか慣れないことなので、やっぱり地域の方も戸惑ったのかなというふうに思います。

私の感触では、お願ひされたからやるかなというふうになっていた方もいらっしゃるかなと思うんですね。そういう状況ですと、やはり今後のことを考えたときに、お願ひだけではなかなか難しいのかなと。やっぱり地域の方もこういう事業が必要で、私たちが頑張っていきたいなというお気持ちになっていただくことが、長期にわたってこの事業を継続する力かなというふうに思いますので、やはり地域の方がある程度こういう事業に対して前向きに取り組めるように慣れていただくのが先決かなということで、しばらく短期を継続しようかなというふうに考えております。

あと、地域の方もだんだんご高齢になつたりしてきますので、やはり継続してやるには後

継ぎが必要かなというふうに思っていますので、そういう点では、もう少し若い方がこの事業に参加していただくと、さらに継続の可能性が出てくるのかなというふうに思っていますので、そのような点も含めてやっていきたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 了解しました。そんな中で、体制づくりというのが必要だと思います。

これまで恐らく分室のほうで担当されて、そういった館岩地域の皆さんとのコンタクトであったり、説明であったり、体制づくりというのをやっていたかと思いますが、今後も同じように館岩地域の住民に関わる部分としては分室でやっていかれるのでしょうか。その体制について、教育委員会内の体制について伺いたいと思ひます。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私のほうからお答えしたいと思ひます。

これはあくまでも私個人の考えになってしまう点もあるかと思ひますけれども、やはり地域の人とコンタクトとか、そういうことを考えた場合は、分室じゃなくて館岩のほうに拠点を置いて進めていくのが一番いい方法かなというふうに考えています。

また、館岩地区に館岩の教育を考える会という会も組織していただいておりますので、やはりその会の方たちとの話合いや、協力性とか、そういうのも必要になってきますので、将来的には館岩のほうで進めていければなというふうに考えています。

以上です。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 やっぱこれも人がキーワードになるんだろうと思ひます。なかなか輪を広げるって一番難しいので、そのためにはやはりこう思ひを持って進めていただけるような方、数人、3人いればというような言葉もあるとおひ、そこから広まっていくと思ひます。

館岩地域においては、やっぱり少子化も非常に進んでいるし、若い人がいないというような状況もある中で、希望を持てる事業の一つだと思ひます。教育という枠組みだけでなく、地域振興という枠組みにも関わってきますので、ぜひ支所、そして地域全体で取り組むような事業になるように、行政の中でも位置づけていただければと思ひます。

もう1点、男女共同参画推進事業、こちらにつきましては計画をつくるというようなことでございましたが、進捗状況について伺ひます。

○室井嘉吉議長 生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長 お答えをいたします。

こちらの男女共同参画計画につきましては、令和2年度にまず町民の方にアンケートを取りまして、その結果を基に今年度、役場庁舎内の関係者による検討委員会を開催しました。

さらには、庁内の関係者、地域的なことであったり、あとは企業的なところでJAさんですとか、各社の地域づくり団体からの推薦をいただいて、その委員の方、12名になりますが、こちらの方で組織する策定委員会を数度開催いたしまして、今年度策定をする予定でございます。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 生涯学習課長、それは今年度というのは3月までに策定するというところでよろしかったですか。施行するのが4月1日から、策定が今月以内で、4月1日から施行ということによろしいですか。

○室井嘉吉議長 生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長 お答えいたします。

3月中に策定をいたしまして、4月からはその計画に基づいて計画のとおりに行うに移すということでございます。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 計画の段階から関わる人、非常に大事だと思っておりますが、そんな中で今は女性団体というのが、男女共同参画ということですので、どうしてもやはり女性の活躍を推進するものだというふうに私は捉えているんですけども、そのためには女性の意見をどうやって拾うかというのは非常に大事だと思っておりますが、この計画によって町内に暮らす女性がどのようになるのか。

例えば、計画を策定する段階において、現状認識において、南会津町の女性の例えば不平等があるのかとか、そういったところ、課題、この計画において達成したいものというのは、南会津町の場合、どのようなどころにあるのか伺いたいと思います。

○室井嘉吉議長 生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長 お答えいたします。

今回のこの男女共同参画プランにつきましては、女性が活躍する場というところではなくて、性別にとらわれずに誰でもができるものをやるという、活躍できる場をつくるということでこの計画をつくっておりますので、女性の活躍はもちろん今までできなかった部分もあるかと思いますが、そういうことにとらわれず、今はジェンダーとか、いろんな方々もいらっしゃいますので、そういった中で誰でもが活躍できる場をつくっていかうということでこの計画をつく

っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで10款教育費についての質疑を終わります。

次に、11款災害復旧費から14款予備費までの質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで11款災害復旧費から14款予備費までの質疑を終わります。

次に、その他の事項についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これでその他の事項についての質疑を終わります。

以上で一般会計当初予算の全ての質疑を終了します。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第20号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第2、議案第20号 令和4年度南会津町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第21号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第3、議案第21号 令和4年度南会津町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第22号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第4、議案第22号 令和4年度南会津町介護保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第23号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第5、議案第23号 令和4年度南会津町水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第24号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第6、議案第24号 令和4年度南会津町下水道事業会計予算を議題とし

ます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎令和4年請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第7、令和4年請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願書を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

総務委員長、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 総務委員長の大桃英樹でございます。

私から、ただいま議題となりました請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願書について、総務委員会の審査結果を報告します。

この請願は、日本労働組合総連合福島県連合会南会津地区連合会議長佐藤氏より提出されたもので、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出を求めるものでございま

す。総務委員会では3月15日に審査を行い、報告書のとおり採択すべきものと判断しました。

次に、審査の経過を説明します。

請願要旨には、新型コロナウイルス感染症感染拡大の福島県内の労働環境に与える影響の大きさを述べるとともに、県内の労働者の多様化、非正規労働者が雇用全体の約4割を占めている雇用状況を示しております。また、南会津郡内においては、賃金格差から隣接する栃木県への労働人口の流出の事実があることも指摘しております。

審査におきましては、委員から都市と地方の賃金格差、それにより若者の都市への流出があること、諸外国と比較して低賃金であるという意見がある一方、雇用者の側の視点としては、コロナ禍の経営状況の厳しさや人件費をはじめとした固定費の捻出が経営の大きな課題であるというような意見が出されました。

現在の日本の賃金状況はこれまで約20年間賃金が上がらない状況が続いており、都市と地方の格差も依然として存在しております。政府は最低賃金1,000円を早期に目指しているとともに、2019年4月に施行されました働き方改革関連法案におきましても、同一労働同一賃金を目指しています。

また、諸外国と比較し、労働生産性が低いことも問題視されており、長時間労働や過剰なコスト削減など、労働環境の改善が望まれております。

以上の議論を踏まえ、総務委員会では全会一致で採択するものと判断しましたので、これをここに報告いたします。

以上です。

○室井嘉吉議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 この最低賃金の改正については、毎年請願があるようなんですね。それは、いわゆる労働者側のある意味では強い思いがあると思うんですけども、過去の採択状況を見ますと、使用者側反対というのがかなり多いんですね。このところのご事情を把握していますか。

○室井嘉吉議長 総務委員長、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 確かに労働者側からのこれは視点であり、使用者側からすると先ほど委員の一人から意見がございましたとおり、やはり固定費捻出というのは非常に大変なこと、さらに、これが主大企業ではなくて中小企業になれば、零細企業になればなるほど大変

だということも承知しております。いまだに社会保険もかけられない状況があったり、また低賃金のまま労働条件を与えられない、与えたくても与えられない雇用者がいることも承知しております。

世の中を変えるためには、どれか一つの意見だけを採択することは難しいと思います。互いの立場を尊重し、互いの立場をどう受け入れ合うか、どう主張し合うかが大事だと思っています。

今回の請願につきましては、毎年上げられているものではございますが、労働者側からの意見でございます。その中で、我々議員がどのような視点で考えるべきかとしたときに、やはりどちらの立場も重視することが大事だと思っております。

この請願につきましては、労働者の立場をしっかりと受け止めることが必要だと思っています。一方の意見を受け入れるだけではなくて、じゃ、我々は地域活性化をしながらどうやって労働条件を改善するために地域を盛り上げていくか、またいい雇用の状況をつくるか、こういった議論も必要かと思いますが、今回に関しましては、やはり諸外国とも比較をした場合に、労働者の環境が著しく低い、また成長が見られない、こういったことを国へしっかり要望していくことが我々町議会として必要な立場ではないかと判断いたしましたので、説明したいと思っております。

以上です。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 まさしく今、委員長おっしゃったような、言ってみれば環境というものをも十分理解をしなきゃいけない。しかし、請願に対しての採択か、不採択かという問題ではなくて、採択については私も賛成をしたいと思っておりますが、この奥に隠れている重要な労働問題の要素が実はあるんですね。

ですから、これはこれとして採択してもいいでしょうけれども、ここから、この現状からどう私たちは議員として、議会として展開をさせていくのか。これからより反対者が少なくなるような環境をどうやってつくっていくのかというのが、私は政治の最も重要な役割だと思うんですね。

そこで、この過去の経過の内容を見て思うんですが、今一口に固定費と言いましたけれども、固定費でもいろんなものがあるんですね。例えば、中小企業の会社の場合は家族が役員になっていて、家族の役員で賃金のウェートを占めていく。つまり、社長さんは雇用者側ですから。でも、専務なり、常務なりというのは雇用者になるわけですね。

そうすると、平均賃金というのは、そこでそれが平均化されると上がっていくんですね。しかし、労働者だけ、そういう人たちを除外して、その労働者だけを平均すると、かなり低いんですよ。

このところは政府関係者も分かっているんだらうと思いますけれども、これを政府関係に出すのであれば、そういうことも附帯事項としてつけられるかどうかは私は分かりませんが、そういうことも含めてこの最低賃金がより外国に近い、そして働く人にとって最も有効性のあるものに実現するためには、そのこともぜひ今後の検討課題に入れていただきたいと、このことを申し上げておきます。

以上です。

○9番 大桃英樹議員 おっしゃるとおりだと思います。

日本ならではの家族的な経営というのがずっとありまして、特に地方においては多いように感じます。なかなか外部からの目というものは反映しない、内部的に処理されてしまうところは日本の経営者の問題だと思います。

また、これが労働者にとっていい条件が整わない環境にもなっていると思います。実態が伴わない、例えば内部の家族の方に給料を支払っているとはいえども、実際は数字だけで支払われてなかったり、それによって平均給与が引き上げられてきたり、こういったことは様々あると思います。

実は、来年度、新年度予算のほうで、商工観光課のほうで労働環境といいますか、雇用状況であったり、職場の環境を調査する新規事業が労働費のほうで上げられております。なかなかこう地方、地方一自治体で景気を判断したり、経済の状況を掴むって非常に難しいことは、今回のコロナのことで我々総務委員会でも難しいということを伺っております。

しかしながら、そうはいってもやはり信頼関係を結ぶためには、そういった状況を把握すること、信頼関係をつくりながら、悩みはどこなのか、そして行政にできることは何なのか、しっかり考える必要があると思います。

総務委員会としてもその動きを注視して、より実態が分かるような方向性で委員の皆様にもご協力を賜りながら、また、議員各位にもそういった状況を、地域の情報であったり、各企業、会社の情報がありましたら、教えていただけるような体制を整えて進めていきたいと思っています。この1年間、ぜひこのことには注視して進めていきたいと思っていますので、ご理解いただきたいと思っています。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 なければこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから令和4年請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願書を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。

この請願は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、令和4年請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願書は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 2時05分

○室井嘉吉議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

○室井嘉吉議長 先ほど委員会提出議案1件、議員提出議案1件、議員派遣の件、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りをします。

この際、これらの案件については、お手元に配付の追加議事日程のとおり、日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、提出されております案件については、お手元の追加議事日程のとおり、日程に追加し、議題とすることに決定しました。



◎委員会提出議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 追加日程第1、委員会提出議案第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についてを議題とします。

ここで提出者、総務委員長から趣旨説明を求めます。

総務委員長、大桃秀樹君。

○9番 大桃英樹議員 それでは、私のほうから提案理由を読み上げる形で、提案理由の説明とさせていただきますと思います。

提案理由。福島県内の新型コロナ感染は、2022年に入り急激に拡大し収束の見通しも立たない状況であります。コロナ禍が続く製造業を中心に、海外サプライチェーンの影響による部品・資材不足による休業、生産調整などを余儀なくされるなど、第7波も懸念される中において県内の雇用と労働環境に及ぼす影響は未知数です。

一方で、福島県では、少子高齢化と人口の減少・流出が進み、震災当時と比較して生産年齢人口は約20万人も減少し、人手不足を補うための外国人労働者数も増加傾向にあります。加えて、障がい者雇用数も全国平均を上回り、パート労働者、契約社員・派遣社員などの非正規労働者は雇用全体の約4割を占めるなど、雇用形態の多様化も進んでおります。勤労意欲喚起による生産性向上と社会の格差是正を目的とした、政府の同一労働同一賃金の趣旨に鑑みるとともに、コロナ感染の影響を見据えたセーフティネットの強化策及び人口流出抑制策としても最低賃金引き上げと早期発効は喫緊の政策でもあります。

さらに、隣接する栃木県とは大きな金額格差がございまして、過疎化著しい南会津郡内からの労働人口流出のネックになっていることは否定できません。

よって、福島県の一層の発展を図るため、最低賃金法の趣旨を踏まえ、福島県最低賃金の引

き上げと早期発効などを強く求める意見書を提出するものでございます。

提出先は内閣総理大臣、厚生労働大臣、福島労働局長でございます。

意見書は別紙のとおりでございますので、ご拝読いただければと思います。

慎重審議賜りまして採決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議員提出議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 追加日程第2、議員提出議案第1号 ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議を議題とします。

ここで提出者より趣旨説明を求めます。

15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 議員提出議案第1号 南会津町議会議長室井嘉吉様。提出者、南会津町議会議員、楠正次。賛成者、南会津町議会議員、大桃英樹総務委員長。同じく渡部訓正産

業建設委員長、同じく丸山陽子文教厚生委員長、同じく議会運営委員長、同じく室井英雄広報委員長であります。

ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議に対する趣旨説明を申し上げます。

委員会提出議案第1号 ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議について、趣旨説明を申し上げます。

国際社会の懸命な努力にもかかわらず、2月24日ロシアがウクライナへの軍事侵略を開始しました。

このことは国連憲章及び国際法に違反し、人道にも反する明らかな侵略であり、国際社会の平和と安全、秩序を著しく損なう暴挙であり断じて許すことはできないものと考えます。

ロシアに対し、ウクライナへの軍事侵略に厳重に抗議するとともに、政府に対し、現地在留邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会と緊密に連携し、あらゆる外交手段を駆使してロシア軍の即時撤退と速やかな平和の実現に全力を尽くすことを求めるものであります。

よろしくご審議を賜り、ご決定くださるようお願い申し上げます、趣旨説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○室井嘉吉議長 それでは、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議員派遣の件について

○室井嘉吉議長 追加日程第3、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第127条の規定によって、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

◇

◎閉会中の継続調査について

○室井嘉吉議長 追加日程第4、閉会中の継続調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定によって、お手元に配付の閉会中の継続調査申出一覧表のとおり、各常任委員長から所管事務調査、議会運営委員長から所掌事務調査について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りをします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◇

◎町長挨拶

○室井嘉吉議長 本定例会に付された事件は全て終了いたしました。

ここで町長より発言したい旨の申出がありましたので、これを許可します。

町長。

○大宅宗吉町長 令和4年第1回議会定例会に提案いたしました全議案につきまして、慎重審議の上ご議決を賜りまして、誠にありがとうございました。

さて、令和3年度も残り僅かとなりまして、年度内に議会を招集する時間的な余裕がございません。つきましては、町長の専決処分が必要と見込まれる事項につきまして、事前にご理解を賜りたい案件がございますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず、1点目ではありますが、令和4年度の税制改正であります。現在、国会において、地方税法の改正が審議されているところでありますが、これが決定されますと、町の関係条例の一部改正が必要となります。

2点目ではありますが、令和3年度一般会計及び特別会計等の予算の補正であります。歳入における国・県支出金及び特別交付税や地方債などのほか、歳出の各種事務事業、医療給付費等について未確定の部分がありまして、関係予算の補正を行う必要が生じてくるほか、事業費の確定見込みによる繰越明許費の補正が予定されております。

以上2点について想定しておりますが、その他にも年度末に事由が発生し、専決処分が必要と見込まれる事項の発生も考えられることから、ご理解をお願いするものであります。

私の任期も4月29日までとなっております。今回の議会が最後の定例会となります。本当に皆様方にご協力を賜りまして、ありがとうございました。

私は穏やかな町、落ち着いた町、思いやりのある町、そういう思いで、自然の環境から、この町の社会的、経済的な状況から、そのような思いの中で、町政を担当させていただきました。

そういう中で、合併して15年がたったわけでありましてけれども、人口減少が非常に厳しい状況で、なかなか歯止めがかからないような状況にもなっています。西部の3村の人口が減少したと、そのくらいの人口減少の激しさであります。

一方で、そのようなこともありますけれども、そういう意味では皆さん方に頑張ってもらって、いろいろなことを克服することができました。

まず、東日本大震災がありましたし、4か月後に新潟市の豪雨災害がありました。また、その翌年度には集会場が吹き飛ばすような竜巻といますか、暴風がありました。そしてまた、伊南川の洪水で人命が奪われる事故もありましたし、そして、27年には関東・東北豪雨災害がございまして、桧沢川、荒海川、非常に大きな災害がございました。激甚災害の期間というもの9年間続いたような、考えられないような自然の猛威を改めて感じてまいりました。

しかし、そういう中で防災の拠点となるこのような庁舎も、皆さん方のご理解の中で建設す

ることができましたし、町民の皆さんが一丸となって人口減少の中、経済状況の厳しい中、そしてまた一昨年から少雪、そしてコロナ禍の中、私も雪といえば豪雪が災害だと、こう思っていたわけでありますけれども、私どもの冬場のいろいろな観光事業を進めるに当たって、改めて雪の温かさ、ありがたさといいますか、少雪も一つの災害なんだなと感じたところがございます。

そういういろいろな思いがありますけれども、これからやはり私たちはこの環境を生かして、人口減少の中ではありますけれども、皆さんと一致団結して、夢のあるこの南会津町をつくって建設していただければと、そういう思いで今はおります。

いろいろな課題があると思えますけれども、これまでと同じように、むしろそれ以上に、町民の皆さん、そして議会の皆さん、そして職員の皆さんには公僕として町民のためにしっかりとした仕事をさせていただくと、そのような思いでございます。

ぜひ私たちのこの地域は、今いろいろな意味で大変な状況にもありますけれども、私たちの町に向かってきている希望もいっぱいございます。道路の環境を見ましても、私たちの町に全ての道路が向かってきているような気もしますし、今回の議会でも町の再生に向かって地域の皆さんが声を上げていただきました。

これら一つ一つをしっかりと実につくように、花が咲くように、私も今後は一町民として、その力の僅かではありますけれども、皆さんと一緒にやっていければなど、そのように思います。微力ではあります但、皆さん方に支えられて12年間担当させていただきましたこと、改めて感謝申し上げます。

最後になりますが、南会津町の発展と皆さん方の安寧をご祈念申し上げ、感謝の挨拶とさせていただきます。12年間ありがとうございました。

まだ4月までありますので、その点はどうぞ最後までしっかりと。マラソンでいえば、あと195メートル残っているのかなと思いますが、スタートラインに立っていると、そのような気持ちで頑張りますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ありがとうございました。（拍手）



◎閉会の宣告

○室井嘉吉議長 以上で会議を閉じます。

令和4年第1回南会津町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午後 2時24分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 室 井 嘉 吉

署 名 議 員 丸 山 陽 子

署 名 議 員 大 桃 英 樹